

『入来院文書』

下村殿伺申候、可有御物語候哉、

去比、柏原方便者僧歸參之時、自入道方狀等令進候、定參着候哉、就其、去十八日夜前、山城同櫻崎城二ヶ所落候云々、目出候、未定説なく候間態不申候、方より治定候由承及候間、喜存^{②(ナシ)}候、定御同心^{②(ナシ)}候哉、彼境對治近日之由承候間、目出度存^{②(ナシ)}候、將又承候間事、入道方よりしたため進之候由承候、返々目出候、仍愚身も一通したため進之候、又すたか給候へく候、方より所望候間如此申候、恐々謹言、

五月廿三日

守政^(花押165)

『此文書讀候故、本のまゝ』

左馬^{②(佐)}殿[△]

『入来院氏文書載石見守重朝傳年間無之』

卅二番
給地反町附帳

美作守方

十一町六反^卅中
屋敷三ヶ所
此内うきめん二町六反中
同畠一町五反^卅

岡本伊與介方

卅八町三反^卅
屋敷十二ヶ所
此内うきめん十町八反^卅中
同畠四町六反^卅

又六方

七町四反
此内うきめん一町

久富木形部方

五町三反
此内うきめん一町

二階堂山城守方

六町七反
又二反中村ニ
此内うきめん一町四反

山口與五郎方

九町八反^卅
屋敷四ヶ所
此内うきめん二町四反
同畠六反^卅

馬場新二郎方

六町一反^卅
屋敷一ヶ所
此内うきめん八反^卅中
同畠二反^卅

樋脇因幡守方

十二町九反^卅
屋敷六ヶ所
此内うきめん三町七反中
同畠一町四反^卅

西牟田與次方

七町七反
屋敷一ヶ所
此内うきめむ二町一反
同畠三反

嶋田助五郎方

四町三反
屋敷一ヶ所
此内うきめむ八反
同畠六反

水手次郎四郎方

五町六反
此内うきめむ九反
同畠三反三升まき

村尾又八方

二町九反
此内うきめむ六反

堀切左馬介方

五町五反
此内うきめむ一町四反
同畠三反中、又うちあけ畠三斗

種田彦太郎方

五町八反
屋敷五ヶ所
此内うきめむ二町七反
同畠七反

村尾松龜丸

七町八反
此内うきめむ四反
同畠

同名五郎左衛門尉方

六町四反
屋敷一ヶ所
此内うきめむ七反
同畠

山口平左衛門尉方

五町四反
屋敷二ヶ所
此内うきめむ四反中
同畠六反(ナシ)

邊牟木孫六方

三町二反
此内うきめむ六反
同畠二反

柳田三郎右衛門尉方

五町
此内うきめむ四反

種田源五郎方

五町四反
屋敷一ヶ所
此内うきめむ八反

田代五郎次郎方

四町五反
屋敷一ヶ所
此内うきめむ五反
同畠七反

同名彦右衛門尉方

四町六反
屋敷三ヶ所
此内うきめむ九反
同畠一反

樋脇宗次郎方

三町三反
屋敷一ヶ所
此内うきめむ七反
同畠二反

瀬々十郎右衛門尉方

三町一反
此内うきめむ一町一反
同畠四反

種田又九郎方

六町 屋敷一ヶ所
此内うきめん一町八反
同畠一町

有川兵庫助方

五町八反 屋敷二ヶ所
此内うきめん九反町

萩太郎左衛門尉方

四反町中 屋敷一ヶ所
此内うきめん一町九反町中
同畠九反町

勝田九郎方

三町六反 屋敷一ヶ所
此内うきめん三町四反町
同畠二反町中

榑木孫左衛門尉方

五町二反 屋敷一ヶ所
此内うきめん一反町
同畠二町二升まき

田口藤次郎方

九町七反 屋敷十九ヶ所
此内うきめむ一町六反
同畠四反

同名源次郎方

二百十六町四反 六町 屋敷一ヶ所
此内うきめん六町五反
同畠

左京亮方

八町六反 屋敷二ヶ所
此内うきめむ一町五反町
同畠二町三反

向四郎左衛門尉方

三町七反 屋敷一ヶ所
此内うきめむ五反
同畠一反

岩出藤左衛門尉方

五町三反 屋敷一ヶ所
此内うきめむ一町町
同畠一反町

今村尾張守方

五町六反 屋敷二ヶ所
此内うきめん
同畠一反町

横大路右衛門太郎方

五町三反 屋敷一ヶ所
此内うきめん六反町
同畠二反二升まき

白川八郎次郎方

四町三反 屋敷一ヶ所
此内うきめん八反町
同畠二反二升まき

原口太郎三郎方

三町三反 屋敷一ヶ所
此内うきめむ一町五反町
同畠一反二升まき

原新次郎方

三町六反 屋敷一ヶ所
此内うきめむ二町五反町
同畠六反

嫌杖太郎次郎方

二町五反 屋敷一ヶ所
此内うきめむ三反町中
同畠一反町

上野源次郎方

屋敷一ヶ所
一町八反_下

此内うきめむ六反_下
同畠三反二升まき

田口助太郎方

一町六反_下中
此内うきめむ四反

四十五町七反_下

村尾次郎左衛門尉方

七町五反
屋敷六ヶ所

此内うきめむ二町七反_下
同畠一町九反

同名將監助方

八町九反
屋敷四ヶ所

此内うきめん一町三反
同畠六反

水池七郎右衛門尉方

十町四反
屋敷九ヶ所

此内うきめむ四町二反
同畠三町二反_下

谷津助八方

八町七反_下
屋敷三ヶ所

此内うきめむ二反中
同畠三反

飯保

七町

此内うきめむ七反
同畠五反五升まき

木場三郎次郎方

二町九反

此内うきめむ一町
同畠九反四升まき

村尾助左衛門尉方

屋敷二ヶ所
六町四反

此内うきめむ八反
同畠一町四反

鬼原助七郎方

屋敷一ヶ所
三町一反_下

此内うきめむ二町六反
同畠七反六升まき

樋脇彦左衛門尉方

屋敷二ヶ所
四町六反_下

此内うきめん二町六反
同畠七反

五十八町六反

村尾三郎太郎方

二町二反_下屋敷二ヶ所

河西孫四郎方

六反

木場太郎五郎方

八反_下 畠_下

種田次郎九郎方

畠一反二升まき
一町_下中山野分小牟禮ニ
屋敷一ヶ所

長野助次郎方

七反_下 畠_下中又一斗六升まき
屋敷一ヶ所

上井彦三郎方

一町_下 畠_下一反_下中
屋敷一ヶ所

内村助二郎方

五反

市來崎弥三郎方

五反_下 畠_下三升まき

木場彦七方	五反町	藺田助四郎方	二反
樋地岡左衛門太郎方	六反町	上村又次郎方	一町四反町畠一反
芳賀助四郎方	九反町畠	河崎孫次郎方	五反
春田八郎九郎方	四反	赤崎弥左衛門尉方	六反畠一反
有馬平次郎方	八反	田代彦八郎方	四反
田口次郎五郎方	九反	上川鶴乘方	三反町畠三反
芳賀三郎四郎方	六反町	岩本彦九郎方	五反
小嶋左衛門五郎方	四反町	種田肥後守方	三反町畠
天野彦四郎方	四反畠三升まき	志賀助九郎方	五反町畠
前田五郎三郎方	五反	西牟田乙王方	五反
山下助八方	四反	松本助六方	四反
池田小四郎方	六反町畠二反	成枝六郎次郎方	九反畠九反
向井助五郎方	六反	同名次郎三郎方	九反町畠九反
遠矢助左衛門尉方	六反町	今村四郎三郎方	一町八反畠六反
二木九郎次郎方	二町七反町中畠一町町所	同名次郎太郎方	七反畠一反
前田又十郎方	八反町屋敷一ヶ所	河原源次郎方	一町四反町畠五反
五藤弥太郎方	四反町	谷津董方	一町

成枝七郎五郎方

五反_可畠一反

赤坂大樂方

二町三反<sub>畠六反
屋敷二ヶ所</sub>

東平五郎方

八反<sub>畠一町一反
屋敷一ヶ所</sub>

今村三郎太郎方

一町三反_可畠七反四升<sub>マキ
屋敷一ヶ所</sub>

濱田與二郎方

六反_{畠一反}

山之口平三郎方

【本ママ今神四郎】
一町三反_可畠一町三反_{屋敷一ヶ所}

同平六方

四反_{畠一反}

完野助右衛門尉方

八反<sub>畠二反_可
屋敷一ヶ所</sub>

藤田藤三郎方

六反

種田孫右衛門尉方

七反_可畠三反

田代與三方

一町二反<sub>畠七反
屋敷二ヶ所</sub>

馬門孫太郎方

六反_{畠一反}

同名孫十郎方

五反_{畠一反}

嶋源五方

八反_{畠七反}

今村弥三郎方

一町四反_可畠七反

下田三郎九郎方

一町二反_可畠一町二反<sub>可
屋敷一ヶ所</sub>

山之口平四郎方

八反_可畠二反_{屋敷一ヶ所}

前田彦三郎方

六反_{畠一反}

富永

二反_{畠八反五藤右衛門}

くほた三郎四郎方

四反_{畠一反}

今村五次郎方

六反_可畠二反

田中六郎四郎方

一町五反_可

恒吉孫次郎方

八反_可畠七反_{屋敷一ヶ所}

切通五郎三郎方

七反_畠

濱田孫三郎方

五反_{畠一反}

石淵小三郎方

五反_可畠

今村助九郎方

五反_{畠一反}

東平六方

五反_可畠一反

河西孫九郎方

四反<sub>畠二反
屋敷一ヶ所</sub>

今村助七方

一町一反_可畠二反_可

同名助八方

四反_{畠一反_可}

村尾弥次郎方

七反_{畠二反}

須目田八郎三郎方

五反_可畠四反_{屋敷一ヶ所}

今村又九郎方

五反_{畠_可}

種田宮次郎方	四反可中 畠三反下 屋敷一ヶ所	上井 二郎左衛門尉	二反
竹下彦治郎方	一町一反可 畠八反可 屋敷一ヶ所	藺田 二郎左衛門尉	五反
木場田新三郎方	五反中畠一反	六郎兵衛	四反又一反
濱田弥太郎方	三反下中 畠而又一斗八升マキ 屋敷三ヶ所	木十郎	五反可
山之口次郎太郎方	四反下畠三反下	九郎右衛門	五反可
上井孫二郎方	二反可	源五	三反下
餅田次郎五郎方	二反可	「本ノマ」 助十郎	八反可中後屋敷二反敷
溝口平三郎方	三反可畠二反可中二升マキ	新五郎	
尾方助太郎方	二反可	七郎	七反
田口與三方	五反可	六郎四郎	五反可中
嶋本尾張	一町	弥八	六反下
長田新左衛門尉	一町七反可	彦四郎	四反
藺田助七	八反中	弥六	五反可
同助九郎	六反可	新三郎	
七郎	一反可	とら房	
四郎左衛門尉	五反	十郎兵衛	五反下
嶋本四郎二郎	四反可		

十郎四郎	四反	十郎次郎	五反 下
七郎五郎	一反 下	左衛門三郎	七反 重而四反
八郎九郎	六反 中	六郎二郎	五反
助八	五反	平右衛門	八反 下
太郎三郎	一町二反 中	左衛門二郎	五反
三郎四郎	一反 下	與三郎	二反
孫五郎	一反 下	次郎五郎	二町二反 下
彦二郎	三反	三郎二郎	三反
橋口助四郎	五反 下	與八	二反
田俣衛門七郎	五反 下	房	三反
源七	三反 下	八郎三郎	五反
久住 三郎四郎	六反	孫七	三反 下
又九郎	四反 田中六郎四郎方へ	彦三郎	屋敷計
弥三郎	三反 田中六郎四郎方へ	六郎太郎	二反 下
助三郎	五反 下 屋敷ツキ共六反	五郎三郎	六反 下
助七	八反 下	太郎五郎	三反 下
右衛門二郎 七「本マ」 七「本マ」	七反 下	衛門三郎	二反

彦三郎	三反 _卍	瑠理光寺	四町二反 _一 中『榑脇ニアリ』
原田九郎太郎	六反	西福寺	五町二反
八郎四郎	三反 _卍	天福寺	五町七反 _卍 『榑脇ニアリ』
六郎五郎 かち	五反 _卍 中	玄豐寺	二町六反『榑脇ニアリ』
五郎衛門 カチ	屋敷畠斗	觀音寺	三町四反 _卍
十郎三郎 カチ	二反 _卍	迎福寺	一町八反 _卍 中
七郎右衛門 うちた門主	二反	中原	一町四反 _一 中『榑脇中村ニ跡アリ』
なかの、門主	一反 _一 中	大知庵	二町三反『榑脇塔之原ニ寺跡アリ』
左衛門四郎	八反 _一 カチ 八郎二郎分	松岳院	三反 此内一反 _一 不『塔之原寺跡アリ』
七郎右衛門	六反屋敷一ヶ所	福泉庵	一町六反 _卍 中
		拈目	一町三反 _卍
壽昌寺	十町五反 _一	坂本坊	一町六反
古春庵	四町六反 _一	平徳寺	一町九反 _卍
且過	一町三反	三光寺	四反
徳泉寺	二町六反 _一	平安寺	一町 _卍 中又二反天辰ニ
法雲寺	六町九反 _卍	福王寺	一町二反
慈光寺	三町三反 _卍 中	諏方坊	三町七反 _卍

龍興寺
三桃庵
天辰
諏方坊
勝目
滿福寺
東光寺
大安寺
來福寺
瑞泉庵
町野
宮ノ脇
松下
木場原
上副田祝
きやう塚
中嶋
一ノ宮

一町
四反
一町五反
二町四反可
二町七反可『山田ニ萬福寺アリ』
三町可『山田ニアリ』
一町五反又天辰ニ七反
一町二反可
一町五反可
一町八反
二町九反可
一町一反
五反
一町四反可
二町三反可
二町一反
一町二反可中

シラワノ園
天神
倉野之祝
クラノ
はやま田
クラノ
岩戸野
ヤハスノ
御諏方
宮前
飯牟禮
牟類立
上園内侍
鷹子
赤儀領
大池
岩八幡領
大井神田
新田領
田サキ
大明神領
千盞
天神領

三反可中
九反可
二反田中門主
一反可中三郎衛門
六反
一町二反可中
三反門マわり
二反久木崎
一町八反可
四反可
可 正慶
一反可
一反可
可門マワリ
一町武田
二反
二反可

紫尾みゑいくてん

一反丁今村又九郎

芝原

一町三反町中

天辰

山王田

二反町中内侍

天辰

諏方領

一反門まはり

天辰

權現田

六反祝二郎九郎

久木崎大明神

一町六反丁高柳祝

コナカ崎

權現

八反町

追

權現

二反隈城窪田方被作候、

祝彦四郎

九反町中

五代田

一町

本村

諏方領

二反

村尾

天神領

六反町中

副田

諏方領

二反

別當

五反町

『右張紙

覺

合田畠五百六拾壹町五反三せ廿分

粗大ツ三萬貳千八拾七表貳斗貳升八合

⑧以
〔但〕壹畝ニ付貳斗掛り

高ニノ一萬千六百九拾八石六斗七升八合

西ノ正月十一日

』

468

『入来院氏文書』

御慶重疊、仍御假屋所被進候條、爲掃除、被相加水田十町候、在所之事者、明春以坪付可申候之間、先爲御存知候、恐々謹言、

十二月廿七日

忠克(花押79)

入来院又五郎殿

『重疊後彈正少弐』
御宿所

『包紙』

✓

『包紙』

入来院又五郎殿

御宿所

川上上野介

忠克

469

(本文書ハ二三六號文書ト同文ニツキ省略ス)

(本文書ハ三八二號文書ト同文ニツキ省略ス)

右ニ申候様ニ貴所事上落ハ相留候間、如高麗之渡海たる
へく候、恐々謹言、

猶々相新右殿も同前ニ可被成判を、遮而隙入事候間、
拙者一人にて申越候、以上、

十月十四日

本田六右衛門尉
正親(花押 232)

高麗表ニ江南仁指出候て、御一大事之由相聞候、就夫御
談合申度由候間、早々此方へ御越可有候、鎌田雲州も此
元へ御座候間、夜白無隙談合最中候、早々可被越事肝要
候、いさゝか油斷有間敷候、恐々謹言、

正月廿八日

桂太郎兵

忠詮(花押 74)

濱田民部左衛門尉殿

急度申候、今度高麗之雜説ニ付舟差渡可申候條、鹿兒嶋
より有川仲右衛門尉殿乗船、其津之様ニ相まはり候之間、
貴所事も有仲同船ニ御談合相定候之條、其校量專一ニ候、
擬ハ、貴所荷物之事、おろしおかれ候て、彼舟參次第つ
みうつされ候之様ニ才覺此時候、少も御油斷有間敷候、

(表紙)

年間不詳

附
錄
舊
記
雜
錄
卷七

「白木御文書七番箱十八」

勝手方

家老中江

別紙之通家老中へ申聞置候ニ付ハ、右様之義少にても無
之様、若左様之義有之候ハ、重咎目にも可申付候間、
其所能ニ相心得、當然之取計いたし、勝手方へ相掛候役

閏八月

ニハ吟味を盡し、不正之人柄役義申付無之様ニ相心得、
人柄之義ハ表方へも猶又及相談、少シも不正之人柄無之
様ニ申付へく候、當時之役付候役ニ小役人に至るまで、
不正之人柄有之ニおひてハ、早速致吟味、夫ノ咎目等
可申付候、此旨屹と申聞置候事、

「包紙ニ」『十八』
仰出

（御筆壹通
犬御隠居様トアリ）

「白木御文書七番箱中三十七番」

領國中風俗之儀ニ付而者、先年以來度ニ申渡趣有之候得
共、頃日ニ至り其詮も無之、城下ニ而向ニ與を立、元來
同朋輩之事候處、他與之者ハ他所之者之様、相隔風儀
有之、年若面ニ夜行辻立等之儀も、不相止趣相聞へ、早
竟右通風俗不宜所より、全躰一和不致、黨を結候事ニも
成立、仕置之妨ニ相成、不可然事候、依之大身小身共ニ

第一兼而定置候、作法を相守、分限相應夫ニ身分を慎、

專國中靜謐之儀を心掛、一統ニ致和熟、若輩之者共ニ茂喧嘩口論者勿論、徒ニ夜行辻立等禁止之趣、其外言語容貌等之儀迄も申渡置候通、忘却不致堅相守、屹と風俗立直候様取計、受持之役ニも無緩疎取締行届候様可心掛候、此上萬一相背者も有之候ハ、屹と咎目申付、就中黨を與仕置之妨ニも相成候者有之候ハ、其身ハ嚴科ニ申付、親兄弟共ニも大形之依輕重、相當之咎目可申付候、右之通薩摩守江も申達、領國中江申渡、其外締ニも相成候細ニ之儀者、家老中申談、是非風俗立直候様可取計候、

六月

家老中江

「右包紙ニ」
「重要公」

御隱居様御筆

仰出壹通「三十七番」

475

「白木御文書七番箱中十六番」

「口裏ニ」市正殿ニ被相渡候御書付之寫

御隱居様御志ニ而、江戸瑞聖寺江 圓徳院様 正覺院様御相牌并 御先祖様方御過去帳、御内ニ被相納、右御安置之場所、是又高輪おひて御内ニ御取計ニ而、御靈屋被相建、且又其内江 御隱居様御眞像被相納、且 御同人様御髮塔茂別段被相建、都而永久御修復料旁被相渡、永ニ御表之御厄害無之様、御取計被爲濟候、一右通有之候得者、永ニ何茂御構者無之、乍然格別之御眞像迄茂、御自身御安置之御事故、出火之節者、火消人數被差越咎候、

一平日御參詣并御代參等者無之筋、被究置候、右之通被仰付候條、可承御役ニ江可申渡候、

十二月

市正

476

「白木御文書七番箱中三十八番」

此節無據譯合ニ付、政事向何篇致下知事候處、所帶向極

難澁ニ而、江戸・京・大坂借金致増長、利拂其外諸用金、是迄之產物料ニ而者餘程不引足、大坂續金茂相滯、當時勤事茂調兼候程ニ成立候段、細ニ聞通候、右之趣ニ而者今形召置候ハ、年々令困窮、國家難相立成行、其上、萬一公私ニ付格段之入價ニ及候儀共、致到來候節者、必至與差支、可取計手段茂無之儀案中ニ而、誠ニ大事之時節候間、一日茂難差置、則より掛役々をも申付、諸向取縮鎮細之事迄茂自身聞届減少申付、且產物仕送り等之儀茂追々取しらへ、國元江茂掛合、何篇手を盡事ニ候、右通乍隱居引受候儀不容易事ニ而、先年致介助候節とハ譯合茂相替、老年之儀、萬一其詮不相立成就不致候而者、老後之恥辱、何とも殘念之至候故、日夜是而已致心勞候、然處江戸國元共ニ、是迄段々致省略候上之事候得者、此節取縮之儀者、至而迫り詰候事而已、其上賄料諸給金引方并壹匁出銀迄茂申付、以前とハ引替諸事不便利相成、諸人茂及迷惑、甚氣之毒候得共、一通り之儀ニ而者中々可詮立様無之、年々衰微ニ及、國中面々飢渴之難を難

逃相成候儀必定ニ而、其節ニ至り候而者、最早相救候趣法も有之間敷、兎角此涯急度不取扱候而不叶事候條、不得止事前文通嚴敷取縮申付、年限中ニ者是非其詮相立、諸人江も安堵爲致度念望ニ而、精魂を盡事候間、此旨を得と汲受、一往之不如意者致堪忍、專國家之爲を相考、向々勤場等も可成丈差繰、一統致和熟令精勤、末々迄茂心得違無之様申渡、一通り申渡之分ニ而者、得心致兼候者も可有之候間、支配頭等より右之趣意親切ニ可申聞候、

右之趣、江戸國元并京・大坂屋敷迄茂不洩様申渡、猶又家老中より右之趣意を以、別段委細ニ申渡、諸事行届候様可取計候、

九月

家老中江

「右外包紙ニ」

「三十八番」

御隠居様御筆

「重家公」

仰出壹通

「白木御文書六番箱中二十三」

家老中江

不依大身小身幼年より我儘ニ生立候得者、盛長之後國家之用ニ難相立、別而氣之毒之到ニ候條、貴賤共ニ得與其旨を相考、無油斷出精尤之儀ニ候、

一一門并名代をも相勤候家格之向者、屹と立候身分ニ而、專國中之見當ニ相成事候條、第一身持を慎、家法を嚴にし、懦弱之風儀無之様被心得、文武之藝者勿論、萬端禮儀正敷、威儀を不失様心懸候儀專要ニ候、

一大身分之儀者家柄に應し、古來より世録をも爲取置候付而者、夫ニ役儀を相勤、國恩を不報候而不叶事候處、若年之砌より何之教も無之、無學不才ニ生立、盛長ニ隨、或龜暴或ハ輕薄之爲躰ニ成行、家格之勤難申付者も過半有之、國家之費殘念之至ニ候條、其旨を致得心、夙夜可相勵候、

一番以下士分之者者、兎角身分ニ應し夫ニ之役場江可召仕之處、是又至而不才ニ有之、書キ讀等不自由ニ而

者、相當之役儀も難申付事候間、分限ニ隨ヒ諸藝を相嗜、往ニ用立候様相心得、何篇律儀を相守、風俗宜敷、

士風も相立候様可心懸候、

右條ニ、大小身共ニ若輩之生立柄を第一申渡事候間、親兄弟共其旨を汲得、家訓正敷、朝夕之示教不忘様、可相心得候、勿論依生質、才不才者可有之事候得共、折角相導候ハ、身分相應ニ者可生立事候、尤世上之交禮讓を本とし、怠惰之風儀無之、往ニ用立候様、無油斷可致教訓旨、屹と可申渡候、

十二月

「右包紙ニ」

齊宣公 「廿二」

仰出御筆 壹通

478

「白木御文書六番箱中五十九」

手鑑山城守國重

一本

對鑑薩州住藤原正清
一平安代

二本

長刀波平安氏

一振

以上

右一通

鍵

薩州住法城寺
橘吉國

一本

右一通

馬

一疋

右一通

〔右三通之包紙〕

〔五十九〕

一御手鍵

一黑熊對御鍵

一御長刀

一御鍵

一御馬

右御目錄三通

〔右者從 太守様 若殿様江被進候御目錄ニ而候間、御記錄所江可納
置旨、西覺兵衛々本田孫九郎致承知候事〕

御手鍵

一本 山城守國重
長五寸壹分

一切羽眞鍮磨

一上逆輪赤銅花形石目唐草毛彫 御紋三目釘ねち

一胴かね二赤銅唐草毛彫

一中逆輪赤銅はつれ雪石目唐草毛彫 御紋三・金小縁

目釘ねち

一太刀打せんたん巻

一留り赤銅花形石目唐草毛彫 御紋三・金小縁・目釘

ねち

一泥返花形赤銅唐草毛彫石突鐵

一柄櫛

一鞆白猪毛

以上

〔右一通包紙ニ〕

〔御持書トアリ〕

覺

黑熊對御鍵

二本

内

覺

〔白木御文書六番箱中六十〕

壹本 薩州住藤原正清長六寸貳分

壹本 一平安代長六寸四分

一鐔赤銅金覆輪

一切羽金

一上逆輪猪目花形四部 一御紋三金小縁

一胴かね三銀内一印付鈍有

一太刀打藤卷朱塗

一泥返四部 一唐草石突鐵

一柄櫓

以上

「右」通包紙ニ
「御拵書トアリ」

覺

御長刀

一振渡平安氏

一上鍬金無垢御紋透・下鍬金着

一切羽金無垢

一鐔赤銅磨金覆輪

一上逆輪赤銅七子金 御紋四唐草金高象眼 金小縁

一胴かね二 赤銅七子 御紋十二 金小縁

一銀篠五

一太刀打せんたん卷

一泥返赤銅七子 金唐草 石突鐵

一柄櫓

一鞘黑塗

一巢袋黑羅紗

以上

「右」通包紙ニ
「御拵書トアリ」

覺

御鍬

一本 薩州住法城寺橘吉國
長壹尺貳寸貳分半

一上逆輪赤銅 唐草毛彫 金御紋三 金小縁

一夢想金物 赤銅 唐草毛彫 金小縁

一胴かね赤銅 唐草毛彫

一中逆輪赤銅 唐草毛彫 金御紋三 金小縁

一太刀打朱塗

一留り赤銅 唐草毛彫 金御紋三 金小縁

一泥返赤銅 唐草毛彫 金小縁 石突鐵

一柄櫓

一鞘黃羅紗銀金物

以上

「右」通ノ包紙ニ
「御拵書トアリ」

「右四通ノ外包左ノ如シ」

【六十】

一御手鑓

一黑熊御鑓

一御長刀

一御鑓

右御拵書四通

「右者從 太守様 若殿様江被進候御道具御拵書ニ而候間、御記錄所江可納置旨、西覺兵衛々本田孫九郎致承知候事」

「白木御文書六番箱中九十七」

「口裏ニ」

信濃殿々被相渡候御書付之寫

於郁殿

右御實母琴ニ而候得共、此節以 思召御母伊尾江被仰付候條、此旨帳面記置候様御記錄奉行江申渡、可承向江茂

可申渡候、

十一月

信濃

「右包紙ニ」
「於郁殿御母之儀ニ付、信濃殿々被仰渡候御書付壹通トアリ」

「白木御文書六番箱中六十五番」

御記錄奉行江

秩父新太夫

右此節代々小番被入置候處、先祖代々者御番不相勤、曾祖父十郎兵衛代御番入被仰付候得共、由緒之一筋を以依願御番相勤候儀被成御免、養夫十太夫儀茂同斷被仰付候付、御番御免被仰付置被下度旨申出、願不取揚段者別達而申渡候、前文御番御免之儀、御役場向江不相知候付、猶又自家江相糺候處、曾祖父御番御免願書留、養父御番御免被仰付置候、申傳之儀共由緒之筋を以、段々申出候、曾祖父儀茂御番被成御免候、書留者不相見得、養父儀者申傳而已之事候處、慥成趣ニ而右通願出候條、御役を茂相勤居、甚以不束之仕形候得共、此節迄者不及沙汰候條、

以來右式取違之儀共無之樣可相心得候、

右之通申渡間可承置候、

七月

勘解由

482

〔御文庫廿一番箱五拾五卷中〕

八代長門守殿三侯院へ被取出候時節、御尋之由候、此方へ覺無之候、彼長門守殿三侯・高城へ居住候處ニ、天文元年壬辰十一月七日、嶋津豐後守殿・北原殿・北郷讃岐守忠相、從此三家被向勢及合戰候、其刻討捕長門守其外伊東一門、至雜兵以上三百八十人餘被討捕由候事、右之段以仕合可被申上候、以上、

六月廿六日

北郷次右衛門〔判〕
◎〔花押〕

内藤善左衛門尉殿

483

〔御文庫廿一番箱五拾五卷中〕

覺書

一三侯院・高城并山之口・梶山・勝岡・野と三谷此五ヶ

所共ニ伊東殿格護、然處嶋津豐後守殿・北原殿・北郷

讃岐守忠相此三家、以御談合高城へ可被相働由候、其

様子伊東殿方ニ洩聞得、右四ヶ所之勢高城へ相籠、寄

勢待請候、然者天文元年壬辰十一月廿七日高城へ被向

勢働有之候、城よりも多勢出合合戰有、味方及勝軍、

伊東殿勢及敗軍、石山越マテ追詰、高城城主八代長門

守殿ヲ初、梶山衆稻津殿・落合殿、勝岡衆海田殿、野

と三谷衆米良殿、山之口衆長倉殿・海老原殿其外福永

殿・宮崎殿・村山殿・川崎殿・宮長殿等、歴々侍十九

人、至雜兵以上三百八十人餘被討捕由候事、

一天文三年甲午正月六日、伊東殿家臣落合殿依内通、北

郷讃岐守忠相高城へ被向勢候處ニ、無子細落城、自夫

以來讃岐守高城へ罷移、格護之由候事、

一右落城翌日七日、梶山・勝岡・山之口三ヶ所共ニ、伊

東殿勢一同ニ城被明退候、自夫以來北郷格護之由候

事、

一天文十年辛丑六月十六日、伊東殿陣所鳥越、北原殿陣

「在林甚五兵衛」

所志和地双方より出合、高城へ被相働候、城麓マテ責入、城よりも出合、又梶山・勝岡・山之口衆も續合、其勢ヲ防返し合戦有之、敵及敗軍、數十人討捕之由候事、

一天文十一年壬寅八月廿日、伊東殿勢・北原殿勢高城へ被相働候、城よりも出合、於小山川原合戦有、寄衆多勢ヲ切崩、北原殿臣下志和池之城主白坂下總守殿ヲ討捕、志和池城麓まで追詰、到雜兵敵數百人討捕之由候事、

右三俣合戦之儀御尋ニて候、此中致相談候へ共、自是前之儀ハ不相知候、此書物御用ニ可立事不存候へ共、先以遣申候、成合候ハ、可被懸御目候、已上、

八月三日

土持權助

北郷次右衛門尉◎(花押)

内藤善左衛門尉殿

「雜抄」

芳墨令拜見再會之様覺候、就中銀壹匁一分贈給候、不寄存御志珍重々、過當之至候、仍御國本就御改易、愚老事大口相離候、一入餘波惜罷成候、將又御舍兄坂與右入道殿進退之儀、種々手替雖御忤申上候、未閑候、笑止之儀不及是非候、先々下向之企候、彼口柄を直可被聞候之間、不能口能候、兼又寺家地之事御上ニて、麓◎立御移候哉、御立柄不審ニ候、隨而御父之御夫婦西木老◎立御堅固共御入候、日出候由可預御心得候、恐惶謹言、

九月十四日

新武入

爲舟判

前朝日寺

參尊答

又申候、

いしん様へ御酒を進上申度よし申候、以

上、

幸便之儘申候、其許相替儀無之候哉、此地も同前にて候、紀州も下向候、風説ニハ別ニはや餘珍數儀もなさうニ

候、未定ニ候、又先度ハ中嶋到來候、うき兵糧之夫盛之事、若輩存ヨリ之儘申候、惣シテケ様之米盛などの事、無案内にて候へとも、いつもにかはり世上さハかしき刻ハ、必國本のさしづの様ニ計ハなきと承候て申候キ、其後ハとかく不承候、又惣別奉公人者身をおします、少ハ我と兵糧を腰ニ付候かたぎ望入候、左様之者をこそ、後ハ人だてめしつふと承候、身をもく候てハ、よき日には奉公シテ、アシキ日ハ見るまいなどの下心の花にて候歟と存候、是非〳〵少之儀にも入組かましく私かちの人ハ、よきころニ分別有へく候、諸事ヲ任せ候て頼存候まゝ、心中を書付持せ候、我々ハ如此内存ニて候、其ゆへハ連々ふちをくハへ、命をつぎ養置候、恩情之報ニハ、せめてケ様之時分、六ヶ敷事ヲやめ、一日もはやく軍衆之すゝミ候するかたを心かけてこそ、武士の本意又ハ主のためたるへく候ニ、夫幾人なくハ罷行ましく候など、やとひ人の様成風情之人多候よし傳承候、必定を不存候へば、此節ハ不申出候、爲心得候、恐々謹言、

雪月十日

下總守

忠判

阿多若州老

まいる

486

「雜抄」

今度之御上洛ニ付、銀子御用之儀候、借進上可申事憑入候、其方手前ニ不有合候者、長崎邊へ才覺尤候、後日返辨之儀者〳〵等可承候間、隨分念を入可〳〵恐々謹言

五月二日

比志嶋紀伊守

國貞判

本田良右衛門入道殿

487

「正文在文庫」

參洛事度と雖被仰候、京都之時宜、近日御敵進退可然時節候之間、面々各加談合、上意之趣申候、所詮不移時日企參洛、被抽戰功候者、尤以可然候、巨細之段者、自（細川勝元）管領可被申候、恐々謹言、

九月十四日

（畠山左衛門尉）
政長（花押）

「正文在文庫」

羽柴少將殿

道澄

嶋津兵庫頭殿

〔本文書ハ「舊記雜錄後編二」八九〇號文書ト同文ナリ〕

嶋津陸奥守殿 （立久）

〔本文書ハ「舊記雜錄前編二」六六三號文書ト同文ナリ〕

「正文在文庫」

猶以袈裟之儀、（義久）龍伯御着用吉例、旁以本望玠重候、
猶友枕齋任演說候、

爲軍陣御着用結袈裟、赤房之事、相應之子細候之間、則
差下之候、將又當月御祈禱之卷數守并大峯御祈念之儀、
先書如申候、昨日到來候條、同前候、（致近）彼是鎌田出雲守下
向之刻申候間、不能子細候、穴賢く、

九月十三日

（花押198）

羽柴少將殿 （義弘）

〔照高院如雪御判〕

猶◎至と「到」八代逗留候、さてく此刻不相手聞捨、可
令歸洛事、無念之次第、口惜候へ共、義久造作◎被ニ「不」
存候由候條、不及了箇候、いか様之才覺も仕候て、
此節馳付似相之働を成度心中迄候、御推量之外候、
飛立様ニ候、

其表之儀、早速本意之段、誠と玠重と大慶此事候、出陣
之刻◎至「到」和泉逗留之間、幸之儀被存、義虎申談、爲見廻
可令出馬之處ニ、從義久被對義虎、自然拙者雖其心懸候、
陣中萬事不如意之間、可被申留之由承候、只無用與被申
候儀候者、押而可令出陣候へ共、造作ニ被存由候處ヲ、
令出馬候へへ、忠か不忠ニ成候事と存、加遠慮候、更非
疎意候、ケ様之砌不相手餘所ニ可聞事、無念之「到」候◎至、
猶と期後音候也、狀如件、

九月三日

（花押198）「近衛前久公」

「正文在文庫」

尔來不申通候、抑肥州表之儀、被及一戰、被屬本意之由、
 無其隱候、然者急度祝詞爲可申越、内々使者申付候刻、
(清寂壽泉)
 蔭涼軒下國之由候條、依的便如此候、何様追而可申越候
 間、令省略候、委細者申含紹藏主候也、恐々謹言、

九月廿八日 (信輔)
(義久)

修理大夫殿

(本文書ハ「舊記雜錄後編」一四五四號文書ト同文ナリ)

「正文在文庫」

雖不寄思儀候、鐵放樂事、南蠻人直令相傳、(時義)
 無比類之由、觸御耳、武家御内書如此候條、令啓候、此
(清孝)
 趣被傳達、無相違候者可然候、猶不斷光院西堂可有漏脱
 候也、狀如件、

三月五日 (花押10) 「種家卿」

(義久)
 嶋津修理大夫殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二二七一五號文書ト同文ナリ)

「正文在文庫」

玆翰本望候、其後曾以無音信候條、無心元候折節、且令
 満足候、抑先年約束之儀、無相違之由候、祝着此事候、
 尚々嚴重急度被申付、於京着者、併家門再興之儀者勿論、
 弥被相叶、祖神之冥慮、可爲武運長久之基候、別而馳走偏
 賴入候、將亦緞子貳端如芳札到來、喜悅之至候、仍短尺
 十枚乍憚染筆候也、狀如件、

四月六日 (花押10) 「近衛種家公」

(義久)
 嶋津三郎左衛門尉殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二五三三號文書ト同文ナリ)

「正文在文庫」

しゆりの大夫事、こゝ程へつしてそりやく申さす候、よ
 るこひ入候、さてハから織の小袖つかハし候、ちやく用
 あるへく候、なを、ほそ川ひやうふの大夫、さい阿申候
 へく候、

七月四日 (義昭)
(花押6)

「舊御番所御文書」番箱中」

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」八〇四號文書ト同文ナリ)

嶋津陸奥守殿

進之候

「文明
中カ」七月八日

政則〔赤松云部太輔政則也〕
〔花押〕

祝言計候、恐々謹言、
其後無音慮外候、仍刀一腰國光・太刀一振國宗進之候、

「正文在文庫」

(本文書ハ「舊記雜錄後編一」一三〇九號文書ト同文ナリ)

嶋津修理大夫殿

十一月晦日

〔義久〕
〔足利義昭〕
〔花押6〕

日向巢之大鷹所望間、於到來者可喜入、隨而鑑遣之、委
細相含布施治部少輔、猶昭光〔真木鳥〕・昭秀〔色〕可申候也、

「正文在文庫」

しま津女房の局へ

御文書古目錄一卷

舊御番所御文書中之内

御文書古目錄一卷中

廿三通 頭殿御教書等正文

一通 侍所高遠江守流帳

十二通 異國降伏御祈以下事

蒙古人襲來以下事

一卷九通 薩州御家人□守護催促以下事

一卷十四通 塙飯以下臨時課役以下事

一卷十六通 蒙古人挿凶心可窺本朝之事

二通 御教書正文相模守所勞事

同御教書正文御劔事異賊降伏事

三通 同御教書正文 薩摩國警固事

一通 有事實 御教書正文 薩摩國惡黨博突事

一通 御教書正文 二季彼岸以下事

一通 御教書正文 筑前國垣崎庄事

一通 御教書正文 薩摩方内知行分事

一通 御教書正文 禁裏叡山以下事

□通 御下文并御教書正文 周防國築井庄事申狀

一卷五通 御教書以下正文 殺害人行延男事

□ 宮崎宮祭御教書正文

七通 關東御教書并請文正文市來院事申狀有之

□通 同御教書正文 走湯山事

五通 高時御教書正文

□通 關東御教書以下正文

十通 道義御讓狀以下置文正文

一結內 御教書正文 三通聞書以下官途事

三通 繪旨正文大隅守護職事二通
日向國守護職事一通

一通 繪旨正文 市來井田郷事

二通 將軍家御書并御返事自獻上被成之

一通 御下文正文 元暦二年六月十五日

一通 御下文正文 承久三年八月廿五日

右注文如件、

□通

□下文正文

□通 □堵御下文正文 文永八年十二月

一通 御下文正文 貞應三年九月七日

一通 御下文正文 承久三年閏十月十五日

一通 御下文正文 貞應元年十月十二日

一通 御下文正文 建曆三年七月十日

一通 御下文正文 文治二年八月三日

一通 御下文正文 文治五年二月九日

一通 御教書正文 弘安九年十二月卅日

一通 御教書正文 正應六年三月廿一日

一通 御下文正文 〔不記年號〕
五月九日 盛時奉云々

一通 御下文正文 〔同〕 五月十四日〔同〕

一通 御下文正文 建久八年十二月三日

一通 御下文正文 文治二年四月三日

一通 御下文正文 文保元年十二月廿一日

一通	□教書正文	康永四年	一通	賴朝大將殿 ^{◎御旨} 〔 [□] 〕筆之御狀
一通	御教書正文	貞和 [□]	一通	畠山重忠自筆之狀
一通	御教書正文	□和二年十一月廿一日	十八□	賴朝大將殿御下文
一通	御教書正文	康永元年十月三日	七通	高氏將軍御狀
一通	御教書正文	觀應元年□月十九日	一通	高氏御下文大隅國寄郡 ^{并御施行一通}
一通	御教書正文	貞和四年八月廿九日平山事	一通	高氏御下文忠氏之御一跡師久御相續
一通	御教書正文	八月二日將軍家	數通	觀應二年十一月二日
一通	御教書正文	曆應三年九月三日	二通	高氏御廻文
一通	御教書正文	觀應二年八月九日	十六通	高氏御下文 ^{并執事狀一通}
一通	御教書鎮西正文	貞和五年十一月十四日	三通	代々將軍御內書
一通	綸旨正文	正平六年八月三日	八通	口宣并高氏舉狀二通
一通	令旨正文	八月廿一日 御旗事	一通	高氏御判并讓狀
一通	令旨正文	十一月十六日	二通	官符宣 ^{并高氏御判二通}
一通	令旨正文	正平六年八月十九日	七通	國々庄郡并高氏御判 ^{延文元年八月六日}
一通	令旨正文	正平七年閏二月九日	五通	高氏御狀
	同綸旨案文		一通	薩戸國人中 高氏御廻文
一通	令旨正文	正平七年閏二月四日		肥前國松浦庄內早湊御判 ^{元和元年十月廿六日}

二通	義滿將軍御内書	一通	越前國已下の置文
二通	同御内書并直氏御内書一通		元亨元年九月六日
三通	義詮將軍御書	一通	周防國揚井庄領家職
六通	勝定院殿之御内書		正慶元年十二月一日
三通	綸旨鎮西警固日向大隅守護職事 元弘三年六月十五日 建武三年三月十七日	三通	師直之假名書之狀
一通	吉野帝御綸旨并副狀數通	一通	自將軍家御返事
六通	直義御狀	一通	元弘三年六月十日
五通	義持之御書	二通	にししまのゆつり狀
三通	文永年中御下知		和泉庄名主職同國東郷藏人跡事
一通	三ヶ國其外諸國諸庄之文書	一通	元和三年五月廿五日
	山城守道世より三郎殿への讓狀		大隅四郎宗實申給御教書
八通	承久之御下文	一通	永仁二年三月四日
十四通	讓狀		薩廣國河邊郡并大隅國本庄御下文
七通	師直之狀又加一通又追而書一通	一通	建武三年三月十七日
一通	綸旨市來名主職并豐後國井田郷地頭職同施行	三通	れいかくの御狀
二通		十三通	正八幡宮神輿御動座之時之鎌倉奉行狀
			了俊御狀

六通

(龍川滿願)
道鎮御狀

數通

(斯政)
氏經廻文

已上二十三疊

此外錦御旗袋

寶徳二年少春七日

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二二三五〇號文書参照)

大隅・薩摩兩國奉行

『忠久公』
建久八年十二月十五日

一 嶋津庄内薩摩方補任事

『全』
建曆三年七月十日

一 國薩摩國安堵御下文

(嘉)
加祿三年十月十日

一 御教書

『忠義公承久三』『四五ノ卷ニアルトソ』
五月十九日

(奉時)
一 武藏守衆かんなかきの御書

『忠義公承久三』
七月十二日

二枚
一 同かんなかきの御書

『同』『宛カキハ忠久公』
七月十二日

一 同御書

『全』『宛ハ同前ニ』
七月十五日

二枚
一 同御書

『忠時公』『文暦二年ならん』
閏六月廿九日

一 二位殿御書

『忠義公』『貞應元年ならん』
十一月十三日

一 一枚(頼朝)

『忠久公』『文治五年宛カキ庄司次郎也』
八月十五日

一 右大將家かんなかきの御自筆御書

三枚

一同御自筆御書

(重忠)
一 畠山殿自筆狀

一 越前國守護職

一同御施行

一 越前國生部庄御下文

一 伊賀國長田郷地頭職

一 近江國興福庄地頭職

(寺院カ)
一 伊賀國長田庄事

一 伊賀國長田庄地頭職事

一 異賊警固事

一 異賊警固事

一 高知尾以下御下文

一 周防國築井庄御下文

一 長田庄安堵事

一 麗嶋郡安堵御下文

(忠時) ◎置文之
一 道佛御(□文)御下知

一 市來院井田郷繪旨

『忠久公』『全年』『戌時』
八月廿日

『全』『元久二年十四日トアル此ナラン』
正月十三日

『忠久公』
承久三年七月十二日

『全』
貞應元年十月十二日

『忠義公』
承久三年八月廿五日

『全』
承久三年閏十月十五日

『全』
貞應二年六月六日

『全』
貞應二年八月六日

『全』
貞應二年十二月八日

『忠宗公』『九議歌』
弘安元年十二月卅日

『忠宗公』
正應六年三月廿一日

『忠宗公』
文保元年十二月廿一日

『貞久公』『元弘二年也』
正慶元年十二月一日

『久時公』
文永八年十二月廿四日

『忠宗公』
永仁六年十月廿三日

『久時公』
文永八年十二月廿四日

『貞久公』
建武元年二月廿一日

一 同御施行 二通内
一通案文 「本マ」
〔全〕曆應四年閏四月二日
〔全〕曆應元年十二月廿一日

一 日向國守護職繪旨
〔全〕元弘三年八月十五日

一 大隅國守護職
〔全〕建武二年十一月十七日

一 正八幡宮神輿事
〔忠宗公〕正應六年二月七日
〔全〕正應六年四月五日

一 同神輿事
〔忠宗公〕延慶二年二月十日
〔貞久公〕元弘三年六月十九日

一 造正八幡宮事
〔貞久公〕元弘三年六月十九日
〔全〕元弘三年六月十日

一 將軍家御返事
〔將軍家〕

一 御教書 是ハ不入候之間、遣之候 京

一 御教書 〔師久公カ〕
觀應元年十月廿一日

一 下總國古敷國衙御下文
〔三郎殿御分
〔忠宗公〕
觀應元年十月廿一日

一 道義御置文
〔三郎殿御分
〔忠宗公〕
觀應元年十月廿一日

一 三通道義御讓狀内二通 ○者有外題
〔忠宗公〕文保二年三月十五日

一 〔關東〕御教書谷山所務事
〔忠宗公〕永仁二年三月四日

一 三郎殿御分〔宗久〕
〔貞久公〕建武五年五月廿四日

一 故判官殿大藏郷御下文
〔全〕觀應二年八月十五日 御しきやう
文和元年十月十三日

一 大隅寄郡御下文
〔全〕觀應二年八月十五日 御しきやう
文和元年十月十三日

一 三郎殿御分〔忠宗公〕
一 嶋津下野守跡御下文
〔貞久公〕觀應二年十一月二日 御しきやう
文和元年十一月廿一日

一 河邊郡本庄御下文
〔全〕建武三年二月十七日

一 同御施行
〔全〕貞和二年十一月六日

一 官符宣
〔全〕建武二年十月七日

一 道義御讓狀御外題
〔貞久公〕有之

右、目六如件、

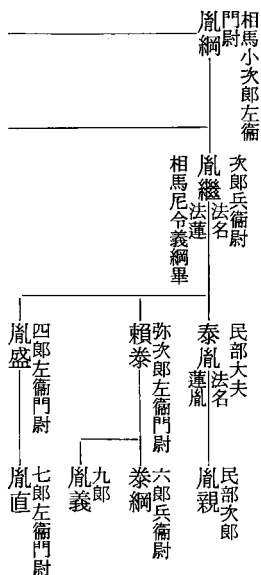
〔本文書ハ「舊記雜錄前編二」一三七號文書ト同文ナリ〕

〔朱書ハ舊記雜錄前編卷二十七ニヨリ補フ〕

498

〔舊御番所御文書二番箱中〕

〔御外祖御讓狀一巻中〕

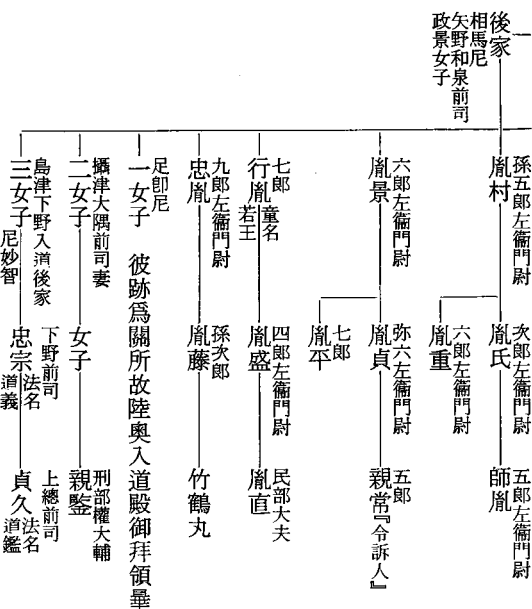


499

系圖

四條東洞院敷地相傳次第

(本文書ハ「舊記雜錄前編」一四七九號文書ト同文ナリ)



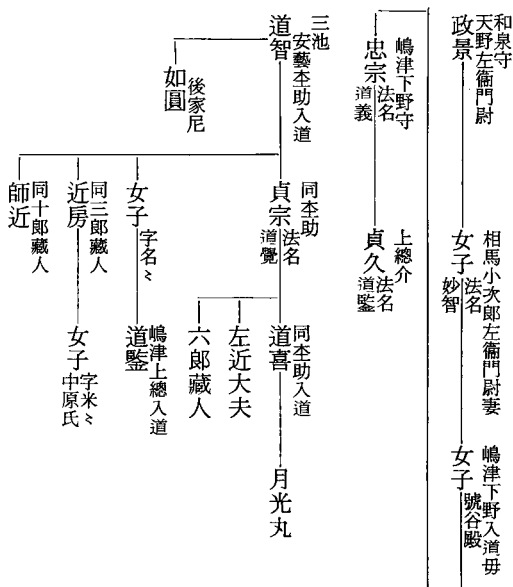
500

あすはこふのこなたに「云々下文略」

御判

「舊御番所御文書二番箱中」
「頼朝公御自筆御教書一卷中」

(本文書ハ「舊記雜錄前編」一四八〇號文書参照)



題 鎌倉將軍右大將公手書後

古曰、皇陶之後封於英六、衆國已滅而英六獨存、是知積善之家必有余慶也、從五位下豐後守源忠久者 鎌倉幕府右大將賴朝公長庶子也、其系譜連綿、家寶授受、明證遺美、口碑傳銘、原夫、文治五年幕府征伐奥州、以忠久都督諸軍、然齡未成童、以畠山莊司重忠、爲之監護、幕府授手書於重忠、以達于忠久、手澤現存、教諭丁寧、二十世孫、薩摩羽林綱貴、裝演縫襲、而爲家珍之最、且作句解以貽孫謀、嗚呼赤刀大訓和弓垂矢者、周之至寶也、然東遷之後失其傳也、羽林繼其^{⑨系統(前編一、一三八の二)}(統系)、保其家祿、傳其實器、藏其手書、則列侯雖滅、獨存其國者、積善所致而、猶祝餘慶于後裔、因爲之跋、

元祿十四年辛巳春三月嘉辰

從五位下守大學頭藤原信篤謹作書

朱
イン

朱
イン

501

「舊御番書御文書」二番箱中」

「御寶鑑三帖中」

富山刑部丞子息小童、母相具可上洛之由、所令申也、早件小童ヲハ付母堂、可被上洛也、仍執達如件、

五月九日
(兼時)
(忠久)
(花押 226)

嶋津左衛門尉殿

502

「舊御番所御文書」二番箱中」

「御寶鑑三帖中」

當國新納院・同國救仁鄉等、兼重等以下輩濫妨事、忠顯^(六條)
朝臣^(本マ、)申狀^(副具) 如此、子細見狀歟、早追出彼輩、可沙汰居

雜掌者、天氣如此、悉之、以狀、

(元弘三年)

八月四日

(岡崎範國)
式部少輔判

日向國守護館
(貞久)

「片書(腰簡)」
右後題胡天皇御綸旨洞院式部少輔實世判

(本文書ハ「舊記雜錄前編」一八七〇號文書ト同文ナリ)

503

「舊御番所御文書」二番箱中御寶鑑三帖之内」

砂金五十兩・太刀一給候了、難有候、謹言、

三月廿九日 (花押)「北條相模守貞時也」

嶋津下野三郎左衛門尉殿
(忠宗)
御返事

▽◎
若御前御方白大刀一進、但折節御差合間無御返事、

嘉元二年參上、同三年三廿九日御進物請取、

(本文書ハ「舊記雜錄前編」一〇八二號文書・一〇八三號文書ト同文ナリ)

504
「舊御番所文書二番箱中」

「御寶鑑三帖ノ中」

自伯耆國蒙 勅(令)候之間、參候、令合力給候者、本意

候、恐々謹言、

四月廿九日

高氏(判)(花押)

嶋津上總入道殿
(貞久)

(本文書ハ「舊記雜錄前編」一六三四號文書ト同文ナリ)

505
「全上」

鎮西合戰之次第委細承候畢、早速靜謐之條、爲悅候、且

注進狀之趣、經 奏聞候了、恐々謹言、

六月十日

嶋津上總入道殿
(貞久)

(本文書ハ「舊記雜錄前編」一六四一號文書ト同文ナリ)

506

「舊御番所御文書二番箱中」

「歷代龜鑑中」

令對治大隅・薩摩凶徒等、上洛之條、殊神妙也、急可馳
參之狀如件、

八月(三)日 (足利尊氏)
(花押4)

嶋津上總入道殿
(貞久)

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二六〇七號文書ト同文ナリ)

507

「舊御番所御文書二番箱中」

「歷代龜鑑中」

就硫黃事、梵章首座下向候、嚴密可有沙汰候、委細被仰
含章首座候也、

二月廿八日 (花押12)「將軍義滿公也」

嶋津修理權大夫殿

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二三四號文書ト同文ナリ〕

508 「全上」

硫黃二萬五千斤到來候了、神妙候、鎧一兩淺黃絲・太刀一腰遣之候也、

九月二日 ◎〔花押〕
〔判〕「全上」

嶋津陸奥守殿

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二三五號文書・五五二號文書ト同文ナリ〕

509

〔舊御番所御文書二番箱中〕

〔歴代龜鑑ノ中〕

今日吉日候之間、令申候也、

今夕罷出當陣候、即可申候之處、期明日之參會候之間、

遅々仕候き、

抑にしきのひたゝれの事承候、先祖一代御免候へは、子孫相續無相違事候、尤御用へめてたかるべく候、可存其

510

〔舊御番所御文書二番箱中〕

〔歴代龜鑑中〕

太刀一腰盛重、萬疋、唐櫃一荷沈・棒蘇方・銚子提沈・同櫓一、盆一枚堆朱、到來、神妙候、仍太刀一振久國、刀一腰安則、遣之候也、

六月廿六日 (足利義隆)

嶋津修理大夫殿 (勝久)「カタカキニ、將軍義隆公御判」

旨候、御旗事ハ其陳ニ一流之外不用事候間、御所持までたるべく候、如何様御ひたゝれの事ハ、殊々可目出候、心事入見參可申承候、恐々謹言、

八月十日 (今川) 了俊〔花押49〕

嶋津越後守殿

〔氏久公カ〕

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二三〇四號文書ト同文ナリ〕

511

「舊御番所御文書二番箱中」

「歷代龜鑑中」

大友中務大輔持直并大内新介息以下事、令發向豐後國、

可加治罰、若又沒落分國者、不廻時日可致沙汰也、

三月八日 (足利義教) (花押9) 「將軍義教公御判ト片カキアリ」

嶋津陸奥守殿 (忠國)

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二一四八〇號文書ト同文ナリ〕

512

「舊御番所御文書二番箱中」

「歷代龜鑑中」

金欄五端・沈二本・酒器一流、付鉢一對・鸞眼二萬疋、

到來候了、神妙候、太刀・鎧白糸遣之候也、

(永享五年) 閏七月十一日 (足利義教) (花押9)

嶋津陸奥守殿 (忠國)

513

「全上」

豐後國發向事、先度被仰之處、出陣之有無未能左右、既

近日可及合戰歟、不日令進發可致忠節也、

九月卅日 (足利義教) (花押9)

嶋津陸奥守殿 (忠國)

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二一四八二號文書ト同文ナリ〕

514

「舊御番所御文書二番箱中」

「歷代龜鑑中」

(義昭) 大覺寺事、依計略早速落居、忠節之至無比類候、向後弥

憑思食候、兼亦一紙披見、殊神妙、旁以心中趣、感悅不

少候、仍太刀一腰・腹物一領・馬一疋遣之候、委曲滿政 (赤松)

可申候也、

卯月十三日 (義教) (花押9)

嶋津陸奥守殿 (忠國)

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二二四一號文書ト同文ナリ〕

515

「全上」

(義昭) 就大覺寺事、以前玄照上洛之時且雖被仰候、今度儀忠節

之至、無比類之間、態以使者被感仰候、仍馬・太刀^{◎刀}遣

之候也、

六月十七日

(足利義政)
◎(花押)
〔判〕〔全上〕

(忠昌)
嶋津陸奥守殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一五七號文書ト同文ナリ)

516

〔舊御番所御文書二番箱中〕

〔歷代龜鑑中〕

就渡唐船之儀、度々被仰早、仍正使副使以下、在國中至
歸朝、諸事無等閑可加扶持候也、

二月廿二日

(足利義政)
(花押10) 〔將軍義尚公御判トカタカキアリ〕

(忠昌)
嶋津又三郎殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一五一九號文書ト同文ナリ)

517

〔舊御番所御文書二番箱中〕

〔歷代龜鑑中〕

就受領之儀、太刀一腰國光・鶯眼萬足到來訖、尤神妙、

仍太刀一振遣之候也、

九月廿三日

(足利義政)
(花押10) 〔將軍義尚公御判也〕

(忠昌)
嶋津陸奥守殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一五三四號文書ト同文ナリ)

518

〔全上〕

爲代始之禮、太刀一腰行安・鳥目貳萬足到來候、神妙候、
仍太刀一腰光忠遣之候也、

十二月十五日

(足利義政)
◎(花押)
〔判〕〔全上〕

(忠昌)
嶋津陸奥守殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一五二四號文書ト同文ナリ)

519

〔全上〕

就京都靜謐之儀、太刀一腰黒・鶯眼萬足到來候、神妙候、
仍太刀一振正恒遣之候也、

十二月十五日

(足利義政)
◎(花押)
〔判〕〔全上〕

(忠昌)
嶋津陸奥守殿

〔本文書ハ「舊記雜錄前編二」一五二五號文書ト同文ナリ〕

520

〔全上〕

參洛事、被仰出候之處、内ニ奔走旨被聞食訖、尤可然、
嚴重可遂其節、就中被仰含光通藏主之子細、速可^{◎令}下
知之、次伊東大和守事、同可申付候也、

〔足利義政〕

七月十七日

〔判〕〔全上〕

嶋津陸奥守殿

〔忠昌〕

〔本文書ハ「舊記雜錄前編二」一五五三號文書ト同文ナリ〕

521

〔舊御番所御文書二番箱中〕

〔歴代龜鑑中〕

兩國霍執之儀、太不可然、早可屬無事之段肝要候、此旨
日州へも被仰下候訖、委細者近衛殿可有御演說候、猶貞^{伊勢}
孝可申候也、

〔永祿三年〕

六月二日

〔足利義輝〕

嶋津修理大夫殿

〔實久〕

〔本文書ハ「舊記雜錄後編二」二九六號文書ト同文ナリ〕

522

〔全上〕

與日州牟榎之儀不可然、可屬無事之段、肝要候由、被成
御内書、被差越伊勢備後守候、此節被閣是非、御請被申
入者、尤可爲珍重候、此等之趣可申旨候條、令啓候也、
狀如件、

〔永祿三年〕

六月二日

〔花押馬〕〔近衛禮家公〕

嶋津修理大夫殿

〔實久〕

523

〔全上〕

令入洛、柳營之儀申付候、然者、殿料事、至諸國中遣候、
馳走可喜入候、猶藤孝可申候也、

〔永祿十二年〕

六月十六日

〔花押馬〕〔將軍義昭公御判ト片カキアリ〕

嶋津修理大夫殿

〔義久〕

〔本文書ハ「舊記雜錄後編二」四四五號文書ト同文ナリ〕

「全上」

今度 公儀御樣駄、先代未聞、無是非次第候、就其 一
 乘院殿到甲賀和田被成御退座、近國出勢之段被仰出、御
 請候間、急度^{◎可被成御入洛之由候、此度}可被抽忠功旨、被成 御内書、爲御使被
 差下上野大藏入道候、猶得其意可申入候由被仰出候、可
 得御意候、恐惶謹言、

十月廿八日

(細川)
 兵部大輔藤孝^{◎(花押)}判

(黄久)
 嶋津陸奥守殿

謹上

(義久)
 同修理大夫殿

(本文書ハ「舊記雜錄後編」一三四六號文書ト同文ナリ)

「全上」

今度織田事、依難遁天命、令自滅候、就其相殘輩、歸洛
 儀切々申條、示合、急度可入洛候、此節別而馳走可悅喜、
 仍太刀一腰・黄金拾兩到來、喜入候、猶昭光^(眞木島)・昭秀^(二色)可申
 候也、

十一月二日^(義昭)
 (花押6)

(義久)
 嶋津修理大夫殿

「右將軍義昭公御判ト片カキアリ、前ノ判ト異同如何」

(本文書ハ「舊記雜錄後編」一二九五號文書ト同文ナリ)

「全上」

爲 御入洛御禮、被差登喜入攝津介、御太刀一腰・御馬
 一疋・黄金百兩御進上旨、令披露候、被 聞食通、以
 御内書被仰下候、仍御太刀一振則重御拜領候、猶得其意
 可申由、被仰出候、可得御意候、恐惶謹言、

◎
 (七)月廿二日

兵部大輔藤孝判

謹上 嶋津修理大夫殿

「舊御番所御文書二番箱中」

「歴代龜鑑中」

就京都慮不慮之儀、到紀州滯留候、諸口調略之間、本意不
 可有程候、此度忠節可悅思食、爲其差下江月齋、猶藤長^(二色)・
 昭光^(眞木島)可申候也、

「全上」

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」一七三九號文書ト同文ナリ〕

平田美濃守殿

進之候

伊集院右衛門大夫殿

(忠候)

卯月十四日

藤長(花押46)

〔一〕色式部少輔藤長ト片カキアリ

程候、猶江月齋可被申達候、御馳走肝要候、恐々謹言、
 坂高屋四國衆等、可抽忠功覺悟無二之條、御本意不可有
 御座、諸口被相催、御入洛御行半候、仍被對大守被成
 御内書候、宜有御申沙汰候、東國勢既東美濃口亂入并大
 就織田彈正忠孝所行相積、去年被退城都、至紀州被移

「全上」

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」一七三八號文書ト同文ナリ〕

嶋津修理大夫殿

(義久)

卯月十四日

(足利義昭)

歸洛之儀、對毛利申聞處、則及請候、然者武田・北條・
 上杉已下相談、東西令一統、既出張火急條、此節嶋津勵

(輝虎)

(輝虎)

忠功候様、加意見者、可爲神妙、猶昭光、昭秀可申候也、
 (天正五年)

(天正五年)

卯月十七日

(義昭)

伊集院右衛門大夫殿

(忠候)

河上殿

(忠克)

平田將監殿

(光秀)

村田越前守殿

(經定)

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」一七九〇號文書・七九七號文書ト同文ナリ〕

「全上」

今度至中國被移 御座、對毛利 御入洛之儀、被仰聞處、
 則被及御請候、然者始武田・北條・上杉其外東西之諸士
 令一統、既 御進發火急候、仍被成 御内書候、此節於
 被抽忠勤者、尤可爲御感悅通、大守江可被加吳見事肝要
 旨、被仰出候、委曲蓮華坊可被申候、恐々謹言、

(天正五年)

卯月十七日

昭秀(判)

(花押)

〔カタカキ 眞木嶋玄番頭 昭光〕

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」一七九八號文書ト同文ナリ〕

伊集院右衛門大夫殿
河上殿
平田將監殿
村田越前守殿

昭光[◎]〔花押〕
「一色駿河守昭秀トカタカキニアリ」

〔舊御番所御文書二番箱中〕
〔歷代龜鑑中〕

就歸洛之儀、輝元申越間、染筆候、然者諸國士卒可勵忠
功由、無二令言上、既及行候、自然從豐州至防長取出、
入洛可相妨候哉、然間爲手合、防長兩國人數向豐筑、來
春頓可差渡條、豐後表可亂入事、併可爲供奉同前忠儀候、
此度別而馳走偏賴入候、猶輝元・隆景・元春可申候也、
九月十一日
嶋津修理大夫殿

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」一〇五號文書ト同文ナリ〕

〔全上〕

就 御歸洛之儀、輝元委曲被申越之間、重而對義久被成
御内書候、抑東北國之諸卒、悉可勵軍忠[◎]〔花押〕依言上、弥
東西一統被及御行候、然者從豐後至坊長境、自然取出、
可相妨候歟、早竟此度被拋萬事、豐州表匠^{義久}作於御亂入者、
可爲御供奉同前之御忠信之由候、就其向豐筑爲御手合、
來正月頓坊長兩國之諸勢、可被差渡之條、肥州龍藏寺被
仰談、被抽戰功、御當家御再興之段、偏賴被 思食旨
上意候、被得其意、被加吳見、此節別而御馳走肝要候、
猶輝元・隆景・元春可被申越通、相心得可申旨、被仰出
候、恐々謹言、
九月十一日

昭光[◎]〔花押〕
昭秀[◎]〔花押〕

伊集院右衛門大夫殿
喜入攝津守殿

〔此一書、天正十二年舊記雜錄中ニ載タリ〕
〔本文書ハ「舊記雜錄後編」一四四七號文書ト同文ナリ〕

533

「舊御番所御文書二番箱中」

「歷代龜鑑中」

雖未相通候、令啓候、仍大友方與鉾楯事、不可然候、所詮、和合尤候歟、將又此面事、近年本願寺令緩怠之條、^(光佐)誅罰之儀申付候、然大坂可退散由、依懇望令赦免、到紀州雜賀罷退候、幾内無殘所屬靜謐候、來年於藝州可出馬候、其刻別而御入魂、對天下可爲大忠候、^(前久)尙近衛殿可被仰候、閣筆候、^(傳)恐、謹言、

(天正八年)

八月十二日 信長

嶋津修理大夫殿^(義久)

御宿所

(本文書ハ「舊記雜錄後編」一一〇九八號文書ト同文ナリ)

534

「全上」

連々以面拜如申入、大友與嶋津干戈之段、不可然存候、所詮、令和睦尤候、大坂落着之條、來年者出馬、毛利可令追伐候、其刻双方別而粉骨、對天下可爲大忠候、被成^(貞知)其御心得、被仰含伊勢因幡守、可被差下事專一候、恐惶

謹言、

(天正八年)

八月十二日 信長

近衛殿

信長

(本文書ハ「舊記雜錄後編」一一〇九九號文書・一一〇一號文書ト同文ナリ)

535

「舊御番所御文書中」

「歷代龜鑑中」

好便之條、令馳筆候、抑其國豐州之儀、于今被申結由候、大友事、對信長公無疎略候、殊更藝州邊へも可及行調談候處、如此之段無勿躰候、縱義久存分雖在之、此刻可申扱候、宮内卿法印・猪子兵介同前候、則我等へ之書狀、爲扱見下申候、無吳儀同心候様ニ、吳見專一候、猶金鐘寺和尙ニ申渡候、巨細之段貞知可申候、狀如件、

(天正八年)

九月十九日 (花押記)「近衛前久公御判トカタカキアリ」

嶋津兵庫頭殿^(義弘)

(本文書ハ「舊記雜錄後編」一一一七四號文書ト同文ナリ)

「舊御番所御文書」二番箱中」

「歷代龜鑑中」

歸洛之儀、從上口言上趣、委細相含、柳澤新右衛門尉重（元改）

而指越之候、此節一廉馳走可頼入、仍太刀一腰康次・鞍

一口作遣之、猶昭光・昭秀（眞木島）（二色）可申候也、

九月四日（足利義昭）（花押6）

嶋津修理大夫殿（義久）

「此書ハ天正十二年雜録中ニアリ」

（本文書ハ「舊記雜録後編」一四三九號文書ト同文ナリ）

「全上」

歸洛之儀、從上口言上趣、委細相含、柳澤新右衛門尉差（元改）

越之候、此節一廉馳走候様、對義久可申聞事、可喜入、

仍肩衣・袴遣之、猶昭光・昭秀可申候也、

九月四日（天正十二年）（花押）（足利義昭）（判）（全上）

嶋津兵庫頭殿（義弘）

「此御書、天正十二年ノ雜録ニアリ」

（本文書ハ「舊記雜録後編」一四四〇號文書ト同文ナリ）

「全上」

今度秀吉其國鉾楯之段、無心元候、然者和睦儀、是非共

相喫度候、就其差下一色駿河守條、入眼可目出、猶昭光

可申候也、

十二月四日（天正十四年）（足利義昭）（判）（全上）

嶋津修理大夫殿（義久）

（本文書ハ「舊記雜録後編」二一六號文書ト同文ナリ）

「全上」

今度秀吉其國鉾楯之段、無心元候、然者和睦之儀、是非

共相喫度候、就其差下一色駿河守條、入眼可目出、猶昭

光可申候也、

十二月四日（足利義昭）（判）（全上）

嶋津兵庫頭殿（義弘）

（本文書ハ「舊記雜録後編」二一八號文書ト同文ナリ）

540

「全上」

今度秀吉其國鉾楯之段、無心元候、然者和睦儀、是非共相喫度候、就夫差下一色駿河守條、入眼候様、對義久吳見肝要、猶昭光可申候也、

(天正十四年)

十二月四日
◎(花押)(足利義昭)
 (判)「全上」

伊集院右衛門大夫殿
(忠模)

「以上三通ハ舊記雜錄中ニアリ」

(本文書ハ「舊記雜錄後編二」二二七號文書ト同文ナリ)

541

「舊御番所御文書二番箱中」

「歷代龜鑑中」

和平儀申遣處、言上之趣、先以神妙、就其秀(羽柴)◎長「吉」存分之通委細申含、昭秀指下之、此節入眼肝要、猶昭光可申候也、

二月廿六日

(義昭)
 (花押6)

嶋津兵庫頭殿
(義弘)

「此文書舊記雜錄天正十五年ニ在リ」

542

(本文書ハ「舊記雜錄後編二」二二七號文書ト同文ナリ)

年中之覺

一 正月 中

一 御在國之節者、元日五社參、六組諸士御供、

一 三日、惣出仕、

一 九日、御關狩方御用人御用係被仰付候事、

一 十一日、大般若宮仕申渡、御城内勤之諸士江御鏡

餅被下候事、

一 十三日、花尾山江、御代參ニ付、御進納物上、宰領

御步行壹人、御使番方々問合次第仰渡方首尾、

但諸所江御進納物有之候は、右同斷、

一 二 月 中

一 廿五日、護摩所におひて御連歌、

但宮仕申渡、

一 火之元改與中江申渡候事、月番御目附々申渡有之

候、

一 御連歌御作代、淨光明寺江相下候付、御使者小番壹

人申渡、仰渡方首尾、

一 御關狩之事、

但與之首尾前にて候事、

一 三月中

一 三日、御祝儀之事、

但觸方ニ不及候、

一 御馬追方申目下知申渡、仰渡方首尾、

但四月御馬追之節、綱面焼印取次申渡、

一 四月中

一 當月中、申之日・午之日・多賀司參被渡方首尾、

一 十七日、大雄山江御獻納物上、宰領大番一人、仰渡

方首尾、

一 宮内八幡神領高例年五月五日、田植參差越候付、締

方申渡候事、

但寶歷六子四月・明和四年亥四月日帳ニ有之、

一 五月中

一 五日、御祝儀之事、

但觸方ニ不及候、

一 六月中

一 朔日、御本丸おひて御祈禱之事、宮仕申渡候事、

一切支丹宗門改、

但初ニ觸方申渡候事、

一 頭屋供申渡、

但七月朔日・同廿八日兩度之事、服穢等有之候ハ

、相除、

一 七月中

一 名踊ニ付小與頭江締方申渡候事、

一 七日、御祝儀之事、

但觸方ニ不及候、

一切支丹宗門印形申渡候事、

一 頭殿備・鎗持十日比ニ申渡、鎗取人廿六日、

一 七日、御兵具所虫干、小番拾人仰渡方首尾、

一 八朔進上之御太刀取次取、小番・大番申渡方右同斷

首尾、

一諏訪大明神江 御名代方 御進納上宰領大番壹人申渡、右同首尾、

一福昌寺大施餓鬼ニ付大番勤方申渡、右同首尾、

一八月中

一八朔御祝儀之事、

但觸方ニ不及候、

一小普請銀改初ニ申渡御用人方より問合有之候事、

一人別壹分出銀觸方申渡候事、

但寺社方々、七月初問合可有之候事、

一火之元改觸方申渡候事、

但月番御目附より申渡有之候事、

一御連歌御作代淨光明寺江相下候付、御使者小番壹人

申渡、仰渡方首尾、

一九月中

一九日、御祝儀之事、

但觸方ニ不及候、

一荒田八幡祭禮ニ付、司參御名字下大番申渡、仰渡方

首尾、

一十月中

一火觸道具調替申渡、月番御目附方江申渡可有之候、

一護摩所稻荷御祭禮ニ付、爲御膝着御進納物上宰領大

番申渡、仰渡方右同首尾、

一十一月中

一三日、

一十二月中

一廿四日、御本丸におひて 御祈禱之事

但宮仕申渡候事、

一廿七日、御煤下ニ付無星之事、

一破魔拋締方申渡有之年も有、

一火之元改申渡、月番御目附方江申渡有之候次第、

一杉差申渡 當月之節も有之候、

一牛馬改例年當月有之、

一式日、講釋例年合寄申渡、合寄方より通達有之事、

來正月初之事、一所持江申渡事、

但合寄之日、始之日年々吟味次第、寄合方通達之節も有之、當座より觸流之節も有之、

一來年大番小頭申付、大番小頭差免候事、

與帳前書

與頭可被心得條々

一公義之 御仕置付て、毎度被仰渡趣堅く相守、御奉公方無疎意可相勤候、當時之御格式ニ付而者、段々被仰渡置事候間、其旨相守、與中之義可有差引事、

一學文武藝之儀、相勵候様連々可被申渡候、御奉公ニ付而者不時ニ被仰付、御用等も可有之候間、左様之砌無滞様、内々之心掛可爲肝要事、

但武具・馬具無油斷可相調、不應分限屋作衣服等に至、御條目之旨無忘却やう相守り、驕之躰可爲無用事

一御奉公方之心掛、孝行其外勤方宜敷、家業出精候者有

之ニおひて者、可被申出候、惡心不忠之者、又者行跡不宜、惣て諸人之妨ニ相成者有之ニおひて者、氣を付早々可被沙汰事、

一御奉公方致難澁、構虛病候體之者有之おひてハ、可有言上候、且又亂氣之人并亂氣と風きさし有之者ハ、親類とも入念可申付之、油斷惡事仕出候者ハ、親類中可爲越度之條、大形無之様可被申聞事、

一切支丹宗門之儀、公義一統之御太禁に候、且又一向宗之義 御家御太禁之事候間、疑敷儀も有之ニおひてハ、實否ともニ早々可有言上事、

一喧嘩・口事・入組有之節者、與中ニおひて首尾宜様可爲相濟候、若與中ニおひて事濟かたく義可有披露、訴訟・公事・入組等之儀申出候節者、有來通御法様之書付を以可申出候、以連判荷擔之躰申出義、可爲禁制事、一依科御誅伐者又ハ依罪闕所等被仰付候刻、雖爲親類縁者、無差圖人其場江罷越間敷候、蒙御勘氣候者江、見廻并音信等可爲停止事、

一諸士二男三男家にて、二三代も別立罷在候、嫡家又者二男家跡職無之節、依願自分之家者不相立跡職致相續候義も有之候、此儀家相續之爲ニ候、尤之義候得とも、代々別立罷在候家を不相立義者、如何之事候條、向後右跡之者者被仰付間敷候、其身之代ニ別立候者、又者子孫之内二男・三男有之候者、又ハ一類之内より致相續候者有之候者、其者者跡職ニ願可申出候、若右類之者も無之家及斷絕事候者、代々別立罷在候者にても跡相續不致候而、不叶譯も有之候者、其身之跡を仕居可申候間、相續御免被下度旨願可申出候、尤外城養子にても願可申出と存候者ハ、是又願可申出候、依其趣ハ御沙汰次第可被仰付候條、可被得其意候事、一家督之者相果、繼目之願及延引申出候義、不宜候間、右跡之者有之候ハ、與中より無油斷可被致沙汰候、且又繼目之義者、其子とも可被仰付哉、又ハ他之者江可被仰付哉、思召次第之事候處、嫡子之義者おのつから家相續仕居と存罷在候義、別而心得違に候事、

一與中之者有之節者、早速申出事候間、可被承置候、家督之者相果、直子等へ繼目致遺言書置候て相果候段、申出候節、遺言者追而可差出旨屈置、五日中午宛書之親類と茂より無遲滞、與所へ法様之通可差出候、何そ子細も無之繼目致延引候ハ、名跡被相立間敷候、御見合を以被仰付、繼目之儀者格別ニ候事、

一幼少又者不意相果候ハ、遺言書者無之筈候間、與所江申出候節、遺言書無之候繼目之儀者、追而相究可願出旨、是又屈置、左候而直子又者親類とも之内、相應之者究候而、繼目之願親類ともより可申出候事、

一直子無之、親類又者鹿兒島土にも養子可成相當應之者無之、家不相立儀確成候ハ、御格式之通、外城養子之願可申出候、右願御免之後、急ニ人柄難相究譯も有之候ハ、月延之願可申出、應其謂何分にも可被仰渡候事、

一長と病氣ニ有之候者、遺言書も不致置、死後親類ともより繼目之願申出候とも、其身油斷之儀候條、御取揚

有之間敷候、勿論御見合を以被仰付候義へ、格別ニ候事、

一御城下にて自然出火有之節へ、兼而被仰渡置、御掟之趣、相守候様可被申渡置候事、

一與中勿論與頭列以上之人、新家相立候へ、御家老直觸被仰付事候間、被得差圖、當與相除、御家老與ニ入候様可被問合候事、

但當事之與頭衆茂御役被差免候節者、何れも御家老直觸ニ被成置候、其身計與頭以上之御役被仰付候人、御役御免たりとゆふとも、家督之内者御家與ニ被入置、隱居以後家督之家内に可被召入候條、御格式不亂やう可有沙汰事、

一與頭直觸之御格式、此節被相立候間、御格式ニ相當人小與立歸候義とも、無油斷承届、時々被得差圖、帳面に可有首尾事、

一小與頭へ御馬廻、新御番諸役に被仰付置、此節御格式被相立候間、時々替合之儀無混雜様可被沙汰事、

一與頭中 御城にて寄合、此節被相立候間、與中何角之用事無滯やう、時々致替合可有沙汰事、

一與中之諸士、角入前髪被願出候者へ、與頭見分之上御免有之、可然者へ名書月番御家老へ差出、追時敷舞ニおひて月番御家老・大御目付致見分、其上にて御免可被申渡候、尤御見合を以被仰付候者へ格別ニ候事、

一角入前髪取御免之段、願人ともより御禮申出候節者、無行跡并見苦敷様爲仕間敷旨、書物爲致可被申出事、

一角入前髪取之義不及年生之極ニ、勢長相應之者へ、御家老見分之上、角入前髪取被差免候事、

一諸外城江勤方ニ付引越居候者之子とも并田舎入御暇被下置候者之子とも、角入前髪取之願、初而之 御目見相濟勢長相應なる者者、其所より願書、御家老不及見分可被差免事、

一角入前髪取御免以後、與頭不時に見分いたし、若見苦敷様跡之者、又へ兼之行跡不宜聞得之者も有之候者へ、屹度可被遂披露事、

主并親殺之科

一主并親を殺候者、又者可殺と企候義、無謂惡意ゆへ、其儀者少しも不存、親族までも別紙之通御仕置被仰付事候間、一朝一夕奉公いたし候ても、譜代之家來同前之事候、別而惡逆無道之事候故、從前之御仕置被仰付候次第、諸外城并末とまで兼而承置、可宜事候、此旨屹與申渡儀にてハ無之候、尤觸流不致、地頭所噉并私領役人共江、所中何そ仕置之儀ニ付而申渡儀とも有之節、其序右之趣をも申聞、其所と以下之者ともまで、連と別紙之趣申聞置筋ニ相心得可申候、

但夫妻子其外身近き者とも、仇を成候者、別紙之趣ニ準、親族までも御咎目被仰付事候、

二月

本書右同斷之内江

一主并親を殺候者、又者可殺と企候者、御仕置被仰付候次第、諸外城衆中并末とまで兼て承可宜事候間、右之趣地方并私領役人とも江、何そ所中仕置之義ニ付て

申渡候節、其序右之趣可申聞旨、先日申渡候間、彌以何そ所中之義ニ付可申渡儀とも有之、御當地江噉并役人とも罷越候砌、右之旨得與申聞、所中之義ハ連と承置候様仕可然候、觸流にて申渡にて無之候條、便宜なとにて、右書付役人中江屹與、申渡筋申越義にて無之候、若考違ひも可有之哉と、爲念重而相達候、

二月

將監

主を殺候者又者可殺と企候者并親族、科之事

一當人鋸挽にて兩日さらし、逆八付、女ニても同罪、

一當人妻梟首、

一當人男子梟首、

一當人男兄弟梟首、

一當人娘一世遠流、

一當人姉妹一世遠流、

一當人父母一世遠流、

一當人祖父母一世遠流、

一當人男孫斬罪、

一 當人女孫一世遠流、

一 當人伯叔父一世遠流、

一 當人伯叔母遠流、

一 當人甥一世遠流、

一 當人姪遠流、

一 當人從弟一世遠流、

一 女より主を殺し候節、夫あらハ夫は梟首、

一 義絶之親族にても其科無差別、

一 主を殺候者江、當家之家來同意いたし候者者、本人同

罪、他之者同意いたし候ても、其科本人同罪、

一 亂心酒狂にて主を殺し候者、親族までも正念にて殺候

者同罪、

一 一朝一夕奉公いたし罷在候者にても、右惡行之ものハ

譜代之家來可爲同罪、

父母を殺候者、又者可殺と企候者并親族科之事、

一 當人兩日さらし逆八付、女に而茂同罪、

一 當人男子斬罪、

一 當人娘遠流、

一 當人妻遠流、

一 當人男孫先籠込にて一世遠、女孫者親類御預け、

一 女より直ニ父母を殺し候節、夫あらハ夫逼塞、

一 亂心酒狂にて父母を殺候節、正念にて殺候者同罪、

以上

屋敷一卷之事

一 惣て掛持屋敷停止之事、

一 屋敷替いたし候節者、本屋敷讓請之人無之内者、自掛

持之姿に罷成候、且又屋敷讓請候以後、小身者者急に

居宅引移成かたく、時節を見合候義茂有之、其内者掛

持之姿に罷成積候、右式之者者何れも無據儀候條、件

之子細御勘定奉行迄届申出、月限等をいたし置候筋可

致、然ながら屋敷讓り請候以後、十二ヶ月過候まで不

罷移者ハ、御法之通屋敷可取揚候、それとも無據譯有

之、月限延申出候ハ、吟味次第可差延候、

一 無御免人屋敷貳ヶ所所持いたし候へ、一ヶ所可取揚候、

一 屋敷相直候以後、自身不罷移、餘人江預ヶ置候義、令停止候事、

一 初條に相記候通、小身者急に罷移候義成かたき者者、其旨御勘定奉行まで可申出置候、其内屋敷番ことく移し置候儀、心得次第、

一 士屋敷を内にて町屋敷に成置候事、又者町人江借し置候儀、令停止候事、

一 屋敷拜領被仰付、十二ヶ月過候まで不罷移候者、可取揚候、依場急に屋敷立候儀成かたき所者、十二ヶ月之内に、御勘定所江其旨申出、差圖次第可致候事、

一 近所之屋敷讓請、一ヶ所纏置罷居候者有之におひて者、一ヶ所者可取揚事、

一 右之通候得とも、親子兄弟屋敷并罷居境を取除候義者格別之事候間、右躰之者者御勘定奉行まで届申出置候上にて、屋敷境を取除き、後年境紛敷無之様、慥成驗

をいたし置、表向ハ貳ヶ所と相見得候様、一ヶ所に門壹ツ、明置候様、可申付候、

一 屋敷差迫り、親子兄弟家來等を差置候餘地無之者者、

近所之屋敷一ヶ所内にて讓請置、屋敷主を可差出置候、左候て内々境を取除き候義者、心得次第可申付候、

一 一ヶ所之内、境相立候義有之、且又百五拾坪より内屋敷切坪いたし、讓渡屋敷に出候義、停止之事候ゆへ、

別而小身者にて差迫り之者も有之、或は加勢を請、屋敷内を少々切坪にて渡置も有之、或は介抱不致候て不

叶者を、屋敷内に差置候義も有之、或は家來下人類ひを差置、諸用相達る人も有之、左様なる者者内にて

境相立置候よし、是又無據譯にて、前より右之通爲致置候由、然とも右躰之屋敷者、内々之境立まで相改

に者及間敷事候條、表向小路并ハ一ヶ所之姿相見得候様可致置候、勿論門壹ツ之外、別小門にても明間敷候、

然なから、門一ツ差支候譯有之、依願明置候義者格別ニ候、

一屋敷之内を近所之人江切坪にて遣候義有之、然者百五拾坪有之屋敷之内を、近所江切坪にて遣し置、境立候て者、別而小屋敷に罷成目立筈候間、表向小路并切坪いたし、不相見得様いたし、内々境立相直候義者、無據譯にてこそ右通いたす筈候間、内々之境させ構無之候、

一諸座附并に諸職人御借地江その者不罷居、餘人居住いたし候義、令停止候事、

一三百坪以上之屋敷、高百石以上之者にて無之候得者、居住不罷成候、然れとも奥向諸奉行、又者無役にても御馬廻り相勤候歟、右通之者者依頼之譯者可被成御免候、右之外百石以下三百坪以上之屋敷願、取揚間敷候、持來候者者格別に候事、

一三百坪以上之屋敷にても、場所あし敷又者屋敷之内重々岸又者池なと有之屋敷ハ、願により百石以下にても可被成御免候事、

一御借地被仰付置候人者、何様之譯にて御借地被仰付候

趣、來る正月十日より内、御勘定所江可申出事、

一鹿兒島中屋敷改之義、來る正月中旬ころより改かた有之筈候間、改人差越候節、屋敷主出合受答可申候、當時他行之人者、近所慥成名代兼て頼置可申置候、

一當分屋敷主罷居候ても、土屋敷と不相見得、買人等召置、不相應之家作等相調候者有之候ハ、是又見分あし敷無之様可致置候、

右之通被相定候條、得其意、何ぞ譯有之申出候義有之におひてハ、來る正月十日より内、御勘定所江可申出候、改め之節に至り申出候とも、取揚間敷候、御法違之屋敷者可取揚候、此旨致承知候様、支配中江可被申渡者なり、

十二月廿二日

御家老座印

大番頭

右之通被仰渡候條、支配中江不洩様寫を以申渡、本文無滞相廻、留より來月十日限返納可有之候、以上、

十二月廿八日

大番頭座印

「觸支配連名略ス」

543

一諸人、在中江借地いたし居、其地面に相掛候取納相滞、皆濟之支へ相成由候、借地之義者百姓方相對與存、取納方延いたし候義、心得違ひ之義ニ候、年貢地之事候得者、定置候日限之通不致取納候てへ、不叶事に候、右に付て者、延享三年、郡奉行江申渡候趣有之候處、程過候へ者等閑ニ相心得候哉、近年借地取納段ニ相滞不可然事候條、向後定置候日限通、無取違屹與滞不相成様、親類引受取納いたし候様申渡、乍其上不納候^之〔者〕人へ、早速地面在中江相返候様可被申渡候、

三月

信濃

右之通被仰渡候條、支配中江不洩様、寫を以申渡、本文滞なく相廻、留より來月五日限返納可有之候、

以上、

文化八年未

三月廿五日

大番頭印

觸支配中

「連名あり略之」

544 通達留

式部殿被相渡候御書付之寫

寄合并以上并小番・新番・御小姓與二男以下別立候者者、本家持高之内五拾石以上、與力之儀者五石以上、致附屬別立被仰付候旨、弘化之夏被 仰出置候得共、此節別段思召之譯被爲 在、寄合并以上并小番・新番・御小姓與二男已下別立之儀、本家持高之内拾石以上、與力之儀者是迄之通五石以上致附屬、別立願出候者者、御免被仰付候、左候而、分地無之別立者勿論、往々買地等之約束ニ而願出候者者、是迄之通一切御免不被仰付候條、此旨向

と江可致通達候、

但拾石以上分地願出候者者、自分本家江拾石以上殘置可願出候、

三月

攝津

右衛門殿外三人を被相渡候御書付之寫

諸色直段不及過當様、以前より諸色方被召建、御取締有之候得共、先般吟味之譯有之、諸色方被廢候處、當時諸國一統物價沸騰と者申なから、御領國中之儀、弥增高料成立、商人共利得を專とし、勝手ニ物價引上ケ、諸人別而難澁之趣ニ相聞得、甚以如何之至候、依之此涯御勝手方掛・御側御用人より向て御役場江爲致吟味、譬へハ船賃錢等者御船奉行、板・材木類者御作事奉行與、夫より向て受持之御役場ニおひて、鎖細ニ吟味を盡し、猶又生産方并御買物方掛、見聞役江も爲致吟味、時勢相當之所を以精微ニ取しらへ、諸色直段相究、一帳取仕立遂披露、右を大目附方江相渡、御取締向旁之儀者、何篇此以前之振合通大目附扱ニ而、御裁許掛初見聞役等被掛置、右之一帳

ニ基キ、御取締嚴重行届候様被仰付候、乍其上不法之賣買いたし候もの者、糺方之上屹と可及沙汰候、且亦右通諸奉行より諸色直成帳差出候上、依品時と相場之高下も可有之候間、其節と無油斷速と申出、依時宜者掛御裁許掛等より直ニ諸奉行江承届候儀も可有之候得共、平日御勝手方掛御側御用人引受、町奉行を初諸奉行江時と致沙汰、無手拔様可致取扱候、勿論町奉行ニ者、專市中より賣出候品、何色ニよらす氣を付、過當ニ不賣出様分而申渡、納屋魚類者日々之相場も相替由候間、是以不相當之儀無之様、萬端町役共江申諭置、取締可有之候、其上法外ニ賣出候ものも有之候者、不依誰人不差置、掛横目等江早と可申出候、右付而者專御勝手方掛・御側御用人を初、掛御裁許掛見聞役取扱向之心得、肝要之事情條、時勢彼是勘辨を加へ、平等被相行候様、手厚可遂評議候、此旨申渡向と江も不洩様、可致通達候、

三月

右衛門

攝津

但馬

式部

545

右衛門殿を被相渡候御書付之寫

町田内膳

右若年寄一篇之勤被 仰付候

右同人

右仕舞次第蒸氣船を急ニ上京被仰付、嶋津伊勢殿江交代詰被仰付候、左候而、詰中、御家老方御用承、他所向ニ而者御家老と相唱候様被仰付候、
右之通表方へ致通達、奥掛・御勝手方へも可相達候、

三月廿一日

右衛門

546

右衛門殿を被相渡候御書付之寫

御家老

新納刑部

右之通、今日 御直被仰付、加判同役同前、御役料高千石被下置、席順岩下佐次右衛門頭へ罷在候様、被仰付候、
御勝手方掛 一開成所掛

右同人

右之通被仰付候、

547

右衛門殿を被相渡候御書付之寫

當時天下之形勢日ニ變態ニ趣、近來諸所ニ戰爭も相發候而已ならず、既長州表ニおひてハ對陣之姿、一度所置を被爲失候而、戰相始候得者、天下之動亂と相成候儀者、眼前之事ニ候、就而者、最早御軍政不先立候而者、時節ニ不相應事候間、簡易之古道ニ被爲復、年頭・八朔・五節句并屹と立候御慶事之外、朔望之御禮を初、平常之同御機嫌等、惣而當分御意之平服不苦段、被 仰出候、第一海軍之御備、專務之時機ニ當り候得者、蒸氣船乗付之面々者勿論、右ニ相拘候向者、鎧下之籠手袖・半天・裁揚等可相用候、且御備組調練之節者、人々同様相用、其儘御殿江罷出候儀も不苦候付、非常之節常服ながら、實地之用ニ相叶候様可心掛候、萬事全簡易之制度ニ被振替候付、兼而淳朴之風習可相勵、左候而平日出勤服之儀者、是迄之通可被相心得旨被仰出候、此旨表方江致通達與

掛、御勝手方江も可相達候、

四月

右衛門

(表紙)

忠久公以降至
勝久公
年間不詳

附 舊 記 雜 錄 卷 八

忠久公以來
伊久公
道鑑公(島津貞久) 師久公 氏久公 元久公
久豐公 忠國公 立久公 忠昌公
忠治公 忠隆公 勝久公

又久富狀二通、加一見候了、宇波崎・鹽屋事申て候
狀者、是ニ可入候之間、留置て候、今一通ハ返進候、
又山門院ハ故殿御存生之時より、給分ニ給て候間、
殊更鹿倉事ハ存知して候ほと可委細申候、
御文條ニ委細承候了、

一黒多尾爲牧内哉否事、牧内をは本田淨觀之時、就◎開「同」
立候、完おひたゝしくて候、黒多尾者爲宗馬立て候、
故殿御狩之時、我とも完餘射て候之所にて候、立鹿倉
と申、馬立場と申、無不審候、牧内之外と申候條、勘
法次第候、次誠牧内外と申候者、其支證を可出之由被
仰候て、可被相尋候、瀬浦・賀志浦・黒多尾・脇本・
宇波崎・鹽屋崎・尾嶋・小名者皆替て候へとも、何も
牧内立鹿倉にて候、各別御申候覽事、返ニ不可思議候、
一久富百姓等追放事、追放候ほと的事者、重科現形候歟、
何事罪科ニ追放候けると、此段可被尋候、

一北原代官三郎太郎男私檢斷事、承候了、先日如申候、
道鑒手領事ハ、是◎にて「ニ而」可有沙汰候、彼仁等をハ是へ

可給候、又事次第をハ委可承候、

一其外間事者、先日も如申給候、諸事其ニテ可有沙汰候、
一博多肥後豊後合戦事、重合戦候て、官方打勝候、將軍
方皆被追散^{◎候}之由、自或方申て候^{⑤し}之^⑥間、無心本存候之
處、重合戦者無跡形事候之由承候、目出度候、旁以目出
承候事、返々悦入候、定それにも聞得候歟、恐々謹言、

十二月十八日

道鑒
(花押124)

(本文書ハ「舊記雜錄前編」一六八一號文書ト同文ナリ)

549

『野田山内寺文書』

極樂寺住持職事、有御住、被致天長地久之御祈禱執務候
者、恐悦候、恐々謹言、

正月十一日

道鑒(花押125)

(本文書ハ「舊記雜錄前編」一六八二號文書ト同文ナリ)

550

『入来院氏文書』

凶徒國分平次郎友重・同永利又太郎入道祖性兩人跡田園
事、善惡共令中分、半分所去申候也、迄于御子と孫と、
聊不可成違亂之煩候、此上者於公方可舉申候、恐々謹言、

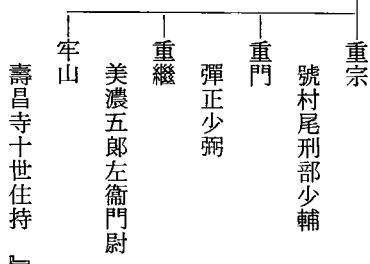
二月十九日

左衛門少尉師久(花押127)

謹上 澁谷美濃五郎左衛門尉殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二五七三號文書・「舊記雜錄前編」二三四號文書
ト同文ナリ)

550-2
『重勝』



551

「正文在文庫」

硫黃又所用事候、先度到來候し石交候て、下品候、能く撰られ候て、一萬斤可被沙汰上候、早々上着候ハ、殊以可爲神妙候也、

三月六日

〔花押¹²〕
〔將軍義滿判〕

嶋津大夫判官殿

「此文書伊久公御譜中ニ在リ、大夫判官ハ伊久公也」

552

「正文在文庫」

其後不啓案内候、背本意候、抑自大手御陣しふしへも、又貴方へも御書を被進候、今度御賢息御參陣之事令申候之處、被悅仰候、八代御對治事、一向被憑仰候、相構く御同心ニ御忠節可目出候、今度御參陣之事、於京都最前可申候、尙々御忠節九州大慶たるへく候、且又天下靜謐此事候哉、能く御返事御慰勲ニ可有御申候、上意無子細〔事候〕間、定可有御悅喜候、諸事無御等閑之儀候〔て〕可然候、又此僧齋藤六郎左衛門入道殿御縁者にて御

553

「正文在文庫」

座候、能く御返事之様、慰勲ニ可有御申候、御名字をハ昌濟侍者と申候、返々上意も萬事被憑仰候上者相構く、御同心ニ不可有御等閑之儀候、しふしへの御書御慰勲候、丁寧御返事可然候、諸事可得御意候、恐々謹言、

閏九月十二日

昌和〔花押¹¹〕

謹上 嶋津殿

追啓候、

今度御出陣之事、被悅仰候、御勢以下不殘被進候〔者〕、八代大事無程可落居候、御本領以下事等不可有相違之由、上意御ねんころにおほせられ候、かまへてく御ねんころニ御忠節あるへく候、恐々謹言、

やまとの御城

〔本マ、〕
昌和

謹上 嶋津殿御城

八代凶徒退治事、委細仰對中訖、早令發向者可爲忠節也、

十月七日

〔足利義滿〕
〔花押¹¹〕

嶋津上總介殿^(伊久)

554 「正文在文庫」

雖無差事候、細ミ可申承候由存候之處、依違例罷過候き、
更非等閑之儀候、抑分領山鹿事、此間盡所存候了、於今
可致沙汰^{◎一}事候、可預御合力候、越州御方へハ常申談候
つる間、定内ミ被及聞食候哉、每事義清可令申候、恐ミ
謹言、

六月十五日

大宰少貳冬資^(花押10)

「正文寫」

謹上 嶋津上總介殿

555 「正文在文庫」

其後何條御事候哉、承度候、雖何ケ日不申入候、聊不存
等閑候、御同心^{◎二}候者所仰候、抑京都御教書并御内書到
來候、自當方可付申由、被仰下候間、進候、急ミ御請文
可然候、隨而任御教書之旨、御發向候者、先此境ニ御出、

可目出候、諸事申談同心ニ可注進仕候、恐ミ謹言、

十二月廿五日

貞頼^(小貳貞頼トアリ)
「正文也」

嶋津上總入道殿

「本文書ハ」「舊記雜錄前編二」一七一八號文書ト同文ナリ

556 「正文在文庫」

畏申上候、抑嶋津上總介申、依自訴之事、京都御吹舉事
被申候、無子細御申御沙汰候者、畏入候、此間度ミ吹舉
事雖被申候、代官之間者不可叶之由、先立堅蒙仰候之間、
斟酌仕候之處、子息之事者自身同事候之間、不可有子細
之由、依蒙仰候申上候、以此之旨可有御披露候、恐惶謹
言、

十二月廿五日

「色宮内太輔也」
宮内太輔三雄^(花押50)

進上 周防右京亮殿

「本文書ハ」「舊記雜錄前編二」一二二號文書・三三一號文書ト同文ナリ

557 「寫在文庫」

558

〔寫在文庫〕

嶋津殿御領□□前國倉上事、被成御□□候、就其候て、
(伊久) (教書)

御使節ニさゝれ候、いそぎ御越、渡申され候へ、可然候、
 松浦・山代方へ別して御書被遣候、御心へ候へく候、相
 搦く不可有御等閑候儀候、恐と謹言、

二月十七日

明眞(花押 239)

齋藤次郎左衛門尉殿

〔上文切ル、カ〕
 隨而南蠻舟、則時に上洛候様、御催促可爲肝要候、委細

之段、石塚使にて可申候間、無是非候、尙と今度彼大和

於于御身者大惡之事候歟、能と使にて被仰談、可有悅候、

兼又罷越見申度存候得共、時節から打つゝき取亂候間、

無其儀候、如何様少も得便候者、罷越可見申候、萬事大

慶此節候歟、每事期後信候、恐と謹言、

三月六日

(島津守久)
 沙弥得佛

(花押 159)

謹上 嶋津殿

〔此書伊久一流系圖中丈太郎久林譜中ニ在リ〕

559

〔寫在文庫〕

其後何條御事候哉、是も參申度候處、公私無隙候之間、

無其儀候之條、背本意候、定明日可有御立候哉、其時分

可參申候、兼又、御申條と事、昨日委細披露仕候、御教

書執進之候、御注文内相殘候分者、探題仰候子細候、其
(貞世)

段此使者委細可申候、被聞食候て、重御申子細候者、承

候趣可披露候、更と不可有等閑之儀候、恐と謹言、

二月九日

明眞(花押 239)

嶋津殿
(伊久)

御陣

560

〔伊作家文書中〕

今月六日御狀同七日到來、委細承了、抑三原滿兵衛入道
 被申候條と、委細令申候御返事候、定可有披露候哉、猶
 と世上不害事者、此御使可被申上候間、省略候了、每事
 期後信候、恐と謹言、

三月八日

(島津貞久)
 沙弥道鑒(花押 125)

謹上 大隅宗四郎殿

「在文庫中」

所領注文事

さつまのくにすこしき
薩摩國守護職
筑前國今田村薩摩役所

とうこくかこしまのこほりのちとうしき
同國鹿児島郡地頭職
なかよしむら
同國永吉村女子一期分

さつまのこほりのちとうしき
同國薩摩郡地頭職

やまとのいん
同國山門院

かわのへのこほり
同國河邊郡
十八のしま
同十八嶋

いちくのいん
同國市來院

大すみのくにすこしきならびにすこりやう
大隅國守護職并守護領

さつまのくにゆふすきのこほり
薩摩國揖宿郡
大隅守護領

ひせんのかくらのうゑのしやう
肥前國倉上庄
同守護領

ちくせんのくにいまつのむら
筑前國今津村
同守護領

大すみのくにほんしやうのうち
大隅國本庄内

たねのしま
多禰嶋

たからべのいん
財部院

ふかかわのいん
深河院

つゝはのいん
筒羽野村

よりこほりのうち
同國寄郡内

しも大すみのこほり
下大隅郡

かのやのいん
鹿屋院

くしろのいん
串良院

よこかへのいん
横河院

大ねすめのいん
大禰寢院女子一期分

もひきのむら
百引村

そうかうのいん「本ノマ、」
曾小河村

おはらのへんふ
小原別府

あへらのにしまた
始良西俣村女子一期分

ふせんのかくのうち
豊前國內

そへたのしやう
副田庄
みなきのむら
皆木村女子一期分
はしのしやう
土師庄
豊後國內
ふんこのくにのうち
井田郷
いたのかう
さぬきのくにのうち
讃岐國內
くしなしのほう
櫛無保上下
河内國內
にしものむら
西嶋村
しなのくに
信濃國內
大たのしやうのうちいしむらのなんかう
太田庄内石村南郷
しもつさのくにさむまのこほり
下總國相馬郡内
しもくろさきのむら
下黒崎村
ほんとのむら
同發戸村
同上黒崎村
ふかわのむら
府河村

くもんミヤウ
同公文名女子一期分
みつなりミヤウ
同光成名

564

「藤野文書」
「景」
弘申讃岐國櫛
「無保カ」「上總」
入道々鹽代酒勾
「右カ」
馬允貞

563

「全」
〔本文書ハ五五九號文書ト同文ニツキ省略ス〕

不思懸御音信悦入候、只今物忌事候之間、委細不申候、
追可申候、謹言、
八日
嶋津殿
御返事
「ママ」◎「花押」
葉文〔在判〕

562

おしてのむら
押手村
かへの郡はうのむら
同甲斐御房村
こしきのむら
同古志木村
日向國內
たかちをのしやう
高知尾庄
「壹番箱御文書ニ拾九通五之卷中ニアリ、此卷中文書ハ寫ニテ、藤野家文書トみへたり」

「藤野家文書」



「元亨四年十一月十日、貞久公より比志嶋孫太郎
ニ爲被下御判物ニ、此御花押寸分違ハス左ア
レハ貞久公いまた道鑒と改給ハシ御比ノ御花
押なるへし、勿論此諸所、公御知行の内なり」

(怒) 性并領内住人覺心淨慶重□下輩不辨利錢參佰拾
(文) 參貫九十□米拾參石捌斗由事、
右景弘捧去乾元貳年二月廿二日、同月廿□四月十二日
同月十八日 同五月廿三日 同廿四日 同八月十三日、
嘉元□年十二月廿七日貳通、同□月四日 同月廿八日
(元カ)
四月二日 同月十二日 同□ 同五月十九日參通、同月
廿日貳通、同廿一日 同□日 同廿五日 六月十八日
同廿六日 七月二日 同□ 八月廿日 同十月十九日
十一月二日 十二月廿三□ 三年 二月廿二日 四月二
日 同月十日 五月廿□ 慶貳年四月廿二日 同月廿
四日 六月五日 同□月四日 十二月十九日 同三年
三月廿四日 四月四日貳通、五月九日 六月十日 七月
五日 同月「ツキメナシ」

「藤野氏文書」

「ウラニ廣西御下知案文」
鎮西御下知「正文者嶋津下野守帶之」

嶋津下野前司忠宗法師法名道義・子息三郎兵衛尉實忠代明
舜、薩摩國伊集院郡司四郎兵衛尉時繼法師法名迎念・子息
弥五郎宗繼法師法名・河俣弥六郎道治法師法名等相論加
迎意

すみあふらの事
正月 露嶋 かこしま
二月 山門 やまと
三月 薩郡 さつまこほり
四月 讃岐國棉無 くしなし
五月 かこしま
六月 やまと
七月 さつまこほり
八月 くしなし
九月 かこしま
十月 やまと

年間不詳
師久公一流
御文書ノ内

徴以下得分事、右訴陳三問答之上、於引付之座召決訖、
彼是所申枝葉雖多、所詮中間略之、如遣嶋津庄三方地頭代
之元久元年五月四日關東御下知者、地頭得分事、本庄者
段別壹計、寄郡者段別五升、任領家御注文可徵納、用作
田百町所免給也、日向方四拾町、薩摩方參拾町、大隅方
參拾町、段別壹石貳斗地子可徵納、三箇國郡司職者自領
家所被付地頭、

「ツキメヨリナシ」

「觀應二年金限ニテ伊集院彦五郎入道迎齋討死、明年其子又五郎ニ感狀
ヲ賜ヒシコトアリ、紀姓ナリ、迎念・迎意モ一族ナルヘシ」

「元亨二年六月十二日、實忠ノ名見エタル文書比志嶋氏ニアリ、實忠ハ
滿家院惣地頭トアリ、同シ頃ノ物ナラン」

567

「正文在文庫」

就南蠻船事三月廿七日御狀、卯月十三日到來、則令披露
了、仍 上意懇[㊤]事を御とゞけ候よし、本望之由候、
それよりの御狀、南蠻船着岸の御注進、明後日十七日京
都へ被立候、同御申次第修理亮不義之條、先度之目安案
文をうつしとゞめ候てのはせられ候、御面目之到候、同
愚身御方へ狀もそへ被上候、就中京都への吹舉雜掌事、
此時御身軀をも被定候ハんと存候へハ如何候にも、御奔
走あるへく候哉、若又京都事大慶候ハ、早と犬太郎殿
御參可然存候、兩條ニ一ケ條、今度御定候ハてハと存候、
此旨可得御意候、恐と謹言、

卯月十五日

(芥川)
愛阿(花押)

知覽長門殿
石塚大和殿

「此書伊久一流系圖中大太郎久林譜中ニ在リ」

568

「守久ノ譜中ニ在リ」

「正文在文庫」

去月十七日御狀今月十二日到來、委細承候畢、抑其方様◎本出御事、屬無爲候、仍可御出津之由承候、先以目出候、定探題悅喜申候哉、則彼方御返狀、付遣之候、兼又、京都御禮御申事目出候、隨而代官安治方ニモ、種々拜領之由申下候、不思寄事候、乍去御◎愚志之至恐悅候、尙々恐入候、雖不甲斐候、自然之時者、可立御用候之旨申付候、將又筑後凶徒對治事、去月廿二日馳渡長田河候、於溝口及合戰候、則時打勝候、仍菊池武朝家僕等以下三百餘人討取候了、其身事者具足切捨候、落散候、當日肥後山鹿ニ罷着候、◎其後取籠菊池城候之間、自是差遣一勢候、又貞公致籌策候之間、依難堪忍候歟、今月七日捨在所山中ニ逃籠候、於今者無差事候、其段先日ヨ阿弥陀佛申候、遁世人被參候時、委細令申候、定參着候哉、尙々京都事無御等閑之様、連々被申候者、尤可目出候、他事併期後信候、恐々謹言、

十二月十三日

親世(花押68)

「此書伊久公御譜中應永年間ニ在リ」

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」三三〇號文書ト同文ナリ)

「寫在文庫」

今度事上御使之事候間、朝山殿被參候、仍無爲落居、天下大慶此事候、就其者御申條々、如何様朝山方歸參候時、可被披露候哉、其次可令注進候、一吉弘土佐入道進候事、盡存始中終、故一曇時「マ、」より此仁存知事候間、能々申へきたためニ、やとい申候事、仍每事きこしめしひらかれ候了、承候間、是も満足候也、故玄久御時申入承候し事、更々無御存知候けり、然間此年月我々ニ御不快尤御ことハリニ候けり、於身者、又もとより無私曲候、自他此時心底ほとけ候了、今も御參洛候ハ、御所ニ直ニ申入候へし條々も、又武州存知候事等もことくきこしめし、ほとかる◎候間、弥身の不儀私曲なく候し事ハ、可有御心得候哉、

571

「正文在文庫」

來廿七日可罷立候、如何も山通可然存候、其期者隨躰候て、次日山よせ候陳を取候へ^マん^マと存候、如此事兼日ニ披露候へは、煩候間、山鹿ニ通候て、安入ニ陳をとるへきやうニ、披露仕へく候へとも、山よりニ、しかるへ

所詮自今以後あひたかひニ、爲天下わたくしなく、上のため無煩様ニ可申談候、尙、故玄久御時の事無御存知候けるゆへニ、我々ニ御不快尤御ことハリニ候、如何様以此下委細明春自五日以後可申承候、先此趣吉弘物語申候、悦入候間、馳申候、每事如此事、京都上意をうかゝひ候へて、申行事なく候間、京都ニも可申上候、國策事ハ、先達被定置候間、是又可依上意候、更々身のためニ無是非候、恐々謹言、

十二月九日

了俊御判

嶋津上總介殿

御返事

「此書伊久公御譜中ニ在リ」

572

「正文在文庫」

御音信殊目出悦入候、就其者求广足北退治事、今秋尤可然候、被差置候者、凶徒可力付候間、急々御發向可被目

き陳をミたてさせへく候程ニ、大村領内雄鳥邊ニ、明後日ハ打寄候て、やかて山よりニ罷通候へきよし、存候間、いかさまこなたとほりを御出可然候、諸事安入ニて可申談候、如此事、御心へたるへく候、又此邊事、了簡仕候、子細候間、中々うちすて可罷立候、たゞし黒木邊物共ハ、皆くめしく候へく候間、可御心安候、尙々道つかいの事ハ、郡春とほりよく候へく候、同候ハ、御共申へく候、ていニしたかひ候て、陳をとるへく候間申候、相構く御披露ハあるましく候、恐々謹言、

三月廿五日

了俊(花押49)

嶋津殿

「此書伊久公御譜中ニ在リ」

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二八七號文書ト同文ナリ)

出候、其上京都御參洛之事被仰下候間、今秋中可有御參

洛候者、無是非候、若又御延引候、又可御在國候者、

無御出陳候て、只御在國ハ無勿駄候ぬと存候間、先日又

三郎殿御使ニモ、其子細申候了、定可被申談候哉、委細

旨御使ニ申候了、可有御尋候、此方事ハ即時ニ足北・八

代堺ニ可取一陳候、同時御一陳候者、可被目出候、愚身

今度上洛事も、御勢仕あるましく候ハ、一身ハふと上

洛仕候へく候間、御左右大切候、恐々謹言、

八月廿九日

了俊在判

嶋津上總介殿

御返事

573

「正文在文庫」

御札委細披見候了、抑三ヶ國之事、無爲就、最目出存候、

每事其堺之事可依御意候、玖摩八代退治之時者、一途可

有御本走候、態御音信喜入候、於向後者以別儀可申承候、

御同心候者、可爲悅候、恐々謹言、

九月三日

貞信御判

嶋津上總介殿

「口裏ニ」
嶋津上總介殿

貞信

574

「伊作家文書中」

一日預御狀候條、于今悅入候、抑奥州上洛事、無是非治

定候由、度々以兩使承候間、貴方様ニも同前被申候哉、

隨而我之間事、奥州參洛候へんするにハ、在國事かつけ

事無方便候間、上意憚存候、誠奥州參洛候者、就諸事雖

難叶候、被上候へて者難義至極候、か様大綱各申談候、

進水平入道候、愚意條々此仁申含候、定可令申候哉、不

被御心底此御返事承候者、本望候、恐々謹言、

九月十六日

伊久(花押123)

伊作殿

(久義)

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」三三八號文書ト同文ナリ)

575

「在文庫」元久公御譜中ニ在リ

御吉兆申舊候了、抑一昨日以御使節蒙仰候、田邊田村事、

當年一作過候者、自下地彼方へ可遣候、聊不可有等閑之儀候、恐と謹言、

二月廿^{〇六}〔五〕日

守久〔花押¹⁵⁸〕

御屋形

576 高城郡内重豐領分半分事、御知行不可有相違候、此段且

廷尉方可申談候、恐と謹言、

七月十六日

氏久〔花押¹²⁰〕

執印左衛門大夫入道殿

〔上^也〕

執印左衛門大夫入道殿 氏久

〔此文書氏久公御譜中ニ在リ〕

〔本文書ハ「舊記雜錄前編一」二六一六號文書ト同文ナリ〕

577

〔御文庫四拾八番箱中〕

この馬、此間めのまへにてのせ候程ニ、まへのりたて候ニ、いまもけのりへ、いかなる馬よりもよりよく候へく

候、口もおもふやうなる馬にて候、しはしハ、身ハ馬に

ものるましく候間、それにこし候、やゝもすれハ、かし

らのたかく候へく候、のりさけさせ給候て、としよりの

のり馬に打具候やうに、のりたてられ候へく候、いかき

人々にハ、のせられ候ましく候、□きしたちにて候、つ

ねニ[㊦]なく[㊦]いていすとも、なハきハのよく候やうに、おし

ゑさせ給候へく候、委ハ此つかいに申へく候、恐と謹言、

七月廿日

①〔花押〕
玄久〔御判〕

かうつけ殿

〔此御書解しかね候處多し〕

578

〔田代氏藏〕

摠國之爲大將軍、□探題様可被馳參段、先日申候、辭退之旨無分別候、謂家、謂仁、謂分限、彼是不可有子細候、早と被罷立候者、悅入候、阿蘇谷殿可爲副將軍候、恐と謹言、

極月二日

②〔花押〕
元久〔御判〕

田代殿

「肥前守久助」

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二六三二號文書ト同文ナリ)

579

去七日平次郎殿方御狀一見候訖、抑此間其方様之事、連
ニ示給候條、尤本望之到ニ候、兼又彼方御籌策之事、念
比ニ承候事、悦存候、一晚承候之事者、折節内ニおとな
しき者共、不當參候、申談候者、自是追可令申候、此方
様ニ不室連ニ承、度ニ示給候ハ、喜入候、恐ニ謹言、

卯月十日

元久(花押¹⁵⁶)

「彦太郎元勝ニアタルカ」

牛屎殿

御返事

580

和州方【和州方】へつかい【使】つかはし【遣シ】候事ハ、かくれあるましく
候へハ、つちもち【土持】はうへも【因】縁次第【次第】候、いたハし
なから、御こえ候て、このいしゆおほせ候へく候、その
さかひの事、ふつそうのことにて候、とくよりせいをも
しんす【進スヘク】候ところに、かつせん【合】のしたい申たく候て、
諸事御【意】をうけ候【受候】ハんとそんし候て、多んにん候、又ハ

581

薩方ノ事【薩方ノ事】さつまかたの事もよく／＼申さため候てまかりこし、し
よし申たく候ハんと存候て、いまマテ【マテ】遅【引候】候、依【依テ使】てし
しやをしんし候、かつせん【合】のしたい、委細うけ給へり候
て、しやていしゆりのすけかいつミリやう人のあいたに、
一【一】せい【勢】そへ候てこすへきよし、かたくおほせ候へく候、
そのさかひの事ハ、たのミ申候はかたなく候へく候、
よく／＼【計ラハレ候】はからハレ候て、かつせん【合】むきのたんかうある
へく候、いたハしながら、大かうにて候あいた申候、たま
／＼せん日こえられ候ほとに申候、恐ニ謹言、

二月十三日

元久(花押¹⁵⁶)

かのやとの

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二七一九號文書ト同文ナリ)

「御文庫拾六番箱二卷中」

御舍弟新御所様江 進上物、御太刀一腰・鳥目三百貫・
從御所様御太刀一振、官領江太刀一・鳥目百貫、裏松
殿江太刀一・鳥目五十貫、武衛玉堂殿江太刀一・鳥目

五十貫、山名金吾江太刀一・鳥目五十貫、一色殿江太刀一・鳥目五十貫、土岐殿江太刀一・鳥目五十貫、畠山大夫殿江太刀一・鳥目五十貫、赤松殿江太刀一・鳥目三百貫^{唐物}、伊勢殿江太刀一・鳥目五十貫、飯尾殿江太刀一・鳥目五十貫

同廿九日御室形江御成候時引物、御所樣江 進上物

分

一御鎧一兩白糸 一御太刀金作 一鳥目千貫 一御弓征矢
一御馬二疋、一疋ハ鞍置 一小袖十重 一御太刀白作
一御太刀黒作 一段子廿端 一盆三金紫堆紅 麝香
一毛氈十枚 一虎皮十枚 一海梅花三十枚 一面革卅枚
一壺十 一絹百疋

御所樣懸御目之人數

御一家

北郷中務少輔

御太刀一・鳥目百貫

樺山安藝守

御太刀一・鳥目百貫

國方

加治木能登守

御太刀一・鳥目百貫

野邊左衛門大夫

御太刀一・鳥目百貫

北原左馬助

御太刀一・鳥目百貫

蒲生美濃入道

御太刀一・鳥目百貫

飢肥伊豆入道

御太刀一・鳥目百貫

肝付河内守

御太刀一・鳥目百貫

御内方

阿多加賀入道

御太刀一・鳥目百貫

平田右馬助

御太刀一・鳥目百貫

新御所樣江御引物

一御鎧白糸 一御長刀 一御弓征矢 一鞍置御馬

一御太刀 一小袖十重 一盆二金紫堆紅 麝香臍五十

一鳥目百貫 一深付鉢一對 一繪十幅

一毛氈五枚 一虎皮五枚 一面革廿枚

官領江

太刀一 小袖三重 壺五 面革五枚 弓十張 征矢百

麝香臍十

細川殿江

同少輔殿

太刀一 小袖三重 壺五 面革五枚 弓十張 征矢百
麝香臍十

新田殿
福賢殿

赤松殿江

朝日殿

太刀一 小袖三重 壺三 面革五枚 弓十張 征矢百
麝香臍十

侍人・大名・騎馬衆各太刀一・小袖三重
南禪寺江壺三・鳥目十貫

御近習人數

相國寺江絹百疋

伊勢殿江

東福寺江鳥目十貫

太刀一 小袖三重 壺三 面革三枚 弓征矢 麝香臍
五

即宗庵江點心軒 鳥目十貫
南禪寺都分鳥目三十貫 壺三 胡銅花瓶三 具足一

畠山相模守殿江

駿馬一疋

太刀一 小袖三重 壺三 面革三枚 弓征矢 麝香臍
五

四條道場江壺三 茶碗皿三百 密餅一 人參十斤 香
爐十 花瓶一對

同中務少輔殿

一條正規道場江壺五・茶碗皿六百・人參十斤

太刀一 小袖三重 壺三 面革三枚 弓征矢

赤松老名數人江鳥目三十貫・虎皮五枚

同七郎殿

依藤殿江壺三・弓十張・征矢百

同出羽守殿

赤松左馬助殿江弓廿張・征矢百・面皮三枚

582

「寫在文庫」

清阿江鳥目五十貫 壹三 虎皮、直阿江鳥目五十貫
 壹三 繪十幅
 侍 雜仕 小舍人 力者 御厩七間五間童子 松法師
 與昇 諸職人鳥目五百貫
 御成屋形候時鳥目千貫
 從御所様御太刀二振・御鎧御馬名諸大名馬物具 酒肴
 數々、此外鳥目色々不知數、
 「此御文年間ナシ、應永十七年比ナルヘシ」

去年 上様三ヶ國安堵并官途御劔・御鎧下給候之條、施
 面目之到忝畏入候、御機嫌預御披露候者、所仰候、抑御
 禮計御太刀一腰金覆輪萬疋進上申候、如何様細々可申入
 候、被懸御意候者畏存候、恐惶謹言、

二月十一日

(島津久豊)
 沙弥存忠

謹上 遊佐豊後殿

■ 畠山殿への
 「本マ、」

583

「伊作家文書」

「上包」
 謹上 遊佐豊後殿 嶋津陸奥入道 沙弥存忠
 「此文書久豊公御譜中ニ寫在國分衆伊地知彦三郎トアリ」
 伊作殿へ身之意趣之事、如此申承候上へ、取合後今度之
 意趣不可相殘候、若此條偽申候者、伊勢天照大神・八
 幡大菩薩御罰可罷蒙候、此段能々可有御心得候、恐々謹
 言、

二月廿三日

存忠(花押147)

桃山殿

584 重御了簡分共候、其意趣近日其許ニて可申談候、尚々此
 旨諸事御卒勞中ノ難申盡候、恐惶無極候處、これの事
 もその御辛勞には少もおとらすこそ存候へ、恐々謹言、

卯月廿一日九の時

久豊(花押146)

北郷殿

枕山殿

山田殿

鹿屋殿

〔此文書、久豊公御譜中ニアリ〕

（本文書ハ「舊記雜錄前編」二八七六號文書ト同文ナリ）

585 此境不審とも北郷殿方に委細申候、定而被聞召候哉、隨

而西村方へ久々音信不仕候程ニ、狀遣候、わつらハしな

から、それより御遣候へく候、返事ハいそき候ハす共、

何にても候へ可給候、恐と謹言、

六月十五日

久豊（花押¹⁴⁶）

鹿屋殿

（本文書ハ「舊記雜錄前編」二八七八號文書ト同文ナリ）

586

御札委細承候了、兼又新納殿より狀一見候了、御慰も
たせて給候事、爲悦^{〇無}極候、隨而一昨日進使者候
之處ニ、御念比承候事、悦喜仕候、諸事可然様ニ御了簡

候て可給候、返々千萬^{④源}（頼）存候、其餘事ハ御一人大綱と

被思食、うらおもて御ほねをられ候て、今度おせんとお

とつけて可給、又承候間事ハ一日御使ニ申候ことく、來

月極月にて候程、以吉日今月中ニ進候へと、たうしゆん

三郎二郎方へ、今日申遣候、恐と謹言、

十一月廿六日

久豊（花押¹⁴⁶）

『元本、封シメナルベシ』

山田殿

久豊

587

「山田氏藏書」「以下ノ數通モ全シ、片書スベシ」

又西村方へ一日狀を遣候、爲御心得ニ申候

平田それへ進候狀、委細一見候了、仍御念比もたせて給

候、誠と令悦喜候、雖毎度申候、其堺事一書以上裏面憑

存候外無他候、就其岩川事共あしよハなとにつけ候て、

内儀申談候て、あひしられ候へと申て候、次岩川事近

所事候へハ、不御心置其堺事共、可然様御談合肝要候、

588

「載山田久興譜」

又ほんかう御目出すかしく被申候、我々爲其悦、杣山殿をこし申候次、一日一段承候間、事不可子細之由、於谷山申て候、來月八月の心ニかゝり候、今月の中に人を可有御遣候、返々其堺事は、いまの一しほハ大綱候、御一人の大事をおほしめされ候へてハ、敵案ニ入候へく候哉、恐々謹言、

十一月廿三日

久豊（花押16）

山田殿

御札委細承候了、兼又新納殿より狀一見候了、御慰勲もたせて給候事、爲悦至極候了、隨而一昨日進使者候之處ニ、御念比承候事、悦喜仕候、諸事可然様ニ御了簡候て可給候、返々千萬憑存候、其餘事ハ御一人大綱と被思食、うらおもて御ほねをられ候て、今度々せんとおとつけて可給、又承候間事ハ、一日御使ニ申候しことく、來月極月ニて候程、以吉日今月中ニ進候へに、たうしゆん三郎

589

二郎方へ、今日申遣候、恐々謹言、

十一月廿六日

久豊（花押16）

山田殿

久豊「上書」

「載山田久興譜中」

又西村方へ一日狀を遣候、爲御心得ニ申候、

平田それへ進候狀、委細一見候了、仍御念比もたせて給候、誠々令悦喜候、雖毎度申候、其堺事一書以上裏面憑存候外無他候、就其岩川事共あしよハなとにつけて、内儀申談候て、あひしらハれ候へと申て候、次岩川事近所事候へハ、不御心置、其堺事共可然様御談合肝要候、又ほんかう御目出すかしく被申候、我々爲其悦、杣山殿をこし申候、次一日一段承候之間、事不可子細候由、於谷山申て候、來月八月の心ニかゝり候、今月の中に人を可有御遣候、返々其堺事はいまの一しほハ大綱候、御一人の大事とおほしめされ候へてハ、敵

案ニ入候へく候哉、恐と謹言、

十一月廿三日

久豊〔花押146〕

山田殿

又あいせんか御無事承候、御めて度候を、くすり食し候として身として候、又かんせうのうらすこし給わるへく候かんすいせきのしてかゝせ申候、

今度雖不始御事候、御奔走誠恐悦候、兼又平田方事多分事行候之由、本田安了一昨日申遣候、先時節からと申目出候、か様儀より候て、申子細候之處〔へ〕^{⑤二}、御意無子細承候事、千萬々々恐入候く、無事道行候者、早と可申候、返と最前より御志之〔到〕^{⑤至}、かいふんの案内未申得候程ニ、無面目候之處、結句大篇なから大寺をもつて申子細、無心元存候、雖然身か身にて候ハ、かいふんの御心をハあらハし申へく候間、無是非候、國を今まであん^{⑤二}のん候も、平〔大〕かこしま^{⑤天}罷着て候し御骨折候て、今までも候かと存候、千萬悦喜仕候、諸事期後信候、恐

と謹言、

十月六日

久豊〔花押146〕

桃山殿

〔樺山氏三代教宗譜中應永十八年比ニ在リ〕

591 御札委細承候事、兼又宮内ニ候之時、御使到來之刻、鹿兒嶋事以外さハき候之由申越候間、俄風渡罷立候了、仍御使これまてと被存候、態不審可申候、幸此堺不審申候、就夫候者、當所ひたと申候所ニ、究竟在所 上伊敷者共、伊集院へ心をよせ候て、忍と誘候事を、地下之者共不存知候て、八日夜誘合候て、既伊集院殿ハ竹山まで被打寄候、前勢者小野近所まで打寄候、既乘候する計にて候處、當所者共ふと八日夜中計此園〔へ〕^{⑤二}打入候、仍合面違候程引退候、昨日此園にまかり候てみ^{⑤候}てこそ、未運も勝れ候けると存候へ、滿家路次・吉田路次までも可成煩所にて候、被乗候てハ、才覺あるましき所に候、先々平天神慮かと存候、依之給黎・指宿・額娃邊までも荒説候處、

能時分我々罷歸候て、何方も無爲之程、大慶此時候、隨而高木殿より飢肥判事承候、此在所事ハ親にて候之者判、又者玄忠判も飢肥殿被取候事、かくれなく候へとも、身ハ高木殿自最前者別人へおもひかへ申へきにてもなく候間、高木殿へ遣度候か、先日屋形と別々候之時之年號ニしたゝめ候て遣度候ハ、可爲如何様候哉、飢肥もいまは無二あられ候へハ、あの儀もやふり度もなく候事ハ、此人心落^⑤候へハ、退治も難有候哉、可然もおほしめし候ハ、承候て南郷半分之判紙をしたゝめ候て、半分事ハ關所出來候時と申へく候、委細三侯ニ可有御談合候、隨而長吉之事者祝^⑥遣たる所にて候、進へく、山城殿知行之内替儀者^⑦候ハしと存候、まされあらしと存候、其時分細々申付へく、北原三郎太郎・給黎正宮材木とりニ遣候、さりながら承候て、無沙汰之儀候之中をもたかひ候て可入見參、次奥州事被持合、わつらハしくも候ハ、船事ハ三侯ニハ用之可多存候へハ、大寺殿ニ平にとも申候て、別而進候へく、彼此委御返事承候へく、

592

返々奥州の事ハ舟のある在所にて候間、用之事おほかるへきよし存候之間堅申候て可遣候、返々雖不始御事候條

々、御念比示給候事、眞實ニ悦喜千萬候、恐々謹言、

〔應永十八、九年比〕

十月十一日

久豊〔花押〕

栴山殿

御返事

〔此書栴山教宗譜中ニ在リ〕

〔栴山氏三代教宗譜中〕

〔正文在栴山源三郎久清〕

〔本マ、〕

尙々身々罷越候より内々、和田高木事計行候様候、

御さいそくあるへく候、

今度參候て、御ほんそう外目實恐悦無極候、此思中く

紙狀ニ申候計思入候、兼又山東之事ニ一左右ニ御中計憑

存候、依益山將監以申子細候處ニ、御意子細なく承候間、

生形候、悦喜此時候、於山東事^〇者身々本意ならず罷成

候時者、不及力候、若目出罷成候ハ、正八滿・訪方

御はつ候へ、最前より御心さし、次ニハ今度之御越思候

「樺山氏三代教宗譜中」

「正文在樺山源三郎久清」

「干正」

一今日までにおき候てハ、御身上一切次第承て候事、

「本マ」

一御近所人ニ、自然候時者心得ていられ候へと不申候事、

一所領向事、今までハ諸方あいしらい候へて、則時ニ大

綱もあるへく候、よてはからいかね候てこそ、如此候

へ、進候するを、今度最前より御志被得、於心底おし

く存候て不進事、

一世上向ニ別而御大事あるへき人にて御座候之間、御

用ニ立候とハ申ゑす候、身のうんをひらき候ハ、最

身之心底をあらわし申へく候、山東之事目出成行候ハ、御くわはう不慮之儀候ハ、御不運たるへく候、返々今度御意之通恐悦取極候、廿九日都城ニ罷着候、恐々謹言、

七月廿六日

久豊○(花押)
御判

樺山殿

「樺山氏四代孝久譜中」

「正文在樺山源三郎久清」

尙々御酒送給候事、誠以喜悅至候也、

此間取亂候て申承す候、心もとなく存申候處ニ、御音信

誠爲悦之至候、更又、御酒送給候事不知所謝候也、雖過

言候、時節からと申、日來いか程よりも喜不少候、

隨而藝州長々御辛勞、中々生涯御志此上あるましく候、

殊以陳事目出事、近日多々あるへく候、本望至極之儀候、

今度藝州御意、子々孫々まで悦喜仕候、中々卷狀難盡

前より御志を不忘、力を付申候すると、ふかく大儀と存候へく候事、

一於向後ハ、いよ／＼身上事憑入、又ハ御身事をハ、久

豊一大事と存て候、此條何之、

日本國大小神儀御罰を蒙罷候、偽あるましく候、

霜月廿二日

久豊御判

樺山殿

候之間、不及重言候、恐々謹言、

九月廿九日

久豊〔花押〕
御判

鎗次郎殿

〔上包〕
鎗次郎殿

久豊

〔此書讀かね本ノマ、寫ス〕

〔樺山氏五代滿久譜中〕

〔正文無判在樺山源三郎久清〕

又なへますにゆつり狀つかハし候、めんくへまい
らせ候ふミとも御つけニて候、身か内のおとなもわ
かしゆも、みなくたのミ入候、ますを人たてられ
候へと申たく候、殿へらたちの中ニも、へつしてた
のむと申たき人たち候へ共、さやうに申候へハ、人
をへりたるやうに候ほとニ、申ゑす候、

まつ申あけまいらせへく候へ共、人のしやうし、さらに
さたまらぬ事にて候ほとニかきつけ候てをき候、御らん

しめし候へく候、さて者身のあとの事、なへますおとゝ
とも候共、かしらさきたちて候ほとニ、ますにこそゆつ
るへく候へ、ましてたゝひとりこにて候ほとニ、一せき
をこのわらへに申つけ候とかを、よくくおほせ候へく
候、身こそふしきの勢みしやうにより候て、いのちをす
て候とも、やかてく一せきたらうせ候する事、あまり
にくなけかし候ほとニ、ひらにはねた・たかきとの
をたのミ申候、又ほんかう殿・こうとのをも御たのミ候
て、此程の城しよりうにはなれ候へぬ様ニ御はからひ、
あんおんに御入候へく候、こうたう殿ハしはらくハのゝ
ミたにゝい候て、ますを人たてられ候へく候、さやうに
候共、みやこの城のけいやくふんをへちかへられましく
候、とゝうのことは、やかたはらをめされ候へハ、その
外のへちのしうをたのまれ候事ハ、むやくにて候、ます
かそしとして、むにむさんニ一所にゐ候て、しかるへく
候、三郎ゑもんと、たとい御内の人にてゐられ候共、
ますか事人たて候て給候へと申たく候、もし萬ニ一も大

「樺山氏五代滿久譜中」

「正文在樺山源三郎久清」

さいをとり候て、はく地のせうふ仕事候へ、諫方天神

「上書ニ有之」

かた殿より、あたらしをわらくおほしめし、新より大かた殿をわらく思ひ申され候事あるましく候、おや子ぎやうたいよりもなをたいせつにおほしめし、思ひ申されへく候、いかやうの御うらミむねなる事候共、たかひに御すて候へく候、身か事あいかまへて御なけきあるましく候、しやうしハさたまりたることにて候ほとニ、おしむにとまらず、したふにしたハれぬ物にて候、こゝろとめぬ、あなかしこ、

!!

うちやうしゝ どの のりひさ
あたらし一の み 申させ給へ

の御はつをまかりかうふるへく候、

八月五日

滿久(花押76)

(本文書ハ「舊記雜錄前編二二二五六號文書ト同文ナリ」)

返料そく急々候へく候、かし預候へく候、事關候間、申候、

飢肥殿方人罷候之間、隨分御出候へんすると存候て、御歸不存知、案内不申候之條、無心元候、兼又和田殿寄合候て、はくち仕候ても、料足少候て事關候、次ニ候へんする、御了そく十くわんかし給候へく候、更々わたらす候、よそへも御狀計にて候、れうそくわたり候者、二十貫借給候へく候、りせん事同然たるへく候、しちニハなりやう(四二百里やう)めもたせ、明日進候へく候、恐々謹言

壬七月九日

久豐(花押16)

かは山殿

樺山殿

久豐

598

昨日雖不始事候、御酒其外種ニ申談沙汰候事、爲悦無極候也、委細^(目)白山殿申ニ□申候哉、兼又今程御城用心ありたく候、南方事退治□其内ニ可了簡敵方たくミ候ハん事もあるましく候哉、如此目出罷成候時分候へハ、いかにも堅御用心可目出候く、諸事憑存候、其儀候、返ミ昨日御使誠不知所謝候く、恐ミ謹言、

〔應永中比カ〕

五月十七日

久豊^(花押146)

比志嶋殿

〔久豊公御譜中、正文在比志嶋左京義時トアリ〕

599

今札□承□條ニ不審承候、悦喜申候、あま□驚存候之間、あし□此通尋候、□□か様時分にて候間不慮荒説なんとも□候すると存候間、重而狀をしたゝめ、河田殿・ひ知嶋殿へ人進候、その事ハ被渡候へハ可然様□可有ケ勢之候、恐ミ謹言、

〔應永中〕九月廿五日

久豊御花押

帖佐殿

船津殿

御返事

600

今朝長野方より申候ことく、りさめを取候、料足^{此時五くわ}十貫程御尋候て、もたせ御出候て、合力ニ御かし候ハ、令悦喜候、返ミとくく御出候者、爲悦候、恐ミ謹言、

十二月七日

〔島津忠國〕
貴久^(花押130)

梶山殿

601

〔宮之城出水勝左衛門藏〕

猶と山門のことく參候者被越候ハ、可爲悦喜候、

今月十一日之狀、今日到來、令披見候了、抑先札之意趣之通、委細承知候、於于今者早ミ被下候する事、可爲悦喜候、恐ミ謹言、

三月廿三日

忠國御判

和泉越前介殿

602

返ミ數ケ度之世上ニ申隔候之處ニ、此間者念比ニ承

候、出主御滯候事こそ如何ニ存候へ、就何方も急々

承極度候、委細者菱刈方ヨリ可被申候、

此堺へ罷越候、先日度ニ御懇之御音信祝着候、其後御談合候様、如何ニ候哉、同者早ニ御越候ハ、目出候、指寄御了簡なく候てハ、此間之御志も又可爲徒事候歟、尙々敏々入見参度心底候、毎篇期面之時候、恐々謹言、

二月卅日

忠國(花押印)

牛屎殿

「近江守元秀ニアタルカ」

603

誠新春之吉賀、珍重幸甚々々、不可有盡期候、抑其方越年可申存候處、月迫及候餘取亂候て無其儀候、馳而く参詣可申候、御殿のひさしの事、きふ給へく候、隙共入候ハ、取來共ふせさせを、板敷いかほと可入付候哉、重而ひさし木符可給候、又一束一本預候、祝着候、是より茶碗をち二・ちやわん三進之候、恐々謹言、

正月五日

忠國(花押印)

權執印

御返事

604

「在文庫」

去十六日入洛候了、仍師直以下掛丹波路没落之間、自同十九日馳向當國木崎候、此等之次第定被聞食候歟、早々御上洛候者、殊可爲目出候、兼又嶋津上總入道所領讃州櫛無保と申候所を、御手人中令管領之由、歎申候、無相違之様計、御沙汰候者悦入候、上總禪門屬兵衛佐殿候之旨、承及候、隨而子息三郎馳参、御方に年來申承候子細候之間、如此令申候、委細之旨彼代官可令申候て、恐々謹言、

(正平六年)

正月廿二日

「カキ、細川護良守、頼之御親父」
散位頼春(花押)

謹上

(島津氏久)
陸奥守殿

605

『阿久根蓮花寺文書』

此方爲湯治罷越候、御留守之事候間、不能面拜候、今一七日茂望候へ共、此方種々申合候間、ふと可罷歸候、隨而一萬部經於在所讀候而、少くやう可仕候、新藏主せかき・衣なとあつらへ度候、與風被越候様ニ可有催促候、

607

『阿久根蓮花寺文書』

今春之御吉賀、不可有際限候、抑其方ニ御越候後可申
通候處ニ、海陸共ニ依不輒候、無音之至慮外ニ候、仍
此境ニ未逗留仕候、定而被聞召及候哉、延慶寺其ニ御

「御譜中ニ在リ」

侍衣禪師

當年之御祝言、千秋萬歲、不可有際限候、抑年明候者、
早ニ可申入候之處ニ、于今延引候、路次迷取明候ハ、
最前參御祝詞可申入候、恐惶謹言、
〔年間未考〕
正月十二日 忠國御判

606

『全』

尙ニ御見參入度事、難盡紙墨候、恐惶敬白、
〔年間未考〕
十一月廿四日 忠國御判
〔イ慶〕
南溪和尚
御足下
〔本文書ハ「舊記雜錄前編二」一三五九號文書ト同文ナリ〕

608

『全』

渡候、三郎太郎（通）しかるへき様ニ候、御催促候ハ、可
目出度候、恐ニ謹言、
〔年間未考〕
二月三日 陸奥守忠國御判
南溪和尚
侍者之御中
「御譜中ニ在リ」

今度罷（通）〔歸〕ニ入御見參候、日比之本意此事、候隨而爲祈禱
眞讀之大般若讀度候、百卷可得御意候、五百内申請度候、
其餘者彼方此方ニ誂候、可有御察候、配（マツ）慎之事ハ是ニ而
可認候、恐ニ謹言、
〔年間未考〕
五月四日 忠國御判

南溪和尚

「御譜中ニ在リ」

〔本文書ハ「舊記雜錄前編二」一三六二號文書ト同文ナリ〕

609 其後其方向之御事共、〔い（何）か〕様候哉、承度候、抑紙屋方

嶋津之依本知行之事、心落にも候へぬ●候由と承候、さ様之

通定未吉より可被申談候へ共、乍去親候者よりも、伊東方へ向候て身之羈執之事へ、御推量もあるべく候哉、今時分誠紙屋之事相違も候者、須木向之事へ不及申候、此方向之事も不可有才覺候歟、是まで罷向候ながら、山東之事を差置、又ハ永代絶望候する事、自國他國之聞得と申、一身の浮沈不可過之候哉、平ニ嶋津事を借給、今度之達本意候者、山東を一圓ニ給候と可存候、御意無子細候者、代之地の事ハ先少も可進之候、若山東之事延引候者、縦寺社●ナシ領人●之の本領をも取者なし候て、代之地、事悉沙汰申候へく候、猶ミ彼在所之事別而某ニ借給候者、生涯之可爲御志候、恐惶謹言、

返ミ、少之所領なと給候て山東之事永代敵案ニ入候する事、無念至極ニ候之間、無心ながら申候、

八月十七日

貴久（花押130）

栂山殿

「此御書栂山氏四代孝久譜中ニ在リ」

610 御札委細承候了、如仰其方へ御立、我第も此方へ罷越候

て後無音之至、非本意相存候之處、ねんころの御音信、令悦喜候、在所からと申、その御辛勞察存候、是もあそひなとなく候之間、殊以心底之辛勞可有御推量候哉、不慮之時者承可申候、又就所務面ミ事、今朝進狀候、定可差着候間、不能重言候、北郷殿へも別申度候へ共、意趣同前候之間、閣筆候、御傳言ニ者所仰候、恐ミ謹言、

八月十七日

貴久（花押130）

栂山殿

御申事

「此御書栂山氏四代孝久之譜中ニ有リ」

611

「御文書拾六番箱壹卷中」

御慶被任御意候了、珍重ミ幸甚ミ、抑自是捧賀札可令言上候之處、依海天逢、于今延引候、隨而兩度蒙仰候、殊重寶太刀一腰送給候目實金祝着之至千萬候、兼又京都用段子細候て、上長慶院候、就梶原公事其方一兩年逗留申候、以御取成共、御屋形様へ兩度致參上候、過分之

至恐入存候、將又上船之時宜已奉書無御用候之處、免餘御印判被出彼船共罷下候之條、畏入候、如何様爲當御代之御跡可進使者候、以此旨預御披露候者所仰候、恐惶謹言、

六月廿日

嶋津御屋形

御奉行所

金丸世主

嶋津御屋形

御奉行所

金丸世主

612

「藤野氏文書ノ内」

五人面と、今度粉骨之由、令披露之間、即被下御書候、并御劔被遣候、御面目之至目出候、定而御祝着候哉、尙と今度御忠節異于他候、如何様於向後連と可申入候、每事不可存疎略候、御同心候者、可爲恐悅候、併期後信候、恐と謹言、

卯月十五日

（赤松）
播摩守滿政（在判）

謹上 嶋津陸奥守殿

613

「藤野氏文書」

薩摩國知行分所之事、去年九月以來嶋津陸奥守押妨云々、甚不可然、早止其妨、爲亡父久哲遺跡惣領嶋津判官入道德佛領掌、不可有相違之狀如件、

614

「全」

嶋津判官入道德佛申薩摩國知行所之事、去年九月以來押妨云々、就申旨被下御判了、早止其妨、如元避渡下地於德佛、向後令和睦之由、所被仰下也、仍執達如件、嶋津陸奥守殿

〔此十通、久豐公御譜中ニ寫有之ト記セリ、應永廿八年ノ場ニアリ〕

615

「立久公御譜中」

「正文在志布志衆野邊勝右衛門」

又刀共遣候、源五郎きやうたい談合候て、仕合くれ候へと申度候つるなとへ、五郎太郎談合可有候、

一日いさくへ越候時、細と申承候、令悦喜候、其後さい「本マ」

くの様にもいかへ候哉、かのつのも我と所ニたへある

へく候哉と存候、又こはんまへの足たかく候てわるく存

候、少とこはんとも出来候哉、又おしき木なく候て、前

のおいせんともさへせす候、木のわきうまとも、又一日

の鳥どもの様、承度こそ候へ、鳥取孫左衛門歸候、いし

うめん人夫等申付候由申度候、連と可有了簡候哉、是又

木のわきへ申度候、な越く一日さいくなとの爲躰申候

◎千細

つる、く如何候哉、方便あるへく候、恐と謹言、

三月十八日

立久（花押130）

お□との

立久

「正文比志島氏藏」「立久公御譜中ニ在リ」

河上『十郎』左衛門殿

立久

いりきのめんへやくそくの犬、それよりひかせつかはされ候て給へく候、きのふしはあたり（○）此わき心得もゆくへく候よし申たく候、又とうかう方のしそくけんふく候れいとして、たれ迄つかへし候て然へく候はんするや、いなは方をやとい候はやとこそ存候へ、此返事にくハしく承へく候、恐と謹言、

十二月十九日

立久御判

其外寄と之面とへ談合候て、申され候する□く被駈廻、城誘大事了簡可然候、聽而遣使者萬可申候間、不能重言候、恐と謹言、

七月十七日

立久（花押130）

比志嶋殿

「立久公御譜中ニ在リ」

勢を可遣由、重而聞得候者細々可承候、いしうゐん邊之てき仕のけ候をちからにて、當所之者共ゆたん仕候間、一昨日より其用心申付候、屋形路次され候別而それかしたのミ入候通を、まこ大郎方同申候、まへのことく七まかりの事ことにて候共、おろし候する處を、のふしハやくつけ候てハ、おもいてにて可有之と存候て罷上候、

わさと進狀候、就其仕事候由夕聞得候間、ふと當所いしきに罷上候、承候分ハ、ひしゝまに一てあて候て、川上にてあて候て、なゝまかりをおろし、ゆたんの時仕ハラいひきのき候へきたくミの由承候、そうへつ當所ゆたんにて候、 是の者おとろかし候すると存候て罷上候、いかさま其の仕事かと覺候、先日如進狀候、たのミ入候由外たなく候、用心堅候する事可然候、恐々謹言、

九月九日

立久（花押¹³⁹）

ひししま殿

立久

「御文庫四拾八番箱中」立久公ノ巻也」

 今度 對親父忠國不和之儀出來、 罪立 久一人之所行候、某聞幼稚昔仁 奧州成敗重分國之族、且勞課役、且怖勤仕、悉以令退屈、既永享年中號國一揆同時蜂起、然間三州守護職讓與舍弟薩摩守用久、自身出鹿兒嶋之居宅、日州末吉郷隱居候、無 而悔還彼先約、茄兒嶋押入之間、用久改居所谷山院構城柳、既兄弟之成弓矢爭國事十餘ヶ年、其間之轉變不可勝計候、就中忠國於日州三俣院語得和田郷右衛門尉正友、討取高木長門守其子被責、亡植家は立久出陣之始也、其後亂入大隅國蘇郡、住人籌策稅所介而、當國之守護代追失本田信濃守重經早、如此次第世上依踏直、用久之住城谷山被發向、用久之難儀火急之處、新納近江守忠臣敷一家滅亡之基、依成媒介之忠言、文安五年十月於當陣令和睦、依之殘黨之賊徒等渡押領、去私領令降參、如此雖靜謐、伊東・土持一類猶以不隨、然共

山西悉歸無爲、人民成安堵之思之處、忠國挿累年之鬱憤、

寶徳二年□□悠久以來□□一黨和泉入道光琢・野

□□大輔盛仁以下沒做宮仕切勞之所帶而充省新參顧問

之郎從相殘、一家國外様之人、皆以構用心間、所々荒説

無休時候、仍伯父用久其外迄、年來之者□某時々申候様

者、父祖之惡事可酬子孫候、彼可致猛心教化之旨、朝夕

雖申諫候、數ヶ年之間一言之不能返答、押愁涙而罷過候、

諸人和語申候様者、如形家督ニ、生來候者之如此候事、

不憑之由受非而已候、爰長祿年中菱刈民部少輔氏重・澁

谷之徳重・重豊・眞幸院住人北原又五郎貴兼、爲張本成

「以下紙切れ、」

「此文書立久公御譜中ノ初ニ載タリ」

「正文在坊津一乗院」

一日就船ニ祈禱事、令申候之分配遣送給候、目出度祝着

候、猶以可被精誠御祈念之通所仰候、心事期來信候、恐

と謹言

三月十五日 立久(花押139)

一乗院 御返報

「立久公御譜中ニ在リ」

「本文書ハ「舊記雜錄前編二」一四六七號文書ト同文ナリ」

621 「本文書ハ六二三號文書ト同文ニツキ省略ス」

622 「入來院氏文書」

其のちハ申うけたまわらす候、御ゆかしこそ候へ、ま

つゝいよくたのミ申へきたために、ひろいかきにて申

候、さてもさつまこほり、すてにやふれ候つるところに、

それのはからひによりしつまり候事、くれゝかしこま

り入候、なをもつて、こゝもとゆミやになり候ハぬやう

に、くにをしつめたく候、しかれハなにも申^タむし、

たのミ申へきよりほか、へちにも候ハす候、恐と謹言、

(永正五年) 十一月廿四日 忠治(御判)

澁谷殿「彌正少弼重忠」

626

『入来院氏文書』

625

(本文書ハ七一五號文書ト同文ニツキ省略ス)

624

(本文書ハ七一九號文書ト同文ニツキ省略ス)

【包紙】
澁谷少弼入道殿

忠治

霜月二日
【重題】
澁谷少弼入道殿

忠治(花押₁₃₃)

就祢答院重貴、網津・京泊知行其界之時宜如何候哉、雖無差事候、令啓候、世間如何様、猶以可物念候歟、於弥三ヶ國立柄憑存候之外、無他候、委細年寄共可申入候、恐々謹言、

623

『入来院氏文書』

澁谷殿

忠治

627

『入来院氏文書』

△
▽②
/

重々預使僧候、畏悅之至候、仍昨日河邊衆谷山へ打越候而、鹿兒嶋人衆遣候、出合切着候間、敵貳百人計討取候て、谷山神前城迄追詰、下梶表發向候、此方之勢可有推察候、然者、郡山宇良破候由承候、喜悅之至候、將又市來浦之事、嶽平原之門自其方縣取候て、可有仕役候、爲

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一八二八號文書ト同文ナリ)

【包紙】
澁谷彈正少弼入道殿

忠治

澁谷彈正少弼入道殿

改年之御慶千吉萬祥、雖事舊候、猶更不可有盡期候、玆重々、抑今度之弓箭之事、別而憑入之由申候之處、被勵懇志候、歡抔之到候、然者爲忠節之賞、隈城之事可進候也、仍證狀萬幸之賀事、恐々謹言、

【永正中】
正月廿日

忠治(花押_{御判})

心得候、恐と謹言、

十一月一日

勝久〔花押〕

入来院殿

〔包紙〕
入来院殿

勝久

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二二三五〇號文書ト同文ナリ〕

628

『入来院氏文書』

▽②
△

又此方へ今明日衆遣之由、其聞候、爲搦手市來^(補)宇良

之事、可被仕詰武略肝要候、此方へ衆遣候者、彼境

可爲無人衆候哉と存候、

今度者被勵忠勤、一味合力、感悅之至候、爲其忠賞者、

郡山・隈城兩所之内、御所望之地可進候、於弥頼存候外

無他候、尤以使節雖可申候、好便候間、先以顯心底候、

今度開運事候者、報厚恩度計候、恐と謹言、

十月三日

勝久〔御判〕
②〔花押〕

入来院殿

〔包紙〕
入来院殿

勝久

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二二三五二號文書ト同文ナリ〕

629

『入来院氏文書』

▽②
△

猶と弥以其方之事、憑入之外無他事候、

每と從石州丁寧之儀、其禮難盡筆紙候、就其、各辛勞之

由歡悅之至候、仍石州之事、諸事無不足之儀候へ共、廻

船者、于今無知行候間、我等於入國者、七嶋之内一所、

此間之^(の爲)報恩可進候也、恐と謹言、

六月三日

勝久〔御判〕
②〔花押〕

入来院山城守殿

東郷越後守殿

〔右ノ包紙〕
入来院山城守殿

東郷越後守殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二三〇〇號文書ト同文ナリ)

630

『入來院氏文書』

▽
△

先日者從入來院殿預音信候、爰許之仕合斷絶之時分、一段喜入候、併兩人故實共之故候歟、祝着候、遂本意候者、別而此禮不可忘却候、將又雖事新數候、石州より連々懇切之處、更難盡筆舌候、然者以使節、其禮共雖可申候、とても兩人其方へ居候上者、先々心得可被申候、石州之事、諸事雖満足候、今程廻船者無格護候間、我等於入國者、七嶋之内一所、爲此報謝可進當概候、此由可被申候、又噯所より巨細之文共遣候、弥此方之事、矢入之心底無他候、又東條事者先度之讀物庭訓計未事行候、廿日比閣諸事候て越候者、可爲喜悅候、同大山事、此程益房虫氣候間、同心ニ越之儀待入候、其外所用共多々候、廿日比兩人共ニ越之義、必々可待入候、恐々謹言、

六月三日

勝久(御判)
△(花押)

631

『入來家臣東郷氏藏』

忠隆之御代

座敷

鹿兒嶋へ澁谷參上之時

主居

中居

客居

忠隆様

東郷弥次良

入來院又五良

桃山藝州

重朝

入道長久

伊地知周坊入道

祁答院又次良

重武

高城秋月

伊地地縫殿助

高城珠全

東條丹後守殿

大山源左衛門尉殿

『包紙』
大山源左衛門尉殿

東條丹後守殿

勝久

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」三二九九號文書ト同文ナリ)

忠治之御代 隠州霜臺參候

主居 客居

忠治様 東郷隠岐守

御一家衆 入來院霜臺

東郷備前守

同左馬助

左馬助者入來院親類として參れ、此次伊地知殿參れ

候を、霜臺頻ニ斟酌候、依左馬助次に珠全參候、自

國衆親類御座へ參候事、常ニ無事に而候、

忠治之御代入來院殿參上之時、

座敷之事

忠治様 左 中 右 入來院霜臺

主 国 主 主 主 主

新納殿 北郷尾州

佐多殿 桃山藝州

厩外御一家國衆次と不覺候、

632 態用一翰候、仍女房之事乗船候て、茄兒嶋へ滞留之由承

候、船之事被仰付候て、二三艘可被^⑤〔參〕^⑥事、偏其方憑存

計候、加治木へ茂此分申候、以談合早速調法、可爲畏悅

候、恐ニ謹言、

十月十六日

勝久▽^⑤〔花押〕△

樺山殿

633 稍久無音之條、用一行候、此間何事共候哉、連ニ御床敷

存、不能詳候、恐ニ謹言、

六月廿八日

勝久

樺山殿

634 前日以使者如申、女房之事あまりいとなく茄兒嶋へを

き候へハ、外聞不可然候、就其本田肝付越前守[●]にたの

ミ存候、かいふん心にそへられ候て、急度むかへ取候て

たまはり候ハ、何よりも奉公たるへく候、こゝもとの

てうはうひとへに憑存候外、無他候、入魂無餘儀候ハ、

可爲祝着候、たとへくりとり候ハすとも、舟本まで船を遣候て、善惡の返事を聞わけ候へハ、外聞よく候するらん、いつかた其方をたのミ存候て申入候、左も候ハ、一日もいそかしく候、おなしなからはや／＼しく御調法にあつかり候ハ、一段可爲喜悅候、恐々謹言、

十月十一日

勝久（花押121）

梶山助太郎殿

635 「正文在樺山源三郎久清」

又助太郎殿にて御逗留候之哉、御辛勞奉察候、何様御宅之時可令申候、

態令啓候、仍助太郎殿様御出頭以後、致御無沙汰候之間、用一書候、頃之御立柄示預度候、從此方茄兒嶋へ進候使節、今月三罷歸候、御上意忝相下候、日出候、其外時儀定而御方へ其聞候之哉、就中忠朝・忠勝様于今御逗留之由候間、彼方へ進便節候、海上之事乍恐被仰付候者、可爲祝着候、巨細尙彼山伏可申候間、不能重言候、恐々

謹言、

文月七日

梶山殿御宿所

（肝付兼廣之）
久兼（花押94）

「此御書樺山氏七代信久譜中ニ在リ」

635-2

「右裏書ニ有之
契約」

一世間如何様ニ雖爲轉變、弥無相違可申承事、一頼存候上者、難儀之時不及申、以御校量付力、又相應之儀無餘儀可立御用事、一如此申談候之處、自然和譏凶害出來候者、互可申披之事、

右條ニ萬一僞申候者、日本國大小神祇御神名

「年月ナシ大永七年カ」

636

「御文庫四拾八番箱中」

不寄存候之處、一書被遣候、具披見候、仍豐州・新納殿意

「御文庫二番箱一軸中」

謹上 嶋津陸奥守殿

十一月二日

(大内義興)
右京大夫(花押65)

就渡唐船之儀、以鹽田壹岐申子細候、御入魂可爲祝着候、
此儀去年到興國寺令啓候趣、委細承候、尤欣悅之到候、
仍太刀一腰長久・織筋拾端進之候、猶陶安房守可申候、
恐々謹言、

「御文庫二番箱一軸中」

伊地知周防守殿

十二月三日

勝久(花押121)

見之夏、不可有餘儀候、今度如此之身上之事茂、其之所
存候、聊我等非所行候、將亦入部之時儀者、其方之前候
哉、言葉非只候之奉公者、於此前も無眞實候、被顯入魂
之者、不可有吳儀候、恐々謹言、

「御文庫拾六番箱壹卷中」

謹上 嶋津修理大夫殿

八月廿二日

左京大夫義興(花押65)

去年進狀候之處、御報披見、殊太刀一腰國宗・嶋織物五
端給候、快然候、念劇之儀靜謐之由候、可然候、仍太刀
一振金覆輪進之候、猶期後音候、恐々謹言、

一元日、先出仕衆上覽候て御社參之事、
①同日、福昌寺へ御光儀之事、
一三日、市來よりの御さつしやうの事、
一四日、福昌寺之御請方之事、
繩御はしめ
一五日、殿中へ福昌寺御參之事、
一六日、御代官所へ被申候事、
一七日、平田方之椀飯之事、
一八日、平田方御請用之事、
一九日、道場より御請用之事、
一十日、石井殿より御請用之事、

犬追物初

一十一日、御吉書之事、

一十二日、三日四日何事なし、

一十五日、清水杭飯之事、

一十六日、御千句并大般若、

一十七日、本より前へハ被申候事、

一大殿様・若殿様、御一家中へ御寄合之事、

一伊東より使者、肴、澁谷衆へ肴同前之事、

一年頭五日福昌寺殿中へ御出之事、

一御一家中御参之時、相州様御家はかり老中奏者之事、

一三月三日、御祝之事、

一五月五日之事、

一六月一日之事、

一七夕之事、

一七夕さうめんの事、

一諏訪御祭禮之事

一諏訪御祭禮之時、御座躰之事、

一すハ御祭禮の日、御前御酒もり之事、

一八朔之事、

一八朔之御使者之事、

一奏者之事、

一御一家國衆へ御寄合之事、

一御寄合之御相伴之事、

一御座敷奉行之事、

一常住御年長之事、

一殿中惣門之事、

一御寄合之時、河上殿之事、

一御一家國衆宿へ御光儀之時之事、

一五ヶ日御杭飯頭ニ御酌之事、

一御沓之事、

一原田・松本道うちの御劔持申候事、

一御宮仕之事、

一八人御年來之事、

一御吉書御杭飯之御座之事、

一十一日、御見かゝミ御三獻之事、

一十一日、御吉書御三獻之事、

一十一日、御吉書之時、老中筆者扱之事、

一琉球紋船之事、

一同赤かミ衆座敷之事、

一同下部之座敷之事、

一琉球より進物之事、

一琉球人宿へ調之事、

一御屋刑様より、世主へ御返禮之事、
〔本マ〕

一此御返禮なき以前に、御屋刑さま使僧使者宿へ御光儀
之事、
〔マ、ル〕

一殿中へ琉球人參上之時之事、

一御けんふく之事、

一新納殿多はし親に御參候事、

一忠幸さま御ひたいめされ候御祝之事、

一御代祝之御座敷之事、

一御小者三そくきり三人之事、

一御□うの事、
〔シレス〕

640

「御文庫拾六番箱壹卷中」

田嶋駿河守
伊地知越後守
本田因幡守
桑波田觀魚
石井旅世
大寺宮音
肝付越前入道

追而、自然境目隙入子細候者、以親類中申上肝要候、

何方へも從其方可被成御吳見候、御奉公此^(時)眈候、

勝久様就御光儀、先日東光寺爲使僧進之候處、御奉公之心底承候而、千秋萬歲可然存候、其當概眞幸へ銘と申入候、定而可爲御悅喜候、此節之事者、各自身參上專一候、殊更其方之吏者、御奉公無餘儀候、御分別之前候間、不及申候、方々御奉公之義無餘義被申候間、我々事來月五日眞幸へ參上可申之覺悟候、其砌無油斷賴存候、何様於

眞幸面談可申候間、不能詳候、恐々謹言、

七月廿八日

實久(花押126)

伊地知周防守殿

御宿所

641

「御文庫拾六番箱壹卷中」

御書長而頂戴、先以忝存候、抑到義鎮被仰遣候御條々、
存其旨候、聊非心疎趣、宗綱存知之前候、此謂宜預御披
露候、恐惶謹言、

十月廿八日

親方◎(花押)
判

進上

本田彈正忠殿

「本文書ハ」「舊記雜錄前編二」二六九四號文書ト同文ナリ

642

追而段子一端拜領、過分◎至極候、仍御具足一領承毛致

進上候、可然様御取合所仰候、恐惶謹言、

十月廿八日

親方◎(花押)
判

進上 本田彈正忠殿

「本文書ハ」「舊記雜錄前編二」二六九五號文書ト同文ナリ

643

「御文庫拾六番箱壹卷中」

御屋形江態以使申入候、就中御分國可致修行覺悟候、於
御納得者、可爲祝着候、巨細尙光明寺申達候、其旨を以
御取成所仰候、穴賢く、南無阿弥陀佛、

六月朔日

他阿弥陀佛

村田越前守殿

村田越前守殿

他阿弥陀佛

644

「勝久公御譜中」

「正文在肝付伴兵衛」

先日者、其堺可罷越之由申候之處、其時分天氣惡候て、
無其儀候、無心許候、何様來月三日過候者、必以罷越、
ケ様之御禮等可申候、仍今程其方堺目何事共候哉、細々
承度候、恐々謹言、

二月廿八日

忠兼(鳥津勝久)
判

肝付三郎五郎殿

「上書」
肝付三郎 郎殿 「スリキル、カ本マ、」

忠兼

645 「勝久公御譜中」

「正文在肝付伴兵衛」

就内所不例之儀、歸宅候歟、^{「本マ、」}其以後氣分如何候哉、無沙汰候之條、染筆候、依聊減氣之分候者、早々此方越之事待入計候、諸方之詞儀、當時一段隙入之時分、剩菊池使僧下向候中へ、旁以不可有油斷候、恐々謹言、

七月二日

忠兼御判

647

「勝久公御譜中」

「正文在肝付伴兵衛」

其方江歸之後無音候、眞幸堺目之躰、何事共候哉、雖不申共候、城誘之時宜、堅固被召候へんする事、可然候、此方客來中つめられ候て、辛勞共候ッ、是又祝着候、恐々謹言、

646 「勝久公御譜中」

「正文在肝付伴兵衛」

わさと文をしんし候、仍こんとのゆミヤ、むほん人あひのこるしゆにしやうかいさせ候、仍ないくたんかう申

へく候へ共、これにてもなく候あひた、そんなからに候、いよ／＼それをたのミまいらせ候、さかいめのはうしんしか／＼あるへく候、かしく、

八月十七日

忠兼御判

きもつき三郎五郎とのへ

メ きもつき三郎五郎との たゝ

九月十七日

忠兼(花押印)

肝付三郎五郎殿

「北郷氏庶流信濃久紹譜中」

「宛カキナシ」

八月十三日

勝久（花押出）

久音絶、連々床敷計候、仍近日實久被越候て、如和泉同道之由候間、其覺悟に候、然者前より其方事別而懇々奉公候之間、此節來候て供候者可爲喜悅候、堪忍等之事者實久被請候上者、聊不可有氣仕候歟、殊父兵庫助事、今程者徒々居候なる、此方右筆之事にて大用候、是又越候て奉公之様ニ、催促憑入候、普代之事候間、此砌之奉公候ハ、老後之忠節不可有之候、暮々爰元肝要候、恐と謹言、

「勝久公御譜中」

「正文在川畑喜左衛門國次」

肝付三郎五郎殿

忠兼

「喜入氏三代忠譽譜中」

「正文在當家」

「上包」

北郷小次郎殿

勝久

（本文書ハ「舊記雜錄前編二」二五九二號文書ト同文ナリ）

依伊東氏鉾楯勝久公賜御書有正文、左記之、

今度山東越山之事、尤辛勞之到候、殊辛尔之子細候之處、無吳儀候、怡悅候、委細定而老者申候歟、恐と謹言、

七月十五日

勝久御判

北郷小次郎殿

態令啓入候、仍當時世間之躰、措諸事候て武具不可如用意之儀候、爰元以得心相過其身之分限、物具・兵具所持之人數、一段忠節之基不可過之候、先々被相勵、衆中并以下人衆等被致用意候者、此夏中何様罷越候て、以一見其喜可申候、委細者老者共可申候之間、閑筆候、恐と謹言、

卯月十四日

忠兼（花押）

攝津守殿

「上包」

攝津守殿

忠兼

651

「喜入氏忠響譜中」

「正文在當家」

小宰相殿頼娃殿へ用段にて越候、申子細共候間、從其茂
諸事可然様ニ御催促頼存候、就彼儀用一行候、恐々謹言、

九月六日

勝久御判

攝津守殿

（本文書ハ「舊記雜錄前編」二二二八號文書ト同文ナリ）

附 錄
舊 記 雜 錄
卷 九

久經公以降至
忠治公
年間 不詳

「忠宗公御譜中」

忠宗

久長

號伊作、初忠長、彦三郎、左衛門尉、下野守、大隅
守、子孫記于別紙、

女子

せんす御ぜん

「正文有之」

しうしやう殿ニこいまいらせて、ふくすまるもち候
へく候、をなしくしものほうのとちやうもく六あつ
けをきまいらせへく候、まつこれをハ申てとられ候
へく候、このやう御あんち候てふちして給候へく
候、なに事にく、もしとりのふる事候ハ、御け
さんニ入候て、申うけ給候へく候、又ゆつり狀をも、
をなしくあつけまいらせ候、せしんの時ハふくすニ
給候へく候、

もしかミのほうさた申ゑす候ハ、この御けうしよを
ハ、あつかり人はうものなに事を、御けさんニ入まい
らせ候て、くハしく申たく候へとも、あまりにくそう
くのをりふしにて候ほとニ、そのきなく候御事、心よ
りほかにおほへさせ給へく候、さてく、こんとせんち
やうニまかりむかい候ほとに、ゑちうのくにふすまへの

ほうのちとうしきを、おんしやうニ給はりて候、このう
 ちしものほうのちとうしきを、ふくすまろニゆつり狀を
 してとらせ候、みはくらむ人なく候、せいしんのほと、
 せんしこのひら山のおは御せんニ申させ給候て、せんし
 こあいとも、このところを、れんちよくの御たいくわ
 んニ、仰せつけ給候て、御はからいとして、ふちして給
 候へく候、しやうくんの御けうしよをあいそへて、とら
 すへく候へとも、きやうとにはうもんのしうしやうとの
 ム御かたニ、あつけをき候うへ、ふすまへのかミのほう
 をハ、ちやくし太郎三郎ニゆつり候へんするか、いまた
 かミのほうハふちきやうの事にて候、御さた^{○さ}い^くちうに
 て候あひた、もしこんとふしきの事も候ハ、この狀を
 もて太郎三郎さた申へく候あひた、太郎三郎もつへく
 候、あなかしく、

六月廿九日

(島津忠繼)
 たゝつく(花押12)

せんしこの御かたへ
 申させ給へ たゝつく

654

「師久公御譜中」

「正文有之」

(本文書ハ五五四號文書ト同文ニツキ省略ス)

655

「師久公御譜中」

「寫在卷本」

(本文書ハ五七二號文書ト同文ニツキ省略ス)

656

「師久公御譜中」

「寫在卷本」

(本文書ハ五七三號文書ト同文ニツキ省略ス)

657

「師久公御譜中」

「正文有之」

(本文書ハ五五二號文書ト同文ニツキ省略ス)

658

「氏久公御譜中」

「正文在比志島左京義時」

隅州退治事、來廿五日治定候了、爲御用意申候、其内入見參諸事可申承候、恐々謹言、

卯月十四日

氏久(花押¹²⁰)

比志嶋殿

比志嶋殿

氏久

(本文書ハ、「舊記雜錄前編二」十二號文書ト同文ナリ)

659

「氏久公御譜中」

「正文在高岡衆平山左京」

如仰雖未入見參候、兼承及候キ、抑向嶋東西所務事、嶋津又三郎殿ニ御談合候て、御知行(事)^{⑨ナシ}承候、就其御年貢不可有懈怠候由承候、目出候、京都事ハ御心安可被思食候、補任狀并地下之御教書申沙汰候、御年貢奉行分領家預所(御)志以下、任先例繼夜於日御沙汰候、喜悅入候、委細事筑後禪門存知、恐惶謹言、

七月七日

前筑前守秀秋(花押²¹⁷)

謹上 平山左京亮殿

660

「氏久公御譜中」

「正文在島津安藝守久雄」

(本文書ハ五〇七號文書ト同文ニツキ省略ス)

(本文書ハ、「舊記雜錄前編二」二二四號文書ト同文ナリ)

661

「氏久公御譜中」

「正文在志布志大慈寺」

新春御吉兆、於今者雖事舊候、尙以珍重と不可有盡期候哉、抑連と御恩問恐悅之至候、何様以^{「疎カ」}凜遂參拜可申入候、兼又去々年奉加之謂候き、仍馬一足鹿毛令進之候、恐惶謹言、

正月十六日

修理亮氏久御判

「氏久公御譜中」

「正文在串木野頂峯院」

御札委細承候畢、抑去夏被入見參候之條、悅存候、便宜
時者、連々可申候、兼又承候奉加事、進之候、巨細御使
申候之間、令省略候、恐々敬白、

九月廿四日

(島津氏久)

沙弥玄久 御判

謹上 冠嶽別當御坊

御中

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一七九號文書ト同文ナリ)

「元久公御譜中」

「正文在田代縫殿清長」

就 正宮材木之事、度々壁書面々存知前候哉、依所々番
替、無沙汰なる方も候やと存候、所詮正月廿日以前ニ、
悉材木を社頭ニつけられ候て、皆納之請取を可有持參
候、若無沙汰候て正月中過候者、八幡も御罰候へ、任先
度壁書旨、可致其沙汰候、此爲可有催促候、恐々謹言、

十二月廿五日

元久(花押) 御判

(清久)
田代殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」六〇九號文書ト同文ナリ)

「元久公御譜中」

「正文在田代縫殿清長」

御祝言重疊目出度申籠候了、珍重幸甚々、不可有盡期候、
抑先度如申候、急々可有(御)越候、國人(不)少々、出津用
意候て、其立之事を兼々被待之由、承候、御立之事遅々
候ハ、惣國人々可有油斷候、尚々一時も早々可有越候、
于今延引無心元候、風渡被立候(之)悦入存候、恐々謹言、

二月九日

(清久)

田代殿

元久(花押) 御判

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」六一二號文書ト同文ナリ)

「元久公御譜中」

「正文在志布志士鹿屋權左衛門」

(本文書ハ五八〇號文書ト同文ニツキ省略ス)

「元久公御譜中」

「正文在田代縫殿清長」

新春之御吉慶、於于今雖事舊候、尙以珍重候、更ニ不可有盡期候、抑雖無何事候、細ニ可申承候之處、路次依不輒候、無爲之至非本意候、兼又探題御方より、御在所河尻之間合力可申之由、被仰下候之間、雖無勢候、田代刑部少輔相副、軍勢差進候、一向御扶持於憑存候、預御指南候者悦入候、次球广郡事、相良三郎依武朝大綱罷上候之由、風聞候之間、一途爲相計、親類美濃守相副、軍勢差遣候、如此分勢候之間、無勢之至、所存外候、不審連々承、可令啓候、御同心候者悦入候、恐々謹言、

二月廿九日

陸奥守元久〇(花押)

〔御判〕

謹上 八代殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」六一三號文書ト同文ナリ)

「元久公御譜中」

「正文在田代縫殿清長」

參津事、一日も急敷候、國之面々へも何ケ度ともなく催促申候間、定近日可有津候哉、就夫、此間長々それニ在津之事、痛敷候、何様先山門被越候て、國之面々を被待候へく候、若又猶國之人々をそなをり候ハ、一人にても阿蘇谷方御談合候て出津候へく候、それにて徒ニ日數を被送候事、尤いたハしく存候、今日十四日重催促をいたし候間、さのミをそなをる事あらしと覺候、恐々謹言、

卯月十四日

元久〇(花押)

田代刑部少輔殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」六一三號文書ト同文ナリ)

「忠國公御譜中」

「正文在比志島左京義時」

境目之様懇ニ可承候、

昨夕川口より罷歸候、春山之事無念此事候、同前候歟、今度世上愚身一大事候、本末可爲御志候、心落候、可被

意用候、憑入候、伊集院方今程取亂ニよて、無沙汰□事^(忠)

ハ承候て可被候歟、いか様近日之間、一身罷越候て、諸

事可申候、恐々謹言、

七月一日

(忠國)
貴久(花押¹³⁰)

比志嶋殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一〇九八號文書ト同文ナリ)

669

「忠國公御譜中」

「正文有之」

(本文書ハ五一二號文書ト同文ニツキ省略ス)

670

「忠國公御譜中」

「正文在村田太右衛門」

(本文書ハ五一二號文書ト同文ニツキ省略ス)

671

「忠國公御譜中」

「正文有之」

(本文書ハ五一三號文書ト同文ニツキ省略ス)

672

「立久公御譜中」

「正文在和田帶刀」

長野所へ之御札、委細令承悦候訖、仍重久郡田城輪仕乘

^(忠)ナシ

「候」可然候、今程敵城雖無^(指)事候、肝要之水手持候所

を、此方よりしかと持堅め候之間、幾程候ハしと覺候、

定而御賢察之前候哉、隨而少^(手)負候へとも、無煩候、

就如此之時儀、御懇之至、是又快悦候、米良昌木邊不審

之時可承候、恐々謹言、

七月廿一日

立久^(花押)
御判

和田殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一四九二號文書ト同文ナリ)

673

「立久公御譜中」

「正文在本田作左衛門宜親」

依無指題目候、此間不申通候之處、懇之音信千萬令悦喜
候、仍此方向之事、須木より明日十五日仕事之由、申候
之間、我々も彼堺目へ可打出候之處、米良美濃・比田木

675

「忠國公御譜中」

「正文在大隅宮内最勝寺右京」

正八幡於四ツ足ニ忠國ほろ御さうてん、御しやくに最勝

674

「忠國公御譜中」

「正文有之」

（本文書ハ五〇號文書ト同文ニツキ省略ス）

（本文書ハ「舊記雜錄前編二」一四八六號文書ト同文ナリ）

「上包」
本田殿

立久

三月十四日

立久（御判）
（花押）

次郎太郎一日之合戦^⑧に手負候間、明日之仕事者延候、
彼方之依左右、其堺へ可罷越候、又薩州様其ニ御座候、
御家顔共定而無調法候覽、推量申候、將亦其ニ被居候方
とへ、辛勞之通皆ニ申度候、恐ニ謹言、

（兼親）
本田殿
御返事

676

「忠國公御譜中」

寺俊道御參候、去年八月ひかん程なく、當年三月廿四日、
伊東・北原の人數、廻に引とをし、三ヶ所へ同日ニ衆を
つかひ申、さつまの人數、めくり・敷根・上井打入被申、
ひき申處ニきり付被申、山崎のあたりにかつせんはしま
り候、社家の人數よこ入めされ候て、數千人てきほろひ
候、御屋形様御しつけん被召候くひ、千三百四にて候、
御しやくに被參候、きつきう依目出度ニ、俊道望をたつ
し候へと御老中へ被出仰候、國親ニ吳見として内狀を進
候、萬前、中津川・下久満、ちりくのはく地水田坪付
書付候て、鹿兒嶋江御參上候へ、御判を申請望をたつし
可申候、巨細者御面語時可申達候、恐ニ謹言、

三月廿九日

藤原國親（判）
（花押）

最勝寺俊道

參御宿所

本田因幡守

（本文書ハ「舊記雜錄前編二」一三四一號文書ト同文ナリ）

「正文在大口衆肥後助三郎」

さ候て、松山へんへ二三日居候へく候、親父又さ衛門太郎・甲斐にも同申候、

一日得狀候間喜入候、隨而財部身上之事、遲速にてこそ候へ眞事候、左京事ハ先物詣之由申候て、志布志に候へく候、さ様候ハねへ、御方中此方より敵を作出候など申候、愚身も十二日罷立候て可越候、又たからへニ志之候する人多へく候、内ニ音信にて可承候、由斷あるましく候、いま彼方之こそ候はんための了簡、今こそ思へく候、たはしく候、又別符之合戦こそ大勝にて候へ、萬面時可物語候、恐と、

卯月十日

忠國○(花押)
〔御判〕

内山千熊殿

〔上書〕
内山千熊殿

忠國

677
「忠國公御譜中」

「正文在栗野衆木瀬清左衛門」

返々山東之事ハ、人をぬき候在所にて候間、此事なにとなく成候てハ、いよ／＼しやうたいなかるへく候、又祝計、はさミ物一おり・かたひら一むめ遣之候、

於兩度音信委細承候、殊以今度詳ニ被見申候、御親類様思外飫肥を被退候、但今程天下大なる事ニより候て、御所も御意殊候、〔本ノマ、〕不及力候、時尅到來候こそ、我等も立直候てこそ、安穩にも有事ニ候へ、定而可有推量候、日記事共巨細承候、届候分共此後者爲候て可遣候、先是をハ是ニ留置候、重寶七人佛之厨子驚目候、今まで能と被著候けると存候、猶と面と在所一見候ニ、雜駄なども不存知箇なども候ハぬほとに、忍誓やさしく被申候、國と名譽候、きれいさ不及申事候、委細此使僧ニ申候、恐と謹言、

五月四日

忠國○(花押)
〔御判〕

木嶋殿

678

「忠國公御譜中」

「正文在和田帶刀」

昨日預御狀候、御便宜と心得候て、則不能返事候刻、重而不審等細と示給候、悦入候、敵方手を失候之由事目出候、如此候付候ても、弥陣と堅誘候而了簡候者、猶以可得利候、面と存知之前候間、不及申候、時宜連日可承候、恐と謹言、

十月廿九日

(正卷)

和田殿

忠國(御判)〇(花押)

(本文書ハ「舊記雜錄前編」一一三三七號文書ト同文ナリ)

679

「忠國公御譜中」

「正文在和田帶刀」

返と落人等之事、誰とをは被殘置候之由、承候(て)④由可然候、又燒山と申候所、陣ニ取候て可然之由、承及候、可有御催促候、御狀細と披見候、仍其方不審罷歸候者共委細申候、尙以

680

「忠國公御譜中」

「正文在本田作左衛門宣親」

なをくほんた人たて御かうミやう候て、くちきく候へく候、

としのはしめの御よろこひ、いつよりもめてたく申候ぬ、さてく御つかひ給候、御うれしく、やかてかへしをこれのちんさいニより候ておそく候、心もとなくおほしめし候すとおもひ候、まつりニひまなく候てふさに候、千代なへの事、いかにも御かんにん候てこそ、とりたてられへく候、はやく見たく候こそ候へ、又くか

可然様面と可有談合候、次不殘人奔走之由承候、悦入候、隨而三侯邊就用心、申子細等、如何にも無越度候様被申付候者可然候、尙と其時宜連日可示給候、恐と謹言、

十一月十日

忠國(御判)〇(花押)

和田殿

御返事

(本文書ハ「舊記雜錄前編」一一三三八號文書參照)

しこく、

「上書」

きよみつへ

たよくに

「右裏ニ有之」

〃
おうち
より

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一四二三號文書ト同文ナリ)

681

「忠國公御譜中」

「正文在本田作左衛門宣親」

なをくも、ちよなへか事を人たて候する、あてか
いかんによう候、又よろつくにちかゝときにハ、か
はるましく候、なに事も申あはせ、かくこハ^④たれ
くか申候へく候、

御ふみくハしく見まいらせ候、さてもくそのやうと
も、よろつかゝにおもひ候て、へつなるはんしゆをま
いらせへく候つれとも、その御きにもあわす候てハ、
いたつら事にて候とおもひ候て、かわかミ三郎五郎をま

いらせ候ふんハ、御身にへたてあるましく候とおもひ候
てまいらせ候へハ、あらぬかたにかたふき候て、いわれ
なき事を御身に申かけ候よろけ給候、もつたいたなく
候、そのさたいたすへく候、この御いしゆをハとつけへ
く候、そのうちのものをかたくとおほせつけ候て、
くにちか日本にかくれぬちうせつの事ニ候、ちよなへを
人たて候やうに、しゆくくの御はうへんも候て、たい
くのちうしやうにて候を、たにわたし候ハぬやうに御
はからい、われくかほうこう^④たてあるへく候、かわ
かミとのも、われくかおんたてこそ候かとそんし候へ、
かまへてくしゆくくの御はうへん候て、たいくのち
うしやうかくこ候て、たいくのちうせつをむになし候
ハぬやうに御はからいしかるへく候、よろつ又くかし
く、

「上書」

きよみつ

御返事進^④させ給へ たよくに

「真ニアリ」

||

志ふし
より

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一四二二號文書ト同文ナリ)

「忠國公御譜中」

「正文在本田作左衛門官親」

又三郎いまほと人のあんニいり候て、それかしによろつむつかしき事をのミ申かけ候、ふうんの事にて候、てんまのしよいにて候、かこしまをさりわたし候へく候ほとに、すいしさせ給候へく候、こん日や二郎・かバ山とう太郎まいらせ候、くわしくきこしめされへく候、いまほとくはうせつのしふんにて候、大すミのはからいよくくめされ候て、ほんたを人たてあるへく候、それさまわれく一しほおやとこと申候、ミをきよめ、たうけのいへをミかき候へく候、やかてく御返事ニよつて申たんすへく候、御ふミまめやかに見申候ぬ、さてくその事しやうこ

しらへなんとひしくと候らんとおもひ候へは、事たゝす候よしうけ給候て、おとろきいり候つるころ、また三郎したへんニもうつり候て、ちよなへかためにて候へは、おうすミをしつめ候へと申候へハ、そのふんなく候、よそよりはさためてくはうせつ申候へく候、かまへてくこゝろへさせ給候へく候、くにちかうちうせつうしなハせ給候ハす候て、それかしもくにのあんにいり候ハぬやうにありたく候、なにさまとのはらをあまたうつし候て申あハせ候て、かくこあるへく候、又このたひかまたのくち、ねんころニほねをり候けるよし、ひしかり申候、よろこひいり候、返く御ふミ御うれしく候、かしこく、

「上書」

きよみつの

御返事 申給へ

たゝくに

「裏ニ有」

かこしまより

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一四二二號文書ト同文ナリ)

「御文庫廿一番箱一卷中」

御感 綸旨所望輩

野依三位房

道玄

小木□^(孝)三郎入道

覺淨 子息討死

同弥三郎入道

覺忍 子息討死

同弥五郎入道

淨圓 親父討死

光富又五郎入道

と恵

上益山孫七

末純

下益山四郎

忠清

嶋津三郎左衛門尉

直久

佐竹彈正左衛門尉

忠景

同新左衛門尉

忠秀

同掃部允

家住

野本布袋丸

親父討死

牛屎大藏丞

貞信

小提藤五

貞國

入來新三郎

廣純

澁谷下野權守

重純

小木孫王丸

親父討死

一持一城輩并親類手物注文

鮫嶋彦次郎入道

蓮道

谷山五郎左衛門入道

澄信^(德)

嶋津長門入道

「本マ」忍

矢上參河權守

高純

指宿彦二郎入道

成榮 子息討死

額娃左近大夫入道

通願 去三月參着

智覺讚岐介

忠元

別府右馬權助

忠香

一屬鮫嶋又二郎入道

蓮宗

同駿河權守

宗政

同掃部助

家業

同初王丸

親父討死

同孫石丸

蓮性

同三郎左衛門入道

蓮性

同三郎兵衛尉	家俊
同松王丸	
同太郎兵衛尉	家武
同八郎右衛門尉	家近
同右衛門五郎	家雄
同宮内丞	家直
同李允	家行
同彦太郎	家香
同左衛門六郎	家氏
生馬隼人佑	家重
同藤左衛門尉	家廣
足立彈正忠	家兼
赤崎左京進	秀世
河侯主殿允	政直
嶋崎左近五郎入道	眞乘
松山大膳進	通秀
安東新兵衛入道	蓮迎

同少監物允	政光
同左衛門太郎入道	妙心
手塚采女佑	維家
脇本兵衛二郎	通純
同兵衛五郎	通久
同兵衛六郎	通實
安部野又六入道	定用
同修理進	政季
長野左衛門二郎	久長
信夫八郎左衛門尉	行秀
河邊大舍人允	家通
橋口又次郎	忠吉
肥留右衛門四郎	安宗
鰐坂新兵衛尉	家好
吉次又四郎入道	賴惠
鮫嶋平太郎入道	蓮教

一屬谷山隆信手一族以下輩

谷山隼人入道牒信跡討死

同新五郎入道 教信

同越前介 忠里

同平兵衛尉 忠名

同五郎兵衛尉 忠永

同全助 忠雄

土持三郎左衛門尉 綱氏

用松五郎二郎入道 淨西

伊佐智佐弥太郎入道 々譽

同小三郎入道 道妙

同小二郎入道 道覺

同太郎左衛門尉 家香

同^{◎太}六郎兵衛尉 家俊

同宮内丞 家純

同兵庫允 家治

有間治部左衛門尉 冬純

同左衛門三郎 春純

山口弥太郎入道 妙一

同弥三郎入道 玄一

同三郎兵衛尉 重純

佐枝隼人佐 泰純

山角平三郎 秀澄

大浦平右衛門尉 良澄 子息討死

一屬智覽忠元手一族以下輩

智覽長門介 泰清

木佐木三郎左衛門入道 善阿

同新左衛門尉 忠光

同三郎兵衛尉 忠貞

浮島四郎左衛門尉 忠資

同三郎左衛門尉 忠息

同彈正 忠國

同御房丸 親父討死

青木六郎左衛門尉 忠藤

厚地二郎入道 嚴覺

深見弥二郎入道	行慶
蒲生藤内左衛門尉	重直
同李允	清房
那古屋三郎左衛門尉	貞遠
平田九郎忠弘跡	討死
河崎兵衛太郎貞氏跡	討死
同大炊左衛門尉	忠宗
石塚宮内左衛門尉	胤氏
深見彦四郎入道	行妙
生馬孫三郎	家實
堀又二郎入道	々金
久富五郎兵衛尉	清貞
富田兵部丞	盛信
加藤宮内丞	景實
田中八郎入道	道意
同子息九郎	忠行
同橘左衛門尉	行純
	討死

同兵庫允	忠純
藤崎掃部助入道	覺性
同孫六	忠平
蒲生兵部房	祐清
同八郎三郎	清長
同左衛門五郎忠清跡	討死
光富石増丸	
青木孫十郎	忠政
那古屋左衛門三郎	兼行
田中平五郎	友秀
	討死

一 智覽出羽入道覺善、去年夏比死去畢、然覺善之跡出河邊郡三分二并本領智覽院半分者、讓與嫡子讚岐忠元了、相殘分河邊三分、智覽半分者、讓與女子平氏女字御早、隨與令扶持一族以下軍勢、致忠節候、仍御感綸旨所望仕候、宛彼女子無相違之樣、可有申御沙汰候、一 屬別府忠香手一族以下輩

谷山五郎左衛門尉 忠俊

同炊三郎兵衛尉 忠津

同大^{「本マ、」}
助^{（炊カ）} 忠幸

同左京進 忠清

同彈正忠 忠繼

加世田別府郡司三郎左衛門入道 法西

同兵庫允 景家

同三郎兵衛尉 景綱

同平六 景宗

同平五 景繼

一屬指宿成榮手一族以下輩

原田彦五郎入道 妙榮

赤崎左衛門三郎入道 ⑧^光〔元〕一

吉田長門介 清忠

山崎新左衛門尉 忠末

同四郎左衛門尉 忠遠

原田小次郎左衛門 兼忠

野間九郎兵衛 忠繼

同八郎兵衛尉 忠近

岩本太郎左衛門入道 蓮覺

神野平三郎 忠兼

松岡大炊助入道 善眞

嶋間七郎跡

同五郎兵衛尉 忠有

山口藤左衛門尉 純綱

⑨^{片カ}仵平五郎左衛門尉 忠經

迺山弥平太入道 良一

箕輪新兵衛尉 忠元

一屬矢上高純手一族以下輩

矢上四郎左衛門尉 宗純

同彦五郎入道 覺澄

同彈正左衛門尉 秀純

同兵庫允 政純

同左京進 兼純

同鶴熊丸

兒嶋伊餘房

行明

漆池六郎左衛門入道 蓮池

同四郎左衛門入道 々高 成阿

同彦五郎 重近

畠山二郎左衛門入道 如玄

吾平藤九郎入道 蓮道

村田輔阿闍梨 經道

久米又次郎 光純

原田又太郎入道 宗考

尾上新兵衛尉 泰實

桑波田八郎 昌考

同四郎左衛門尉 高實

野田左衛門四郎 蓮義

內田七郎 助實

大田八郎左衛門入道 本阿

同九郎 英實

近竈彦六入道 以上百八十三人

河邊縫殿允 重通

一御祈禱御感所望輩

上野平八 貞通

中納言律師 道叡

小木彦三郎 家秀

伊勢律師 堯慶

智覽平三郎 惟幸

助律師 圓俊

大浦犬童丸

大和阿闍梨 圓空

一屬嶋津道忍手一族以下輩

大和房 房圓

嶋津兵衛三郎 久實

輔房 眞慶

同彦三郎 久末

右交名注文如此、

林鐘吉日

「此連名中、嶋津道忍トアルハ三代久經公ナリ、公ハ弘安七年逝去ナレハ、夫ヨリ以前ナルハ明ケシ」

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二五八三號文書ト同文ナリ)

684 「御文庫廿二番箱一卷中」

九月廿八日御書、今月廿一日到來、謹拜見候訖、任被仰下候之旨、可致其沙汰候、其子細令申入御使候、恐と謹言、

十一月廿三日

(島津貞久)
沙弥道鑒

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二二〇四號文書ト同文ナリ)

685 「公卷中」

被成下牛屎一族御書事、先規無其例候之處、今始一烈御沙汰、失面目候、其子細面拜之時委申候了、可預御披露

候、恐と謹言、

十一月廿六日

謹上
廣津藤三郎殿

沙弥道鑒

「御返事案、執事御方へ」

686 「御文庫廿二番箱一卷中」

いまた治定ハ不承及候へとも、去比又野部城にて合戦候、さもやらん聞候、これハ薩州より念と御張行候けると聞候、實事者是又無勿躰候、如此事をこそ京都にもうたかいおほしめさるゝ事にて候へ、所詮何の儀も候ましく候、たゝ先御出陳たに候て、是事御合力候ハ、何事を可有御所存候哉、相良近江方へ人遣候之間、可然便宜候之間申候、此仁も御出軍候へきよし承候之間、令悦喜候、重澁谷人々方へも狀を遣候也、恐と謹言、

八月十九日

了俊

(節久)
嶋津上總介殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二三五三號文書ト同文ナリ)

687

「忠昌公御譜中」

「正文在手鏡」

自琉球國無音申之儀、世上念劇之間者、不及是非候、既靜謐之上者、早々如先例御船可有來朝之旨、可被申遣之由、被成奉書候、被仰出候通、急速御傳達候者、可然存候、同此使者可罷上候時、可遣御船之段肝要候、恐々謹言、

二月十一日

(忠昌)

謹上 嶋津陸奥守殿

(布施)
下野守英基(花押22)

▽○「文明十二卯月廿九日到來、上使安田方ト他ノ寫本ニアリ

考ニ供ス」△

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一五三〇號文書ト同文ナリ)

688

「忠昌公御譜中」

「案在卷本」

就琉球國之時儀、去二月十一日之御奉書同四月廿九日到來、謹以拜見仕候訖、抑彼船如先例、可致來朝之由、被^{◎(改行)}成御奉書候、同御使渡海之上者、敢不可有緩怠之儀候哉、

於于私 上意之趣速申遂候、無如在之儀候、以此旨、可

有御披露候、恐惶謹言、

月 日

(島津忠昌)
藤原武久

謹上

(元運カ)
飯尾前大和守殿

(英基)
布施下野守殿

(上書ニ有之)
安田方御使御奉書寫

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一五三一號文書ト同文ナリ)

689

「北郷氏庶流系圖中」

「讃岐守持久三男民部少輔久宣ノ子民部少輔久剛譜中」

伊東氏依鉾盾、 武久公賜御書、有正文、左記之、

690

伊東於三侯可出張之由、其聞候之間、其境之面々、不移時合力之事申候、北郷殿・桃山殿其外被相談、無越度樣^{「本マ」}可有了簡候、此方間隔候而每事可爲無沙汰候、可然樣故實憑入候、吳不審候時者可申承候、恐々謹言、

十一月廿五日

武久^⑧〔花押〕
〔忠昌公初ノ
御名也〕

北郷民部少輔殿

〔享祿元年戊子五月朔日、於都城城ヶ尾久剛父子共戦死云々
忠剛ノ子三郎四郎同時ノ戦死也〕

691

〔喜入氏藏〕「喜入氏忠弘譜中正文在島津安藝守久雄トアリ」

誠年甫之御慶、重々雖事舊候、猶以多幸、抑山田治部少
輔被申候子細、先以可然候、當所へ越之時、巨細可相尋
候、就之尊札畏存候、恐惶謹言、

正月廿三日

〔島津〕
忠昌〔花押136〕

人々御中

692

〔全上忠弘譜中ニアリ〕

尙々實のくたり可然存候て、奔奔あるへき様にも、
爰元の人共見えす候、可有推量候、
心え候へき時儀候へ、示給へく候、

實相寺下着之由、其聞候、弓矢いよ／＼取亂時分候、當

所の爲躰うちほり共に散々候、又ハ爰元の人共下向無用

候共存候様見え候間、方以なに^{〇ナシ}〔と〕やらん候へ共、於于

今ハ無是非候、推量あるへく候、爲圍河州者、定御悦喜

たるへく候、たよりの時者御心へ候へく候、薩州御入候、

萬心安やうしやうこそ仕候へ、連々とり合憑存候、かし

く、

メ^{〔喜入忠弘〕}
若狹守殿

忠昌

693

〔喜入氏忠弘譜中〕「正文在島津安藝守久雄トアリ」

今度のたひの稽古に、今日連哥を仕候へんすると存候、
御入候へ、可參合候、但御隙によるへく候、かしく、

メ^{〔喜入忠弘〕}
ハかさとの

忠昌

694

〔全上〕

又寺^⑨〔にて〕風呂御たかせ候よし被仰候、此方へ御入

候ハ、同道申へく候、

夜中ハ夜ふけ候まで参合、物かたり申うけ給候、喜悅候、
仍今日之雪のう地とせん申無計候、此方へ御入候て物語
あるへく候、七（マ）らをこそ月はしと待居候へ、

一首

七らはむかしおとこにあらねとも

はしたかの羽やしらふなるらん

思かねたかかり行ハ冬の日の

川かせさむミかりやなくらん

「上書」

わかさとの

まささ

695

「新納氏藏」

其後何事御座候哉、隨而自豊後使者下候之由、其聞候、
兼而如申候、御越候而會尺候者祝着候、又自琉球も相國
寺爲使僧被上候、早兩津へ着岸候由申候、旁取亂候、同
ハ急度可有御越候、委細老名共可申候、恐と謹言、

九月晦日

忠昌（花押 136）

（新納忠武）
近江守殿

近江守殿

忠昌

696

「全」

前日福嶋へ罷越候、於中途参會、丁寧之預會尺候、殊路
次中所と奔走候、喜悅候、此等之御禮早と可申候之處、
延引之條用一行候、就中菱刈・牛山雜説共申散候之由候
間、菱刈へ遣使者爰本申分候、定而被聞開候歟、不審之
時者重而可申候、恐と謹言、

十月廿二日

忠昌（花押 136）

新納近江守殿

新納近江守殿

忠昌

697

「在文庫」

「忠昌御文書ノ内也」

其後依無殊題目、久不申通、背本意存候、抑今度渡唐船事、被仰出候之間、來春其方可罷越候、公儀と申なから諸篇憑存候、就其自 公方、爲硫黃御催促被成奉書候、平戸へと被仰候へ共、とても其方可罷通候間、はうの津に可被置候、巨細上使可申候事候、期面拜候、恐と謹言、

九月廿九日

取龍(花押167)

(兼宗)
平田殿

(藏安)
村田殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一四九九號文書ト同文ナリ)

698

「樺山氏七代信久初廣譜中」

「正文在樺山源三郎久清」

以河上十郎左衛門尉對我へ御心中之趣細と承候、雖勿論子細候、御頼敷悦入候、於弥無二申承へく候、委細猶期面悦候、恐と謹言、

十二月二日

忠昌(花押)
(御判)

樺山殿

「上包」
樺山殿

忠昌

699

(本文書ハ六九八號文書ト同文ニツキ省略ス)

700

「山田氏九代忠豐代文書」

今度之^弓己箭、從最前被成御志候、依其寄郡從坂上于今相拘候、忠節之至無比類候、於子と孫と不可有忘却候、弥憑入候、此度之弓箭執拔候者、可致其禮候、委細者若狹^{忠私}守方可被申候、恐と謹言、

七月十九日

忠昌(花押136)

(忠豐)
山田河内守殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一七四一號文書ト同文ナリ)

701 先年弓矢之時、敵同心候事、至于今者改其心中、於自今

704

「忠昌公御譜中」

703

「雜抄」

（本文書ハ七〇五號文書ト同文ニツキ省略ス）

702

（本文書ハ「舊記雜錄前編二」一七五號文書ト同文ナリ）

以後不可有二心之旨、加神名被遣證文候、恐悅候、如此之辻、於無相違者、聊も不可存等閑之儀候、恐々謹言、

十月十三日

忠昌（花押136）

山田河内守殿

「薩摩守」武ナラン

「伊勢守重」

網津・京泊之事、自忠興祢答院重貴（江）被遣候、於于今彼地知行之由候、然者國家可破ふる候歟、就其此間談合

入魂共候、猶弥憑入候、自然之儀出來候時者、一左右次

第可被抽忠節候、恐々謹言、

十一月二日

忠治（御判）

「長野城主殿」

本田治部少輔殿

「宗親カ」

705

「正文在肝付半兵衛兼屋」

村田肥前守、數年對我等緩急之條、如此計候、於弥其境之事頼入候外無他候、爰元爲可申態用一行候、此等之趣美作守同申度候、委細此使申含候、恐々謹言、

七月五日

忠昌（花押136）

肝付三郎左衛門尉殿

「上包」

肝付二郎左衛門尉殿

忠昌

「全上」

昨日野頸之手仕一途事成候、殊彼井手之事、其日之案否之由日來申候、尤候之處、輒切落候之事喜悅候、仍人數等一段奔走之由、神妙候、於向後も憑入候、隨其境之事堅固之用心肝要候、恐々謹言、

七月廿六日

忠昌（御判）

肝付次郎左衛門尉殿

「忠昌公御譜中」

「正文在肝付半兵衛兼屋」

如仰、今日之雨、草木のうるはひ諸人悦之間、可然存候、就中、肝付二郎左衛門ねんころの心中之通示承候、得其心候、於此間者、懇之通存候、然處、かやうにうけ給候、可然存候、心中様悦入候由、乍急、御心得候て給候ハ、恐悦たるへく候、又龍雲寺より兩數給候、祝着候、ことに／＼木ねり只今はしめにて候、能々御心得奉憑候、猶と此御音問恐悦候、心事猶重而可申承候、かしく、

進上 御^(返カ)報

忠昌

「此御書、年月日御宛書ナシト雖、肝付氏御宛ナルヘシ」

「忠昌公御譜中」

「正文在肝付半兵衛兼屋」

其境之事、内浦十郎兵衛如申候ハ慮外之至無是非候、さ^{「本マ、」}らほ城共いまた相拘候由、其聞候、忠節之儀無比類候、如何様了簡、さても今少被持答候ハ、可致其手仕候、

憑入候、尚と俄之事候、被仕合候、可然候、恐と謹言、

九月廿七日

忠昌^(花押136)

波見殿

波^{「上包」}見殿

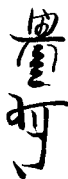
忠昌

「忠昌公御譜中」

「正文在大隅山田衆向井彌左衛門」

近年、匠作與御不和之様、其聞候、縱雖如何躰子細候、御家中事候之條、先以無事御覺悟尤可爲御本意候哉、此等之趣對匠作茂被遣狀候、早と御一味之儀肝要候、猶傳芳院可有演說候、恐と謹言、

七月廿三日



「當書ナシ」

本田因幡守殿

義興

「張紙ニ」

「上包ニ有之名乗相違也、包紙折目一寸五分ホト相違、別ノ上包
ナラン歟」

709

「忠昌公御譜中」

「正文在喜入攝津介」

去五月十三日尊書謹拜見仕候、先以御珍敷忝存候、抑從
御屋形樣預御書候、不存寄御音信畏入存候、仍段子二
端・縹子一端拜領仕候、何も上品與見候間、過分之至候、
併御意得奉憑候、將又去年屋形樣之御發向、大磯殿被致
合點之由承候間、乍斟酌應命心中ニて付墨申候キ、今度
も定而御句被下候而、御尋之事も哉與存候處ニ無其儀
候、殘多存候、但當年者特老耄仕候而、被下候共分別難
申候間、せめての事候、雖然御句殊勝候つる間、弥拜見
仕度存候、如此申候へハ、御句ニて候程ニ、褒美申様ニ
思召候はん哉、兩神も照覽候へ、心中之無偽候、加様ニ
申候も、只御數寄も増長候様にと存心中候、主人之御數

寄候へハ、道ハ必繁昌する事候間申事にて候、次雖憚千
萬候、扇十本・筆百管・蘇香圓七兩令進覽候、此扇之歌
ハ三條惡相・姉小路宰相殿被遊候、又美濃紙三束・狸毛
筆廿管長老樣江進上申候折節、人々志候間、昆布百切、
是ハ長老樣之御茶子ニ成候へかしと存候、心中候、加様
ニ馴ニ敷事、其恐千萬候、去春之狀にも如申入候、はや
隱居仕候而心安候、何となき御志なとをも、已後ハ思召
寄間敷候、老後之事ハ心安さま候、衣鉢も照覽候へ、此
申狀を被聞召入候者、畏可存候、返々去年拜領之内三兩
餘之沈、于今難忘畏存候、心中大概城書記江令申候、
返々屋形樣への御禮憑存候、恐惶敬白

「朱カキ」

「年號不知」

八月十八日

宗祇（花押）

拜進 福昌寺

衣鉢禪師

（本文書ハ「舊記雜錄前編二」一七五四號文書ト同文ナリ）

「忠昌公御譜中」

710

「正文在小林衆羽島千左衛門友盛」

新納現形候條不及是非候、於于今者、其面之事不指置、故實憑入候、就中豐後へ申合儀候之間、伊東陣を取枉之儀候ハしと覺候、北郷方其外庄内之面と無餘儀候間、不可有差事候哉、弥堅固之了簡專一候、恐と謹言、

「朱力キ」
「年號不知」

卯月十日

羽嶋殿

忠昌○(花押)
〔御判〕

711

「全上」

此一兩年之亂劇、豐州無餘儀候條、無比類候、仍渾家一味同心、執分周防介無二之懇志、未得其謝之處、輕一命候、(ハナ)荷中計候、彼軍忠於子孫難忘候、弥不失先孝之志候者、可爲感悅候、恐と謹言、

「朱力キ」
「年號不知」

五月廿日

羽嶋新左衛門尉殿

忠昌○(花押)
〔御判〕

712

「忠治公御譜中」

「正文在肝付半兵衛」

就世間雜說之儀、即今無二之心中以起請文被申顯候、神妙之至候、然者向後縱雖如何様之儀申散候、聊不可及信用候、若此條僞候者、永不可有八幡大菩薩・諏訪上下大明神之加護者也、尙委細從老者可申候之間、閣筆候、恐と謹言、

十一月六日

肝付越前守殿

(鳥津)
忠治(花押133)

「上色」

肝付越前守殿

忠治

713

「忠昌公御譜中」

「正文在肝付伴兵衛兼屋」

至其堺長と在陳、於于今者雖歸陣之由候、今暫加逗留、鳥取播州可被相談之事、一段可令悅喜候、委細老者共可申候之間、閣筆候、恐と謹言、

三月廿四日

忠治〔花押133〕

肝付越前守殿

肝付越前守殿

忠治

714

〔忠治公御譜中〕

〔正文在吉田次郎兵衛爲清〕

帖佐郷餅田名之事、世間靜謐之時、以替地守先例之儀可有知行候也者、狀如件、

七月廿三日

忠治

吉田若狹守殿

〔上包〕

吉田若狹守殿

忠治〔花押133〕

715

〔忠治公御譜中〕

〔正文在入來院石見重頼〕

其後不申承候之條、雖無差事候、令啓候、仍 正八幡宮へ久參詣不申候之間、來廿七日彼堺へ罷越候、以次、曾

於郡へ一兩日可致逗留當概候、然處、我々鷹初鷹取候、

當時精進之事候之條、其方へ進候、御賞翫候者可爲喜

悅、^{①候}將又諸方雜說申散候、中々至于今者待久様に候、

笑數候、就其世間之時宜、以面申承事海山候、歸宅之時

分、不圖御來臨候者、旁參令申度候、恐々謹言、

八月廿四日

忠治〔花押133〕

▽②

1 1

〔重應〕△

澁谷彈正少弼入道殿

忠治

716

〔忠治公御譜中〕

〔正文在入來院石見重頼〕

〔本文書ハ六二三號文書ト同文ニツキ省略ス〕

717

〔全上〕

〔正文在栗野衆調所助右衛門〕

〔本文書ハ七〇二號文書ト同文ニツキ省略ス〕

「忠治公御譜中」

「正文在入來院石見重頼」

(本文書ハ六二三號文書ト同文ニツキ省略ス)

「忠治公御譜中」

「正文在入來院石見重頼」

先度松圖所まで有方物語之子細、逐一内儀承候、誠以不知所謝候、以面如申候、悉皆諸篇憑存候由申候之上者、世間之人兎角可申扱儀者、被免我々、弥不閑意見可承事、祝着本望不可過之候、次此間者、御氣分不甲斐之由承候、迷惑無申計候、能々養生偏可爲我等爲候、何様來春者、目出早々參會申、心事満足之儀候、恐々謹言、

十二月廿一日

忠治(花押)
(御判)

(重頼)

澁谷彈正少弼入道殿

「上包」▽△

△
②澁谷彈正少弼入道殿
「澁谷殿」

忠治
「忠」

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一八二七號文書ト同文ナリ)

「北郷氏敏久四男信濃久隆譜中」

依久隆軍勞 忠治公賜御書、有正文、左記之、

721 態令啓候、仍今度之弓箭別而得懇志候、感悅之到候、殊

毎々諸邦へ走舞入魂之儀、向後不可有忘脚候、恐々謹言、

十月廿日

忠治(花押)
(御判)

(久隆)
北郷源左衛門尉殿

▽△
「上包」
北郷源左衛門尉殿

忠治
△

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一八三二號文書ト同文ナリ)

(表紙)

忠 良 公
貴 久 公
年 間 不 詳

附 錄
舊 記 雜 錄
卷 十

「日新公御譜中」

「在加世田衆仁禮右京」

やちの花めたつる人もなきにさかりなるよしをきゝて
いゝ出ぬ色にしあらハ花のひも

むすはられてよ庭の款冬

御詠哥於愚味も殊勝におほえ候、とかく申さらむこ

とハリたらず候か、いかにく

伴 樵

やまふきの花ハ色にも出ぬらん

めたてぬ庭の春のうらミを

又よきたよりをえ候まゝ、申上候、是又御意えたく
候、

やそちまてうけきつる身のめくミをも

たちへたてぬる老のなミかな

太郎三郎殿次之時御披露奉頼候

「在加世田衆仁禮右京」

返哥一段にてこそ候へ、又老の波ハわかのうらに立
かへりぬるしるし計ニ、

頼めたゝ八十嶋かけて老の波

たちへたつともおなしうなハラ

日 新

「在加世田衆仁禮石京」

三月晝 伴樵

雨風の情ハ春に見えぬらん

とまれと今日をいはぬ計に

同

あかさりし心の花のすさひまで

今日やかきりの入相の春

日新

返哥

入あひのかねハ聞とも曉の

空をもたのめ春の名残に

これハなよりはんせうニつかへし候
暮ぬめり春ハかきりのけふをたに

おもひいれぬもほとなかりけり

「在加世田衆仁禮石京」

日新

涙こそまつこほれけれミたらぬハ

うらやまれぬる人のをハリも

むかしハと誰にとハまし峯におふる

松さへもとのねさしならねハ

ありと見しきのふの夢のそのまゝに

けふのうつゝとおもはましかは

みちのくのしのふにかひもなき人の

ことの葉ことにをく露ハうし

たちかへり二たひやミてミつせ河

みきハもまさりなミもこえなむ

佛たにかきりハありし別そと

おもひとられぬ世の哀かな

「在清敷衆平田大圓坊」

何草第九

日新

山さくらあらぬこすゑの雲もなし

かすミにかゝる月は曙

江を遠ミかへる鴈かね啼捨て

久秀

久朗

ひとりかもめの閑かなるかけ
袖さむく嵐吹立ゆふ暮に
やとりやいつこ道のはるけき
誰にかも旅の行ての言とへん
つかるゝ駒をしはしやすめと
枯のこる秋の草葉のむらゝに
うつるほとなき野への露霜
有明の月向後はかすかにて
いく寢覺にか夢はたとりとて
つれもなき中とハしるもたのむらん
とけん心をまちてこそ見ぬ
浅からす氷とちたる山の井に
たへてや住ししはのかりいほ
世のうきをおもひとりつゝ出ぬらん
さそひし友にをくれ行道
雲かせに翹うかれてとふからす
すゑのもたてる松のさひしさ

貴久 年久 季久 房信 鉤江 友見 綱宣 能賢 重和 重秀 喜庵 親豊 經久 房信 祐堯 盛房 宗道

723

花にとや袖の色／＼打むれて
春にあへるやたのしみにせむ
ましはりて霞をくめる老か身に
うれしきことの涙もろなり
つゝまれぬおもひはよそに見えつへし
しのひ行よは螢もそうき
更はてゝ誰かにくるまの音ならん
ともにや月もすめるふし竹
いにしへの秋をこゝろの故宮に
苔むす松のしつく露けし
たのむかた人もあらしの山のおく
よいゐたけてハ何か友なる
ミとり子のまなひの道をゆるすなよ
おもふをそむく中ハはかなし

貴久 年久 久秀 房信 季久 友見 鉤江 重和 綱宣 能賢 喜庵 房信 重秀 親豊

「此書在伊作西福寺日新公御譜中」
日新様以來御當家繁榮之事、付伊作道場事

抑梅窓様と申は、新納殿之息女、日新様御袋たり、其始
へ、越山之御簾中候而、儲君始に日新様を生給ひ候、越
山と申へ、伊作殿にて、只一城之御主たり、日新は其御
子にてましませへ、御成長之時にも、伊作一所之御主た
るへきを、爰に越山は若主人にて、御早世之儀にて、梅
窓へ後家ニ御成、伊作之内城ニ日新ヲ嬰兒にて御格護な
され、御住宅候、然處ニ、田布施之一瓢様より、御縁辨
之儀ヲ被仰候て、數ケ度御使者候へ共、梅窓様無御承引
候處ニ、遮而御理之意趣、御使者候へハ、梅窓様之仰ニ
さらは、某一身ニハさのミ由なく候、願ハ此嬰兒ヲ一瓢
様之被成御猶子候て、向後ニハ御世を被相讓候へ、其
一儀御意ニ任せんと御返事にて候、時ニ一瓢様御納得に
て、御祝儀御企之時、又梅窓様之仰ニ、一瓢之御奉行衆・
諸役人中之存分いかゝ、無別儀、此嬰兒ヲ御主人とかし
つき可仰哉否、と被召問候時、上中下一統ニ無異儀、同
心堅固之僉儀にて、既誓文狀ヲ梅窓ハ御取なされて、田
布施へ御越候、如此御契約無相違一瓢之御遺跡ト而、阿

多・田布施・高橋此三ヶ所ヲ伊作ニ合テ、四ヶ所之主と
日新成給事、御袋梅窓之善功たり、此御報恩として、西
福寺ヲ建立なされ候、既ニ相州様本堂・客殿之葺萱ヲ御
自身運給ひしと申傳候也、又相州様御弓箭、伊作ヨリ始
まり候事ハ、勝久屋形ヨリ虎壽様ヲ御猶子ト被成候てヨ
リ、伊作ヲ勝久様之御隠居所とて、相州へ御乞なされて、
鹿兒嶋より伊作の往來常恒なる中ニ、御猶子之事相速變
改シテ、虎壽様鹿兒嶋ヲ捨て、田布施へ御還之時節ヲ事
起り候、是も強相州之御分別不遮候へ共、梅窓様之餘命
ましゝて、仰せらるゝハ、守護之御猶子たる事ハ、異
變しツ、世聞實儀ヲ失上ニ、伊作ヲ敵ニ任せ置事はいな
し、諸臣下衆いかゝと稱數被仰々、尤之御意趣とて、
御弓箭始まりしを、于今御武運長強ニ御繁昌也、
高祖忠久以來六代（總）隸岳様迄は、道場方御菩提所たり、
此六代之内之何れより歟、新納殿本連枝たり、其御息
女、くしま一所ニ御持之内ニ御誕生候て、長給ひて、
伊作へ御越候ニ付、くしまの昌福寺ヲ例にて、伊作ニ

道場ヲ建、御菩提所と被成候と、承傳也、

724

〔全御譜中〕

〔日新記ニ有之〕

移居於加世田之後迎於陽春、則元三先詣于鷹屋八幡福壽三社、加世田之侍臣無漏扈從者、神拜既終、下向之後、見五箇所加世田・阿多・高群臣也、橋・田布施・伊作

725

〔全上〕

年頭必有評議、第一佛寺神社再興之事、第二道路橋梁修補之事、第三國家政道之事、佛神・道橋是則天地也、所以敬上下神祇、而後暨人事、即天地人之三不缺其一者也、

726

〔全上〕

持佛堂者二階而又構上檀安置諸佛、近臣等曉天飾立花・燈明・香爐・香合・關伽水於几上、備于佛前、宛如護摩堂場、齊明盛服以燒香奠水、性心不亂觀法觀念經咒諷誦、

就中法華持經所以不怠惰也、

727

〔全上〕

爲國家興隆長久、每一箇國爲法華六十六部可奉納之誓願、乃使井尻神力房爲回國赴他州、漸々増同門、引一百餘員同行、號薩摩神力度於六十餘州、聲譽喧於郡郷、經於二十二年、奉納於四千三百五十六部妙經來矣、後日賞其勳功、充行大明神日州諸縣郡眞幸院之内一所者也、

728

〔日新公御譜中〕

〔日新記ニ有之〕

加世田入手裡之後、占定宅地、營作既成、則營新社於鬼門方位、崇稻荷大明神、負戴本地尊容六體於王城來而遂遷宮、寄附水田一町、使山法師香花之爲神職、日日勤行敢不怠也、

729

〔全上〕

加世田來巢通道建立六地藏、上段彌陀三尊、下段六道能化、彫刻念佛於石柱車輪、且記三通之書、籠于彌陀地藏懷中、爲所以戰死之士卒陪臣、迄供養日、詠一首之和歌、押之曰、

一切のつみもきえなん弥陀地藏四十九の身の四十八く
へん

尔來七月十六日朝天、勤行大施餓鬼於六地藏前、日新手自持戰亡帳、始終誦其姓名、奠盆水矣、是以稱之於戰亡施餓鬼也、

件六地藏建立以降、經數十年、故已崩倒矣、於是日新寺八世泰圓僧欲再興之作三疊石廟、上段空王殿威管已前今時、日烏兔兩照天子、中段釋迦如來、彌陀藥師觀音、是則觀念於日新菩薩及大中尊容、彫刻於法名、下段幽冥教主六體列行、鏤於菩薩詠歌、供養之日唱於國家安全衆生濟度願文曰、

諸佛安座拜點眼

本體無相何乘迹 各掛垢衣坐劫石

眸子常生日月光 大千世界影熒々

情觀破過去久遠之事、諸佛住於大神通、現威神之力、能令一切衆生離一切苦一切病痛、能解一切生死之縛、破生死魔軍、諸惡悉摧滅火不能燒、水不能漂怨親普、接取安養極樂、是此大悲願力、豈有古今異乎、因之起石廟觀之諸佛及六道能化、住此塔廟、現其神力、于時擊鼓鉦、以華香恭敬供養歌頌佛德、尊重佛恩、思其可得功德、如上所說能令無量、一切衆生誘引四祥天上安宅、切冀四海清平 三國盛爽 現當怨讎皆成慈心
來生佛想彌爾有利益 畢竟如何見諸佛現成開闢 桃唇紅
李花白

〔全御譜中〕

〔日新記ニ有之〕

日新素思不違仁義禮智、故以孝弟忠信爲行之本、以積善累功爲己之任、是以欲作先考牌所、而相攸於阿多郡中、而堀巖石埋深谷、建立七堂、既終土木功、則後父相模守

732

「全御譜中」

是以降佛前神前行法、依所修三百四十八戒之沙門、盡蘊
奧矣、

心の水を神しすまさは

下までもにこりへあらし浅からぬ

のほるみたけの神よあへれぬ

浅からぬ頼ミをかけていくたひも

成就、綴兩首詠、其意曰、

住于田布施之際、起于捨身之大願、詣金寶山、以期丑時
且復不蹈草鞋跣足、每夜致御被於拂川、一七日之祈願既

731

「日新記」

忠幸法師一瓢已亡矣、寫法號大年道登影於畫圖、以掛之
於正面、而安置本尊千手觀音、因是山號千手、寺稱大年、
既遂供養崇之敬焉、齊明盛服以祭祀焉、洋々乎如在其上、
且復一族家臣詣拜者如在日盛々焉矣、

733

「全上日新記有之」

有國家政事之暇、則見諸寺之善知識、受無常道之示、晝
夜思之不忘漸參得其蘊奧、具佛之威儀細行矣、因茲號別
稱於梅嶽常潤在家菩薩也、

「日新記有之」
日新在田布施之際、有中間孫七者、與父四郎左衛門尉諍
論之餘、將執杖打父、其事既露顯、則使人誅戮已土葬畢、
日新頌曰、夫孝德之本也、教之所由生五常之本百行之源
也、子曰、五刑之屬三千、而罪莫大於不孝、然則以誅戮
何爲至當乎、即掘出模不孝二字於鐵印、押其額曬道路矣、
又田布施城門之傍有長井彌五郎者、有時日新遊行之際、
口論殊喧、使宮原六郎問其故、六郎反命曰、與母諍論、
日新暫思惟而教六郎斬戮、而後所以行步也、是亦以不孝
之難有也、又高橋之士邊牟木庫藤兵衛尉、對嚴親有諍論
聞之、則收公所帶水田一町、而永放家臣之列、雖有大赦
敢不許焉、

「日新公御譜中」

「日新記ニ有之」

有梵創建之志、而相攸於加世田、以已崩高岸墳卑下、經之營之、終土木功、則稱常潤院、本尊請長谷寺觀音及彌陀・釋迦三尊於京師、來而安座之矣、當住不衰和尚唱一頌曰、

三佛異名同一體、中尊點眼共生光、現成常住不遷底、烏兔雙眸^明照十方、

「日新記ニ有之」

釋流數派之外、日域中古以降、有魔法之起帝都、而其流漸溢四方者、是以我之領土亦入其門、而亡父母、疎神祇、行非禮者多矣、實是天魔所行、亂國家之基也、人之有道也、猶木之有根水之有源、無其本而有其末者、未嘗之有也、然則蔑其本敬其末、惑世誣民、充塞仁義者、豈得有神靈之助乎、日新熟以爲、爲人君者、不可揚善人[○]、不退惡黨、不如渠之黨徒盡斷根枯葉、而爲國泰民安子孫長久之計

焉、且復綴一首和歌、以伸其大抵云、

魔のしよいかてんけんおかみ法華しう

一向しうにすぎの小さしき

「日新記ニ有之」

有所令于諸士之法度曰、

額上勿荒蕪、口中勿不漱、牙齒勿不黑、座中起坐勿懈及勿履闕、公門出入可謹、勿好戲笑戲言、威儀勿亂若有不禮之族勿出仕、十八九已下若輩勿廣額拔鬢髮、有背之者則可止出仕、故屈居寺觀、而鬢髮未如元敢不許也、

「日新記ニ有之」

我之國家子弟恐無其業爲遊民、故發嚴令、以悉隨所好令學其業好文學者與孔孟書、好武勇事兵術者與韜略書、好管絃歌舞者與金石絲竹等、所以其業之要成也、又亂凡俗爲釋流、有欲至彼岸者、是亦與佛經禪衣、各依其方僉有瞻焉、且復人之奴僕亦有名一藝者、則償一身價於主人、爲

740

「文明記ニ有之」

我廣國家非恣振武威奪取人之地、有自暴自棄者而逼于我、則不得已而加退治、是所天之與我也、豈可不取乎、近思錄云、循天理則不求利而無不利至哉言也、

739

「日新記ニ有之」

近臣若冠等定每日業曰、夙興一浴握髮之際、誦觀音經一卷、以爲其日所念、而後前日復所學之書、而學所未傳之書、以及書寫或兵術・射御或蹴鞠・相撲・水練勉之、勿不傳習者、是亦徒非爲其事專遊樂、各臨戰場所遁其死、得勝利之助也、若有怠慢之族、則以杖苔之嚴也、由是無一人之有無能無知者、不亦可乎、

738

「日新公御譜中」

家人曰、受天之明命以抱美質、何使渠終身陷卑下乎、

742

「御文庫二番箱中在日新公一卷」「正文在限城上村勝吉」

態用一行候、雖無題目候、連々可申通候之處、無音相過候、心外之至候、於心中者聊不存疎儀候、仍庄内之時宜更ニ無盡期候、我々若輩之事候、毎々被加御思案、萬端可預御指南事憑存候外、無他候、恐々謹言、

741

「日新公御譜中」

「正文在本田作左衛門宣親」

（本文書ハ二三八號文書ト同文ニツキ省略ス）

祖父河内守久逸者、十代 太守忠國主之三男、十一代立久主之弟也、伊作氏七代孫犬安丸早世、而當家將向斷絕、於茲蒙當家連續之命、續彼家居伊作、丁 立久主之代、爲日州福島令去伊作、移居福島之際、與新納近江守一朝之頃、漸爲矛盾之隔、依此事收公福島、使久逸迂薩府不知行、^者既三年、而後如元賜伊作居住于此、迄于子孫者也、

「大永六年カ」
九月廿一日
忠兼(花押12)

三郎左衛門尉殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二〇四二號文書ト同文ナリ)

743 「御文庫二番箱中」「日新公」卷御譜中ニ在リ

今度進藤左衛門太夫令上洛砌、懇報令披見候、仍緞子貳

端到來、尤喜悅之到候、猶期後晉令省略候也、狀如件、

(永祿八年カ)
三月五日 (花押106)

愚谷軒

愚谷軒

◎(花押)
[判]

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二二三五號文書ト同文ナリ)

744 當山大講堂起立之事、任 勅宣之旨、三光坊令其企早、

就其奉加之儀、入魂候者、可爲欣悅候也、

六月二日 (花押64)
應胤親王御判

嶋津相模守殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二二三六號文書ト同文ナリ)

745 「御文庫二番箱中」日新公「全公御譜中ニ在リ」

雖近年不申通候、用一輪候、北原久兼無二被仰談、御弓
箭爲勝利由、其聞候、大慶之至候、向後篇目之時者互可
申合事、本望候、餘者期後喜之時候、恐々謹言、

卯月七日 可水(花押73)

嶋津相模守殿

746 以前度々以書狀申候、定可相達候哉、返事不到來候、無

心元候、抑此一巻逐一覽候、執々面白絶言語候、寄妙々
々、仍奥書乍斟酌書付候、外見其憚多事候、心事尙重而

可申述候也、狀如件、

(天文十五年カ)
正月七日 (花押105)
近衛權家公御判

嶋津相模入道殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二五一〇號文書ト同文ナリ)

747

「御文庫二番箱日新公一卷中」

雖未能申馴儀候、(兵庫助久正)春成下國之條難過好便、令啓上候、仍

若輩御教訓御詠拜見仕候處、餘金言就難打置、(權亮)近衛殿

樣備上覽、御奧書申調候、則被成 御書候、委曲之趣兵

庫助可被申入候、何様不圖罷下、御禮可申述候、此等之

趣可然之様御披露所希候、恐、謹言、

正月十六日

宗養(花押185)

野村兵部少輔殿

半松齋

野村兵部少輔殿

宗養

「按ニ」
「宗養法印ハ日新公伊呂波哥ヲ許セシ人也」

「本文書ハ『舊記雜錄前編』二二五一一號文書・二五一一四號文書ト同文ナリ」

748

「御文庫二番箱日新公一卷中」

去年差下左大辨宰相候處、懇意由申候、祝着此事候、國

中無事之段、於家門本望候、將名造作之事、(亦カ)既貴久令領

狀上者、急度調候様、芳言肝要候、猶期後便候也、穴賢

、

二月廿九日

(花押185)「權家公御判」

(忠良)嶋津相模入道殿

「本文書ハ『舊記雜錄前編』二二五一一號文書ト同文ナリ」

749

「御文庫二番箱日新公一卷中」

兼又當年中御新詠共承度(傳計)〔尤〕候、後音被誂下候者、

可爲本望候、

春成兵庫助下國之時節、乍聊尔捧愚札候之處、則貴報拜

見、寔數年遂大望、快然此一事、抑彼御新作之御詠、於

爰元各寫留、老后教訓無他事候、御家門様にも常と被仰

出所候、就御奧書之儀、爲御禮沈香三斤御進上、尤御祝

着之由候、將亦拙者ニ一斤拜受、過分之至候、心事春兵

まで令申候條、不能詳候、恐、謹言、

八月廿九日

宗養(花押185)「宗養法師也」

阿多但馬守殿

半松齋

阿多但馬守殿

宗養

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二二五三七號文書ト同文ナリ)

752

「正文在野村太郎左衛門」

日新尊君賜高書於野村兵部與久友、記左、

750

「春成氏系圖」

久正

兵庫助

我所由賴之宗主相模守忠良公、治國家、有閑暇、則嗜數島道、由是以伊呂波四十七字、冠每首頭有四十七吟詠也、當時之花本禰宗養法師、忠良公俾久正爲使節帶件詠歌赴京都矣、既到于洛陽、獻詠歌於宗養、則每首書佳言於其側、以見昇于豫、且復賜書簡於久正、爲家珍、深藏櫝所以遺子孫也、

751

「伊集院氏支流飛松系圖抄」

久友

富松 長松 彌八 左京亮

當弓箭從最前一段被抽忠勤之事、神妙大慶之至候、至向後茂尙以可憑存事實也、聊互不可有犯心候、縱自然雖有讒臣、具可遂相談候、爰以貴久同篇候、若此義於違背者任天道所也、仍狀如件、

五月十三日

日新(花押138)

富松左京亮殿

野村兵部少輔殿

日新君欲陷加世田城、其三日已前進加世田、島津八郎左衛門尉實久之旗下有稱大山宮內少輔之勇士、與之刺違共死、又十二月廿九日陷加世田城之時、猿渡氏與加世田之市來氏刺違共死、兩士之墓在城門之左右、稱之「富松猿渡墓也、法名久林道昌居士」

「右加世田城攻玉フハ天文七年十二月二十九日ナリ、右ノ御書ハ其以

前ナルコト明ケシ」

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二二〇九〇號文書ト同文ナリ〕

753

〔御文庫二番箱日新公一卷中〕「日新公御譜中ニ在リ」

就今度伊地知備前守上洛、御音信御祝着之旨、以御書被仰候、向後弥京都之儀、御馳走可爲肝要之由、爲拙者相意得可申旨候、猶期後音入存計候、恐惶謹言、

〔永祿中ナラン〕

九月廿三日

左衛門大夫長治〔花押103〕

謹上 嶋津相模入道殿

〔忠良〕

754

〔御文庫二番箱日新公一卷中〕

其後久闊筆候、尤細々可申之處、依遠路無音背本意候、仍修理大夫受領并又三郎官途之事、公武之儀申調下候、珍重候、委曲猶進藤左衛門大夫可申候也、狀如件、

三月十三日

〔近衛親家〕

〔忠良〕

日新齋

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」二二八〇號文書ト同文ナリ〕

755

〔御文庫三番箱寶鑑中〕

其後遙久闊筆候、遺恨候、細々可及短札之處、依遠路打過候、口惜候、仍連々申候儀、別而馳走頼入計、猶進藤筑後守可申候也、狀如件、

二月十九日

〔近衛親家公〕

嶋津三郎左衛門尉殿

〔貴久公〕

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二二四〇七號文書ト同文ナリ〕

756

〔御文庫三番箱寶鑑中〕

久不申通候、疎遠之至候、日野町上洛以來無音、如何無心元思給候、其後切々可申心底候處、兎角無沙汰遺恨候、尙期來信候也、狀如件、

九月三日

〔近衛親家公也〕

嶋津殿

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二二五四九號文書ト同文ナリ〕

757

〔御文庫三番箱寶鑑中〕

將亦逍遙院哥書、榮雅詩哥、只今不尋得候之間、以

後便可進候、かやうニ申候へ共、逍遙院・榮雅短尺ま

つ進候、

久不能音問、御床敷思給候處、芳札本望候、御分國亂劇

之由驚入候、雖然屬無事之條、珍重候、殊内ニ令申候儀、

無等閑之間、一段祝着候、來春急度御馳走可爲喜悅候、

抑世上之風波不靜之條、在京難叶候、併頼芳助計候、兼

又唐木机・同硯箱、近比之見事驚目、秘藏無極候、仍雖

比與候、一帖進之候、猶ニ申含使僧候之間、令省略候也、

狀如件、

十一月廿八日 ◎〔花押〕〔近衛尚通公〕

嶋津修理太夫殿

〔本文書ハ「舊記雜錄前編二」二六九六號文書ト同文ナリ〕

758 「御文庫三番箱寶鑑中」

古市長門守下向之砌、委曲令申候、定可相達候、仍小河

越前守上洛、不寄思對面候、祝着候、將又雖左道之至

候、扇子三本進之候、尙期後音、令省略候也、狀如件、

◎〔天文廿一年カ〕九月朔日 ◎〔花押〕〔近衛賴家公御判也〕

嶋津修理太夫殿

759 少兒上洛事、以法流敬信之儀、可屬當門之由、懇情之至

感悅候、猶任尙可申候也、

九月二日 ◎〔花押64〕〔應親親王御判〕

嶋津修理太夫殿

〔本文書ハ「舊記雜錄前編二」二六八八號文書ト同文ナリ〕

760 「御文庫三番箱寶鑑中」

就醫道之儀、意溫齋令下國候、爰元存知之者候條、染筆

候、自然之砌者可被加芳言事、可悅入候也、狀如件、

三月十五日 ◎〔花押〕〔植家公御判〕

嶋津陸奥守殿

嶋津陸奥守殿

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」三二二號文書ト同文ナリ〕

761

〔御文庫三番箱中〕

〔口切ル、歎〕

一北郷殿・新納殿御間爲和〔田平之〕調儀、去六日到末吉、
豐州御越、于今逗留候、無爲難成候由風說候、如何候
哉と存計候、

一伊東衆酒頃越山之由風聞候、世間何と可成得候哉、
一新納殿此方不相替申承候、此前串良・救仁郷堺目雜說
候キ、乍去無動轉候之處、案中靜候、満足候、
一其界通路輒候者、以使節可申入之條、令省略候、恐惶
謹言、

菊月廿五日

〔島津忠良〕

相模守殿

人々御中

〔此書日新公御譜中ニアリ、判ナシ〕

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二二〇四三號文書ト同文ナリ〕

762

〔日新公御譜中〕

〔正文在伊作天德寺日新御自筆〕

嘉辰令月無歡極、萬歲千秋樂未央、
三千とせになるてふ桃のことしより
花さく春に成にける哉

763

〔日新公御譜中〕

〔寫有之〕

□用村之内

浮免

一高七拾五石三斗四升四合五夕
外六石ハ大中様御寄進

日新寺領

大浦村之内

長田之門

一高九拾八石五斗六升

常潤院領

以上

763-2

〔公御譜中〕

其後寄附大浦村柴內門・津貫村川牀門也、

764

〔日新公御譜中〕

〔日新記ニ有之〕

彫刻於法華經一部、其板既成、則摺一千部授與諸宗、且復招請一百餘口僧侶於營中、配分一百餘部・卷軸於每口一部眞讀既終、則各惠其經卷矣、彫刻之板寄附常潤院者也、

765

〔日新記ニ有之〕

信敬釋尊參得佛法、左視右視一念法界萬法一心住矣、由是上自貴族下至庶人教誨曰、百年榮華風前之塵、迷于風塵妄執、纏七情羈六欲、忘多生、曠劫之受苦、夫一念發心死後燈也、覓得心燈性火、慕佛法參禪道一念之間、至

766

〔日新記有之〕

于本覺寂光城都、示曠劫多生之得樂、故善男善女所以入于成佛直道之願、宛如渴者飲湯水飢者飯蔬食、是以天津日新女體垢穢之身、而參于祥山和尚三關透得、稱山居庵主、文質日新非成佛之法器、參于俊安和尚、號庵主、是皆依日新之教訓、所以來世之得值遇也、

767

〔日新記ニ有之〕

又曰、人皆不除胸中魔賊、而不明本覺之理、縛煩惱之紲、若不知所絕此紲之有智專利劍者、以念佛力、宜至佛果菩提、不別士農工商老輩嬰兒、貫千遍年珠於腕、念佛三昧、勿頃刻之有間斷、是則在喜見城、不饑不寒歡樂之基也、

日新有設奇教、彫刻阿彌陀佛尊像、鑿八萬四千毛竅於其全體、又鑿八萬四千毫穴於地水火風空之五輪、摺此二相於白紙、封內男女無一人之漏焉、各界一副、曰唱一萬遍之念佛、塞一穴八萬四千毫穴、勿一穴之不塞者、令領土

人民以公事勤之、是亦凡夫迷于五塵七情、未知二世安樂之難得、辟如行遠必自近登高必自卑乎、故以之示焉、

768

「日新公御譜中」

日新存生之間、行事悉記左方、其次序雖不正、而不能漏脫也、後視者有考其前後、是幸也、

769

「日新記ニ有之」

故父越山超公・故養父大年登公・故母堂梅窓妙芳大姉爲頓證菩提、高野山根來寺入於日牌月牌、且各寄進金欄袈裟二依矣、其裏書曰、島津相模入道日新齋寄進也、

770

「日新記ニ有之」

薩州加世田今泉寺建立六坊及佛堂、而請巡禮觀音大士千手三十三體於京師、爲點眼安座供養、且復寄金欄之幡二十五流於今和泉寺也、

771

「日新記有之」

加世田五社有小壞、則加修理、爲國家興隆專祭祀矣、

772

「日新記ニ有之」

同所益山八幡莊嚴社頭裝飾神飾、飾神輿、而神威嚴重、不可勝言、且四時數度祭祀之料各寄進田園曰、號元三祭祀園於元三田、二月朔日於二月田、三月三日於三月田、五月端午於五月田、六月夏越於夏越田、十一月朔日於霜月田、八月彼岸有大般若轉讀、九月廿五日大祭禮、神人隨分寄與領地、令無不足也、四時祭祀御供所以獻四十八膳也、

773

「日新記ニ有之」

同所宗廟鷹屋大明神寄進宮原十二町於神領、畏敬奉承四時十二ヶ月共有祭祠也、

774

「日新記ニ有之」

同所野間大權現、毎年正月廿日有大祭禮、營新社於加世田庭前國君之宅地也、請之祭焉之際奇妙多矣、終日音樂非言之可伸、日新所以白銀之所進幣帛也、

775 「日新記有之」

坊津一乘院改佛具、寄進金欄幡廿五流、及塔頭悉以再興、且復兩津之佛寺神社創建再興、敢無怠矣、

776 「日新記有之」

田布施諏方大明神及神社佛寺、悉加修補無所漏矣、就中金峯山三社再興美麗不可勝言、祈進白銀之幣二流也、

777 「日新記有之」

阿多之五社亦修補敢不怠、敬信異于他矣、

778 「日新記有之」

龐島福昌寺釋尊八相畫像加修復、表絹以金欄、且復寄進

十六羅漢畫圖十六幅矣、同塔頭造立於花舜軒、安置本尊無量壽如來、而寄水田三町、同所創建如來堂、本尊安置彌陀三尊矣、

779 「日新記有之」

同所諏方大明神再興於社頭改易於神物、且寄進黃金之幣一流、此外神社佛閣莫不加修補矣、

780 「日新記有之」

蒲生八幡宮兼爲再興之祈願、蒲生入手裏、則起工既終土木功、則選吉日良辰、遂遷宮、于時拜進白銀幣帛一流焉、

781 「日新記有之」

伊集院佛閣神社寺觀悉爲修造、隨其分寄附田園也、

782 「日新記有之」

伊作諸神社再興之中、八幡宮美麗非筆舌之所演說、其上

飾神輿以金銀、隨五社之大小、寄附田園也、

783

「日新記ニ有之」

日新所領之州郡、三年一差巡檢使、糾明堂社寺觀敗立、即行賞罰、若有無緣地、則寄附田地有贍之矣、

784

「日新記ニ有之」

創建梵宇於伊集院、而稱梅岳寺、彫刻於日新之影安置之、
「總勘」本マ、
 寄附捨田五町矣、日新參於曹洞大事了、而嗣法於三枝和尚、故使三枝和尚當寺之爲住持、此法窟亦菩薩之爲正脈、

785

「日新記ニ有之」

加世田保泉寺欲改客殿、日新自入山田山、使數十杵人代榎楠木、十有六日此間假構草廬、故一族家臣悉到于此、
盛々焉也 日新薨逝去之後、貴久主與大臣等議、而所以改保泉寺、稱日新寺也

786

「日新記ニ有之」

阿多與加世田對敵之際、臨萬瀨川鎮守之渡、既有箭軍敵勢強而競進、故退屯於阿多地、乘勢彌進來、於是我軍盡筋力防戰、移數刻得勝利、強敵斬獲於數十人、時肥後掃部左衛門（原年）宮人・井尻四郎左衛門遂戰死矣、不忘渠等之忠節、造立六地藏於死地、爲冥途之燈、所以不愛身命不怠忠功之爲報謝也、

787

「日新記ニ有之」

一族家臣所以戰死者、自死期至後々不減惻怛之情、每朝燒香奠水、爲後世安樂頓證菩提、撫育子孫、以昇領地矣、感其仁愛恩賜也、群衆宛如父母、愛我不亦悅乎、

788

「日新記ニ有之」

每年七月盆中、先祖禮奠如在日式、威儀細行崇敬如在其上、次諸臣戰死精靈亦異於平常、且復每年兩夜或爲千燈、或爲萬燈、自大馬場四方至來巢通道、無間隙列掛于左右、而沉於保泉寺常潤院乎、貴賤見之者亦不知幾千萬也、

「日新記有之」

寫過去帳三幅、上檀圖畫阿彌陀三體、下檀戰亡士卒及陪臣奴僕悉記名字、置之於麗島福昌寺、令弔頓證菩提、加之寄水田三町、亦來每朝行事時々供養綿々不止者也、

「日新記有之」

加世田保泉寺書戰亡帳、加水田三町寄附之、以使之日々酌盆水、每七月盆中爲供養施餓鬼、更無斷絕焉、

「日新記有之」

田布施常珠寺亦造立塔頭、寄於水田二町號戰亡領、時々法事無懈怠矣、

「日新記有之」

每年招領地僧侶於私宅、令行佛法使曹洞爲法門說禪眞言爲論議法談、試學得淺深、隨分昇寺地、增其位各有瞻之矣、

「日新記有之」

於領土海岸、有爲風波破卻乘船沈愁淚者、未知何國人、而不忍聞其愁情、乃新造立於唐船與之、惠糧料勸歸帆矣、翌年從琉球國使船至矣、持一封之書、來開緘誦焉曰、

新春之吉慶千祥萬端玆重々、抑去年初夏之比、分國太平嶋之百姓、依難防逆浪、其津於片浦破船候、御造作罷成候、殊以被下渡船安着舊里、恐悅不些之旨、御懇切不及是非候、仍使節差建善寺、令致渡海候、表微禮雖爲不腆之方物、

一三十兩	黃金	一三十斤	眞南蠻香
一三十端	綿織物	一三十斤	紅絲
一二十斤	白絲	一二十斤	五色
一五十端	白布	此外蜜砂糖綠醋種々	萬方進上之、

委細月泉長老可被達臺聽者也、萬緒多幸、恐惶不備、

進呈 嶋津日新齋 臺閣下

795

「日新記ニ有之」

不計南蠻大船不得風波之遁急難、寄小湊海濱來、既破損
 賜舌之人有三百餘員、所以積來之貨物不知幾千萬、以舊
 規之不可違得之、敢非奪以取焉、使民庶牛馬夜以日次運
 來、而區々爲山、而後僧俗親疎遠近士卒無一人之所漏、
 施與之矣、先寄附神社佛寺、以沈香法衣、其餘隨分以或
 錦繡紅絲或木綿白布或團扇々子・藥種等、不亦快乎、

796

「日新記ニ有之」

加世田犬馬場并松悉凋衰枯槁、怪之以使諸宗祈滅災害生
 祥福、于時日新曰、吾聞誦千手陀羅尼、押其札、則枯木
 生青葉矣、請宜爲之、由是半押其札、而後凋葉已零落、
 再生青葉、其綠漸繁茂、不亦奇乎、

797

「日新記有之」

諸士等有厚年貢行殘虐者、則收公所帶放于島嶼、敎戒既
 甚矣、且曰、夫人仰崇敬於三寶、俯愛惠於人民、省刑罰

薄稅歛、所以使之免飢寒之情、不可頃刻不存懷不仁而惑
 世誣民、則上諸侯大夫不保社稷宗廟、下士庶人不保四體、
 豈可不敬乎、

798

「日新記ニ有之」

舉義兵所以向之敵城莫不入于手裏、當此之時、敵慈之遂
 戰死者、聞其訃音、則拭雙淚濡襟袖曰、夫佛說云、一切
 衆生、皆是吾子、我非背佛說好死亡、不得已而用兵革也、
 埋死骸於一坑、築大塚於其上、請諸僧修大施餓鬼、日新
 亦到于其場、碎肝膽奠盆水、爲周遍法界圓備供養也、

799

「日新記有之」

大乘妙典十三部書寫之、以阿多郡・入來・田原十三所築
 經墳納此經、爲供養請于濟家・洞家・眞言・天臺之諸
 宗、令讀誦于法華一部、又加世田與川邊之疆大當原、亦
 奉納於妙經十三部、置於土塔十三基、供養功助同上、以
 戰亡士卒、各所以仰冀頓悟成佛也、

800 「日新記有之」

博奕之戒甚以不輕、於其本人者非沙汰之限、寄宿之主人餘黨等分罪之淺深、或斬罪或流罪、又有士之與馬者、則沒收所帶、若無所帶、則處遠流者也、夫博奕者賺人虜掠財貨、惡逆無道莫不爲焉、爲人見虜掠而無一錢之可異者、則爲僭踰之企所以失身體之基也、不可深加教戒厚不禁之、衆人亦宜鑑矣、

801 「日新記ニ有之」

領土僧侶禁無故而還俗、吾情以爲、難受具於佛體、難得學於佛心、背父母命、爲滯慾所蔽、還俗者速可去他邦、頃刻亦不許有父母之國、雖然嫡子戰死早世、而無可連續其家之子、則達予之聞、而後宜許之、何措實子闕家之血脈乎、

802 「日新記ニ有之」

年々諸諸寺貴僧高僧、眞讀法華千部大般若、法華萬部會

亦有之、萬部開卷之日、詠於觀波久遠猶如今日之意、

遠き世の妙なる法の花香をも

けふまた驚の深山邊の花

803 「日新記有之」

催紫藤之花見、招呼緇素、爲一日之安慰、各賦詩歌、予亦綴三十一文字矣、

ちらぬ色を松にくらへよ藤の花

みとりはるけき今日の明暮

804 「日新記有之」

有明月之詠

年ことに月は見しかとみち／＼て

こよひのかけにます影そなき

すゑよしの名におふ月もみるばかり

千里をかけて君しすめれは

805

「日新記ニ有之」

神祇和歌

神かきやいふことの葉もしらま弓

よるひるとなき家のかことに

806

「日新記ニ有之」

遊常潤院之日、俄然白雪積山埋谷、其景欲比無物、吟遣

愛寺鐘歌枕聽、高爐峯雪捲簾看之古詩、詠其意曰、

音に聞野山の雪の明ほのも

かゝるときにやすたれまきけん

807

「日新記ニ有之」

遊于伊作本坊、而當初兒童之際、朝暮所見籬中菊花、今

也七十有餘而再見之、綴一首曰、

おとろふる身そはつかしきくれなゐの

はなはむかしの色ときくにも

808

「日新記ニ有之」

聞酒宴樂舞、則一枝疊秀居士先于我已早世、追悼之淚依

之催焉、是以詠子期去後白牙絕絃之意、

たハふれを聞につけてもをく絶し

ことの葉ことに露けかりけり

809

「日新公御譜中」

「御自筆正在指宿助左衛門」

詠白毛十首之和歌

日新

發らねとそら道心もやしとて

鏡におふるしらかおそみる

墨染の衣きすともひけ白毛

心をかけてそりおとせかし

めにかゝる白毛ハそれと脇のた

かくれ所はおふらすもあれ

死へきハたゝ今なりとつけのくし

さして白毛の身をおもへかし

若かりし心のまゝにしらかおひ

おとろゑ行におとろきもせて

白毛おひて慰ミぬると大方に

あまの見るめもはつかしき哉

にくけれとこらへて居るヲしらすして

白毛頭の若衆ましハリ

耳も目も白毛のことくかわれるヲ

何とてかくハおふる成らん

よるとしもうち顯るゝ老の浪

雪ヲあらそふ髪のしらかに

分別のいたるをしらのゆへなりと

しらてや人のおひヲいとわむ

活計もはてしある世と慰ミの

うちにもしらの老人ハしれ

法樂之詠冠於大悲權現七首和歌

たゝたのめうき世なれハや神慮

かたしけなくも塵にまじりし

いのれるを直なる道はさそなあらむ

まよへる世をも神はまもれば

光りをは世にやハらけてをろかなる

こゝろのやミをてらすとをしれ

こゝこそハ極樂なれと御熊野の

神のひかりもあひに會つゝ

村雲にやとりてこそハ月の名の

きよくものはる此神も神

けにさそとたうとくおもへ世の爲に

たちくたりける神の御心

むかしとてとをくハあらし千早振

神ハけふこそ御幸なりけれ

佛法參得之詠

もとくひをうちおとされて落もせず
きられさりけりきる人もなし
この心にかたちなけれははからひよ
つもらはつもれ塵もほこりも
うたかひハはれたる空にそこそなく
雲のおこれは雨のふるなり
すまさんとおもふ心ハにこりけり
「ハイ」
よにたゝありの水の蓮葉
てらすへきくまのなけれハ月も日も
たゝ白妙の雪のあけほの
ここふよりよろほひ出てみし夢の
旅のまくらには「はい」やさめにけり
尋こしそのいにしへの音つれは
聞ゆともなくかもなかりけり
髪をそり袈裟かけたるを知事は
しらぬをいまはしるとこそしれ

812

「日新記ニ有之」

六字和歌

月しろは梅の内にもしるければ
かゝるときにや紙もさきけん
おのかしゝそのまゝのいろく
柳も花もさきもからずも
さとれるとおもひしこそハをろかなれ
けんもひけんも我ひとりかは
三界の外までつゝむけさころも
うちのすみには一物もなし
きえぬれとつるに消せぬ縁の火は
大慈大悲のひかりなりけり
なからへもおもへハ嬉しいきす玉の
おハりたゝしき法にあふ世は
むねんにも念佛こそハまさりけれ
生ハ無生にこゆるわうしやう

あくこうの山とつもりし雪の上に

あたる日影やみたの名かう

御名にこもる萬の佛神かせの

拂ハ、あくまちりも残らし

たれとてもなけかさらめや後の世を

よくの心と色にかへなは

佛菩薩ときをく法の數なれと

世に越たるハ四十八くわん

813

「日新記ニ有之」

於松島舟遊之時

立かへりまたや來て見むまつしに

うちおとろかすおひのしら波

814

「日新公御譜中」

「日新記ニ有之」

中山國王渡貢船以上表曰春頭之慶賀、珍重曼福、

815

(ママ)

鼻國之都督御封内干戈偃息千秋萬歲、多幸々、然間

調飾文船爲使節、差天界寺長老、並世名城主良仲令渡

海據祝釐於廳府、固尊府雖爲徵少之方物、

一五十兩黃金

一五十斤眞南蠻香此外蜜砂糖

一五十端五色絲

一五十端白布

進呈之、委細月泉長老可被達 臺聽者也、萬緒多幸恐

惶不備

琉球國中山王

進呈 嶋津日新齋

臺閣下

右之進物定行列之次序、來格之路程殆十町、緩然步行

衆聲和順管弦、驚貴賤之耳目矣、其後件之貢物、充佛

閣神社橋梁之修補者也、

816

「日新公御譜中」

「日新記有之」

每年大明南蠻渡船或入貢或破船貨物納之、則昇鰥寡孤獨

無告、將向餓孁與回國行者貧人也、

817

「御文庫三番箱中」「日新公御譜中ニ在リ」

今春之御慶重疊申籠候之早、易心萬幸、抑去年以來南方無爲無事之由承及候、肝要存候、實久・澁谷之間和融、千臺邊モ靜候之由、其間得候、目出候、仍此堺弓矢覺悟之外得勝利所之落去候、其謂委細金吾江申入候、定而可被達候哉、其方御進退承度候、慶事、恐々謹言、

二月廿一日

忠朝[◎](花押)

謹上

(島津忠良)
相模入道殿

御宿所

818

「日新公御譜中ニ正文有之トアリ」

葛袴沓事、雖有子細事候、御懇望上者、以別儀免申候、可有着用候也、恐々謹言、

八月廿日

(飛鳥井)
頼孝

(忠良)
嶋津相模入道殿

819

「御文庫三番箱中」

綉花五色之趣令披見候、如御意未馴申處ニ預音問候、殊

武具之兩種芳物誠以齊太易清濁者也、仍雖輕薄候、北絹

十端・素糸十斤進獻仕候、只表御禮而已、以此旨披露、恐々謹言、

八月朔

(忠良)
嶋津相模守殿

返報

琉球國世主

▽
印

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二二〇三八號文書・二〇五七號文書ト同文ナリ)

820

「御文庫廿二番箱一卷中」

(本文書ハ八〇九號文書ト同文ニツキ省略ス)

821

「御文庫廿二番箱一卷中」

「御書案文」

就細子之儀、德永次郎三郎指遣之候、如先例可得叮嚀之事、可爲祝着候、仍太刀一腰進之候、聊表嘉例計候、恐々謹言、

五月三日

貴久[◎](花押)

種子嶋殿

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二二四九八號文書ト同文ナリ〕

822 〔御文庫廿二番箱一卷中〕

國家御相續之儀、千秋萬歲候、早々可啓候之處、依當國
亂劇令遲滯候、非本意候、自今以後者如代々何様可申承
候、御同前所仰候、仍太刀一腰國宗金覆輪・嶋織物五端赤地大編子
進之候、聊表嘉祥計候、將又貴國醫者之事承及候、此方
當時醫骨之人無之候、下向之儀預下知度候、猶年寄共可
申候、恐々謹言、

「山口へ之御書案文」

823 〔左衛門督威久譜中〕

天文年間嚴親貴久主賜黃金於威久、用自筆貴簡、記左方
矣、

824 わざと捻をもちひ候、有あひ由候まゝ、きん一まいしん
し候、御用ニ立申候ハ、満足たるへく候、恐々かしく、

六月廿七日 貴久
又六郎殿

825 〔左衛門督威久譜中〕

追而正八（てい）滿領之事、民部左衛門尉かくこハ及申さず
候、かの神領ハ七八反のやうに承候、尙々尋あるへ
く候、

御狀之趣得其心候、仍所領之佗可有候哉、不及申候、打
まかせて見つくのひ候ハ、義久校量有さうに存候、我
等か分別候了、おこほりへゆたん被成候ハぬやうにと申
て候、談合あるへき之由、返事承候、帖佐・山田ハ清水
くりかへに成さうに聞え候、萬吉、恐々かしく、

二月十一日 貴久

左衛門尉殿
御返事

826 〔左衛門督威久譜中〕

尙々御得心にて候ハ、其より仰付候て給へく候、

新春之御慶、重々仍前よりそと如申候、弥七左衛門尉一篇やとい申度候、ひかしさま召仕たる者にて候まゝ、召仕候て以後ハ、其方之義次第可進候、たゞし當時用ニ立事共か候ニて、承候てさし並可申候、萬吉、恐々謹言、

正月廿九日

貴久

左衛門大夫殿

追而明後日者早朝御越候様頼入存候、

827

「御文庫四拾八番箱中」

其堺かハる事なき之由、目出度候、仕役者よく御しらへ專一に候、うらないともさせ申候、春之せつ勝利可有と申候、庄内へ人被遣候歟、この比はかの堺も指義ハ候ハしと存候、御圖ハ談合候てうちつめ候、御申可有候、栗野へ御越之□し聞ニて、おひの衆よろこひと申候、さゝか尾一定かまへ申候、今之分にてハいたミ候ハぬと聞得候、日取之事將監被申候つらん、萬吉、恐々謹言、

霜月廿二日

貴久^{◎(花押)}
〔御判〕

修理大夫

〔宛所欠〕
人々御中

貴久

828

「御文庫四拾八番箱中」

從 公方様若大鷹就御所望、御書之旨謹拜披仕及意、令馳走、大一進上之仕候、別而一被仰付候之條、雖憚多候、到私繫置候、大一爪白奉致進上之候、此旨宜預御披露候、誠恐誠惶敬白、

八月

陸奥守貴久^{◎(花押)}
〔御判〕

進上 進藤左衛門大夫殿

829

「御文庫三番箱中」

對當家多年之懇志、其聞候、太以感心候、就中北原境之入魂、祝着此事候、弥以頼母數候、猶期後喜候、恐々謹言、

〔永祿六年九〕

霜月一日

貴久〔花押印〕

勝軍坊

修理大夫

勝軍坊

貴久

830

〔御文庫三番箱中〕

講堂造畢之由、尤可然覺候、於此時者急御下向之儀、待入存之外無他候、爰元爲躰、強而申事者非無其斟酌候、併故郷之以御舊好、與風思立給候之者、分國眉目不可過之候、猶伊集院大和守可申候條、閣筆候、恐々謹言、

〔永祿三年九〕

六月朔日

◎〔花押〕
貴久〔御判〕

〔九華玉萬〕
學校侍衣禪師

831

〔御文庫三番箱中〕

御在國之刻、此境之干戈一入火急之條、無沙汰罷過候事、于今口惜候、隨而古今集切紙七通被差下候、忝頂戴仕、

832

〔本文書ハ八三五號文書ト同文ニツキ省略ス〕

偏以御故實多年之本望此時成就、尤祝着候、此等之御禮可然之様御取合所希候、仍乍輕微□六斤、紅糸一斤進之候、聊表志計候、恐惶謹言、

八月五日

◎〔花押〕
陸奥守貴久〔御判〕

〔旁卷〕
不斷光院

閣下

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」一三〇〇號文書ト同文ナリ〕

833

〔正文在鹿屋衆三浦勘左衛門〕

〔口切ル、〕

◎〔ナシ〕

〔ナシ〕ハ打留候、か様之邪偽成者を召仕候てハ、國家之禍亂うたかいあるましく候、

寸善尺魔にて候へハ、我上をも能々御用心肝要候、當家にハ國魔とて、本々より有様ニ古き者共申置候、それも内魔よりこそ生候覽、只理法ニ任身而、爲候人にハをかすへき外魔もあらしとこそ存候へ、

一時義を仰つめられ候事も、國之^{③ため}爲家之ため、又ハセめて自身のために^{③も}「と」成やうの事ならへ、一理も候歟、此度之子細へ、いつれにもはつれ候、一旦惡を成ても、方便之くとくと成事も候、又善もかくのことし、一御得菓分もいかゝ候哉、もし無のけんにや墮候覺、趙抄之無と計返答候も、無非無^ニ、ところを示されたる^③とこそ見えて候へ、

一三ヶ國悉々靡旌旗ニ候事、當家之高運御一身之名譽、京・鎌倉迄も無其隱候處ニ引替て、惡名を天下之人口ニ落シ候する事、歎てもかなし^ミても餘有子細ニ候歟、滿氣などの御覺悟も專一ニ存候、大平記ニ、六本杉之天狗之やくたく此時と存合候、當福天なにきちししやとやらんにて御座候得、御一人ニ諸僧萬民を召思かへ、殊ニ我不義惡名を御おほへなく候、ケ様之申事、九牛之一毛にても候へね共、御承引も不存候、又ハ諸人之物わらひすいさつ仕候、然共申留にて候間、如此に候、恐々謹言、

835

「正文有之」義久公御譜中ニ永祿二年歟トアリ、考ヘシ」

「此書御譜中ニアリ、御判ナシ」
 (本文書ハ「舊記雜錄前編二」二〇四號文書ト同文ナリ)

進上
 一乘院御同宿中
 忠良
 三郎左衛門尉

進上 一乘院
 御同宿中
 臘月五日
 三郎左衛門尉
 忠良(花押138)

恐惶謹言、
 可申述候^{③之}哉、萬端期來喜之時候之條、閣筆候^③佳事、
 今度就虎壽丸登山候、種々入魂被加御尊意候之通承及候、誠過分之儀大慶不可過之候、何様自身以參上、恐等

834

「年間不考」
 二月廿日
 貴久參人々御中
 日新(花押138)

⑦(ナン)雖未申通候、以書次令啓候、抑就由緒之儀、連【勝久公】匠作

へ令申候キ、可然様被申談、合力候者可爲本意候、仍

雖左道之至候、扇三本進之⑧候、猶筑後守可申候之間、

令省略候也、

【天永年間】
八月廿八日

【近衛尚通公】
【花押】

(忠良)

嶋津三郎左衛門尉殿

(本文書へ「舊記雜錄前編」二二七〇九號文書ト同文ナリ)

836

猶々珍物五斤賞翫無他候、何様可申入候、

御音問祝着此事候、就御瘡病之義從是可申入候之處、當

時者如何様御平愈候哉與存延候キ、未甲斐々敷之由示給

候、無勿躰存候、抛何條をも御養性肝要候、少も御快氣

之節者御越、御雜談所希候、何様從是可申入候、萬端、

恐々謹言、

菊月廿五日

(喜入忠俊)

式部太輔殿

御返報

日新(花押)

相模入道

【上包】
式部大輔殿

御返報

日新

「此御書喜入氏式部大輔忠俊譜中正文在當家ト有リ」

837

兼續今日此方へ來着候、御快氣候者、涯分御會尺可憑存

候處ニ、無其分候、口惜候、抛諸事遮而御養性專一候、

何様明隙候而可申入候、次ニ當時一段之節辛螺海老之籠

四賞翫仕候、萬端、恐々謹言、

十月十二日

日新(花押)

式部太輔殿

御返報

相模入道

【上包】
式部大輔殿

御返報

日新

「此御書喜入式部太輔忠俊譜中正文在當家トアリ」

838

「就唐之船着岸之儀、先日者預御懇調之儀候、喜悅不少

候、其刻御禮可申入候之處、兎角延々候、心外之至候、

仍雖不珍物ニ候、水母卷令進入候、萬期後音之時候、
恐と謹言、

八月十日

日新(花押138)

攝州御宿所
「忠俊」

相模入道

攝州

御宿所

日新

「此御書喜入氏忠俊譜中ニ在リ」

839

先日於伊集院へ約束申候、川野へ千句之時宜、來七日より興行可申候、月五日之比御越候ハ、六日より談合可申候、將又發句之事此度出來候ハ、可示預候、心事期再會之時候、恐と謹言、

十二月四日

日新(花押138)

相模守

「上書」
攝津介殿

「忠俊也」御宿所

日新齋

「此御書喜入氏忠俊譜中ニ在リ」

840

誠歲暮之御慶萬祥雖申舊候、尙以重疊不可際限候、幸甚と、抑爲如此之祝言賀札目出度候、何様明春候、最前自他満足兼而可申加候、慶事、恐と謹言、

十二月廿五日

日新(花押138)

桃山安藝守殿

御返報

841

追而岩切(信期)可樂急と其方へ參上申へく候、又浦との船之事、早と廻させ申へく候、

御書細と令披見候、仍陳取相定候之由、千勝萬歲候、殊◎(關子)正宮御くし目出候之通、一段大慶に候、我と其方迄可參之由、得其心候、何さま以二三日可存立候、各之合戰之とうほねを能とすへ候へて候、下知に隨ハさん者を堅御成敗之義、定肝要候、萬吉、恐と謹言、

五月廿三日

日新(花押)
「御判」

愚谷軒

又三郎殿

御返報

日新

霜月廿日

日新御判

上原長門守殿

842 就實名下[◎]字改替、使者賀札其外種と慶喜不少候、仍從

是茂太刀一腰・青銅二百疋令表祝儀候、恐と謹言、

霜月十六日

日新[◎](花押)
〔御判〕

又三郎殿

御返報

四月廿三日

日新[◎](花押)

愚谷軒

〔上包〕
又三郎殿

御返報

日新

〔此御書四拾八番箱御巻物中ニ在之〕

本田殿

御報

日新

〔裏ニ有之〕

入道

〔上包〕
本田殿

御報

843 〔日新公御譜中〕〔正文在上原長次郎〕

「就此度之弓箭、一段被抽忠懃候、永と不可有忘却之儀

候、自然和譏凶害之子細候共、以面談可互開候、此條

々

諸軍神モ御證覽、偽有間敷候、心事謹言、

844 〔日新公御譜中〕〔正文在本田作左衛門宣親〕

「就無言之儀、懇書祝着此事候、連と伊集院大和守被仰

談候哉、專一候、珍物之羚羊是又賞翫無他候事候、恐

と謹言、

845 〔正文在垂水邸〕

尚と以安父子無餘義あつかい、たのもしくこそ候

へ、加治木、ミそへ敵にて候つる時さへ、弓矢ハ被

取候、まして能としめ候へて、やふれ候する事ハ、

「喜入氏忠俊譜中」

いかゝにもしふやのものとも、しにきれ候ほとに、
其上にとうを、此方ハすへ候へてハとこそ申て候
へ、若衆などにも談合きかせられ候へかし、おんミ
つの條こそ候へと申事に候、

正興寺へ誂申候句出來、被持せ候、祝着候、禮可然様ニ
頼入候、仍加治木堺亂、さらに此方へ遠州もて承候、返
事無明破ニいする事ハいかゝと、いつもの申事に候、一
ミち御校量肝要候、先方ミへ如此之子細被仰渡候て可然
之由、令申候、其後も以大年寺、敵方へも賀治木之事す
て有間敷通、度々被仕賦候、彼是御座候て可然之由、か
こしまへ申候、恐々謹言、

七月四日

日新（花押）
御書判

▽
右馬頭殿
返事

愚谷軒
日新

「正文在文庫」

「正文在當家」
昨日卅朝、市來衆（至）申木野現形候、五ヶ所御同前候間、
御満足察存候、於爰其堺之御立柄者如何候哉、委細預示
度候、此等之趣進入使僧候間、闍筆候、萬期來喜之時候、
恐々謹言、

六月一日

日新（花押）
御判

攝津守殿
御宿所

相模入道

「上包」
謹上

攝津守殿

日新

御返報
（本文書ハ「舊記雜錄前編」二二四九號文書ト同文ナリ）

被成下 義御字、忝以 上意被相定實名候之事、誠面目
之至候、仍祝儀預賀書候、千秋萬歲候、殊更太刀一腰・
馬一疋目出候、自是亦太刀一腰・馬一疋進之候、聊祝儀
計候、賀事、恐々謹言、

三月十三日

修理大夫貴久（花押127）

謹上 又三郎殿（義久）

（本文書ハ「舊記雜錄前編」二二七〇七號文書ト同文ナリ）

848

「正文在文庫」

貴札之旨致披露候、仍御進物共如目錄請取申候、御喜悅之由、被成御書候、將又、御官途之儀、被仰調候、目出度存候、隨而御烏帽子大口裏打并御扇・匂袋等被進之候、爲拙者得其意、可令申旨候、恐惶謹言、

六月廿八日

左衛門尉長治（花押173）
（進藤）

謹上 嶋津修理大夫殿（義久）

（本文書ハ「舊記雜錄後編」二二九八號文書ト同文ナリ）

849

「正文在文庫」「貴久公御譜中ニアリ」

今度琉球渡海勘合之儀令申候處、御同心之旨、本望此事候、仍太刀一腰左・馬一疋送給候、爲悅之至候、殊使者在國中種々御懇切之由、御入魂之故候、必期渡船之刻候、

猶永興寺可有御演說候、恐々謹言、

七月廿三日

左衛門督義景（花押3）

謹上 嶋津修理大夫殿

850

「正文在文庫」「貴久公御譜中」「永祿二年歟ト朱カキ有リ」

追而令申候、些少至□線織物九端令進覽候、表儀計候、

就好使用一書候、仍當年者唐案士來臨必定候之間、乍恐申入候、自然從貴邦商船共罷下候ハ、先年如申上候、任先例武具腰刀等、從那霸請取收置候而、出船刻可渡進候、是等趣堅固諸船ニ被仰付候ハ、可爲祝着候、萬一無御印判船者、申合候様用申間敷候、就其無理子細共候ハ、可致其成敗候、可有御心得候、於此方難成事等者、以一通可申入候、於向後仰恩下外無他候、恐惶謹言、

三月初三日

河上將監様（久朝）

那霸
主部中

「朱印也」

852

「義久公御譜中」

「正文在文庫」

追而此狀之趣、加世田へ申上られ候て可然候、

態筆を染候、仍三郎太郎殿よりの使者のいしゆ、入來院より申され候儀、たいもくにて候おもむきハ、しふやの

智定坊
御房

(本文書ハ「舊記雜錄後編二」一五一號文書ト同文ナリ)

九月十一日

(花押258)

大隅國桑原郡正八幡宮三所大菩薩神鉢九鉢被造立候、備
觀覽候處、神妙思食候、綸旨如此候、殊檀那貴久馳走之
段、被聞召候、懇志大功之由、内々被仰下之狀、如件、

851

「正文在文庫」 「貴久公御譜ニ永祿三年ト朱書アリ」

伊集院掃部助殿
(忠意)

村田越前守殿
(無定)

御老中

(本文書ハ「舊記雜錄後編二」一二六號文書ト同文ナリ)

くつれ程有ましく候、入來院か家をのこして給候へ、頼
存候と申され候、しかれ者河内をあげさせへく候、しゆ
つとうにさたまり候ハ、東郷・祁答院・菱刈までハ馬
のさきに立、さうさ有間敷由、入來院被申候と聞得候、
又彼使者申候、東郷・祁答院よりは此方へ出頭之事、相
良方をたのまれ候奉公として、入來院をしつめ候するに
て候、就其ニ、相良方より使者近日くたりのよし候、い
かゝ校量可有候やと存候、天道にまかする弓箭にて候
間、かやうの事も出合へく候か、北原方ハさし出度被存
候間、めしいたすへき調法仕候、蒲生ハさしのけ候て、
太刀のつかにこそ相定め候へ、就中肝付殿[◎]、また逗留候
て、奉公心かけられ候、條々爲御心得令申候、萬吉、恐
と謹言、

「永祿ノ初敷」

五月朔日

貴久(花押127)

「上書」

又三郎殿

貴久

「正文在垂水邸」

尙と先日之合戦、弓にて御はたらきのよし、一たん
以可然候く、

先日^(マ)佐佐五ヶ瀬川合戦之勝利、ひたすら其ミはたらきに
候、然ハ北原より返事候事、

今度之合戦ゆへと存候、此きハさしよせ、使僧なとも被
遣候て、てうはうなされ候ハ、可目出候、

是非以きたはらハ召出し度存候、恐と謹言、

八月七日

貴久^(花押)
〔御書判〕

▽^④
右馬頭殿
〔忠將〕
△

▽^④
貴久
△

「正文在垂水邸」

八月廿九日、其方人衆於か治木辛勞之よしきこえ候、御
禮使者以申入候、仍此方はたらし延引、口惜候、尾州よ
り無事之いけん度と承候、大もく今月までハ神りよ然と

なく候、乍去か治木堺きふく成候上ハ、神りよをハこい

候てとこそ存候へ、延と候間、無御心元候らん、心底之
ゆたんにあらず候、恐と謹言、

九月一日

貴久^(花押)
〔御書判〕

▽^④
右馬頭殿
△

▽^④
貴久
△

「歳暮之御慶重疊雖事舊候、猶更不可有盡期候、珍重

と、抑就此等之祝儀、任先例用慶書候、年内者如此、

明春者必と自他之満足倍可申承候、恐と謹言、

十二月十五日

修理太夫貴久花押

謹上 北郷左衛門尉殿

▽^④

謹上^{〔上包〕} 北郷左衛門尉殿 修理大夫貴久
△

『在曾木廣徳寺』

「上洛已來無音心外^(但ナシ)覺候、就學文ニ粉骨之儀、令推量候、早々御下向待入存計候、仍雖些少候、磨臍二進之候、恐々謹言、

五月廿七日

貴久御判

廣徳寺六拾三世住持
天理禪師

(本文書ハ「舊記雜録後編」二六號文書ト同文ナリ)

857

『末吉木原某藏』

詠十五首和歌

行路霞

伯圀

長閑かなる比にとおもひ立日よりかすみにあかし暮す旅かな

餘寒雪

をしなへてミなあら玉の春なからしハしも残るミねのしら雪

山家梅

ぬしハとて事とひきなは山さとのかきほの梅といかゝ

□へむ

浦春月

我こゝろつくしはつともいかゝせむ難波の春の月のあけくれ

歸雁遙

いえかすみ隔てゆけともかりかねにわかれぬものはこゝろ成けり

「是より末ナシ、十五首とアレハ、末二十首爲有之筈也、可惜く、次目より切て無之よし也」

858

尚と如此之意見併藝州私之儀迄候、我等より非内儀等候、よく可令内談子細候之間、自今遙々之儀たるへき覺悟に候、爲御存知候、

先日大隅渡海、寒中長々越無申計候、其後疎遠非本意候、仍其砌粗内談候ッ、福昌寺進退之事、此比藝州以越之儀、妙谷寺へ爲私之義意見候、其趣者福昌寺及荒廢候之事、過半者先年就和尚御住之砌、爲始妙谷門中違亂之故候、

不入是非者、檀方之非御爲候之事、言語道斷候、然者福昌興隆之基者、龍さま之御間窺候て、甚深會合候ハ、何様龍さま御再住之儀、可事成候歟、さ様ニ候ハ、其續之事者、誰人にも檀那之可有御前社候へ、此茂無御承引者、妙之御事他國可然候、如此被居候條、檀方之扱成筈見得候與、再三諫被申候哉、妙谷寺御返答之儀、藝州意見納得候、さ候ハ、龍さま妙谷寺之儀、可有純熟候、就其定而御歸寺可事成候歟、其時者自然福昌寺後代之沙汰候て龍より守等可被侍之由候する歟、於其儀者、曾而領掌有間敷候、其謂者既恕岳和尚及末期可被渡守之由候つれ共、天祐和尚御法渡者、義理相背、外聞不可然候由、堅辭退候歟、于今其覺悟同前にて候、龍御住之處、聊以不可有障之儀候、後代之儀自然龍さま御弟子などハ不可有信用候、次之事者、只平更檀那之御一言ニ社有へく候へと、無覆藏聞得候、先以指向之申事者如此妙之處、就分別者、畢竟者門衆之結構迄たるへき由、我等より藝州へ返事候、其方御得心共如何候哉、哀龍さま之御奥旨分

明ニ聞得分、御即今之趣不被相殘、一途被仰出候様、御調法所仰候、萬事可被添御心之事、憑存之外無他候、隨而歳暮之御慶重ニ雖事舊候、猶無窮限明春者、早ニ自他之満足可申合候、就中佳例之千句發句起相副進之候、諸事期來喜候條、先閑筆候、恐ニ謹言、

十二月廿四日

貴久(花押127)

「御アテナシ」

「喜入氏譜中末紙如左」

十二月廿四日

貴久御判

「上包」

謹上 攝津守殿

御返報

藤原貴久

三郎左衛門尉

「○龍和尚、按福昌寺十六世喜冠和尚ノ諱、龍慶ト云、俗姓樺山氏、弘治二年丁巳ヨリ住持ニテ、永祿二年退院シテ華嚴軒ニ隱居トアリ、此人ならん、

○藝州、樺山安藝守善久入道玄佐也」

859 「、」尚々此方珍物之蛸羊預荒卷候、祝着候、

如承候、從此方も依無題目、無沙汰罷過候處、預御音
信候、畏入候、厥方無何事候哉、可然候、此方無吳儀
候、萬端期後音之時候、恐々謹言、

潤六月十五日

貴久御判

（重親）
本田紀伊守殿 御報

「天文八年ニ入、重復ニナレリ」

（本文書ハ「舊記雜錄前編二」二三六四號文書ト同文ナリ）

860 「、」今年者度々御越候、祝着之至、仍三郎四郎殿此度こそ

細々參會申候、可然御見え候、大慶此事候、僞ハ申間
敷候、つゝミハ一向覺不申候、中にもはしらかしおか
しく候、就中此方にて貴所之名立候よし、御物語候ッ、
名之立候ハいまた頼母敷事たるへくとわらひ申候、御
歸宅之後ハ存やりたる計候、恐々かしく、

「月日關」

「上カキ」
攝州

貴久

「此御書喜入氏忠俊譜中ニ在リ、正文在當家トアリ」

861 「、」誠年甫之御慶賀、重疊雖申事舊候、猶更不可有盡期

候、多幸々、

抑如此候、御祝言遮而承候、大悅候、何様追而御慶倍
々可申加候、仍五明二本預候、畏入存候、從是モ進獻
候、祝儀計候、賀書、恐々謹言、

二月廿八日

藤原貴久（花押127）

謹上 攝津介殿

御返報

「此御書喜入氏忠俊譜中ニ在リ」

862 「、」尚々預御狀候、畏悅之至候、殊着送給候、則賞翫申
候、

不存寄御芳問、畏入存候、如仰前月者參會種々申承候、
其已後者此方祭禮取亂候て、連哥なども興行不申候、
來月者必致參會、積念可令謝候、萬端、恐々謹言、

文月十九日

貴久〔花押127〕

攝津介殿

御返報

三郎さ衛門尉

〔上包〕
攝津介殿

御返報

貴久

〔此御書喜入氏忠俊譜中ニ在リ、正文在當家トアリ〕

863

其後何條御事候哉、朝暮御床敷申候、先日以參會卅六

句仕候、〔珠〕廳而守全江つかへし候、頃付墨候て被遣候、

先と拙者はつれ申候、口惜候、其外はつれ候人衆あま

た候處ニ、其方てんかす御多候、勿論なから了簡なく

こそ申候へ、仍村田方〔經成〕今月廿壹日より千句企可被申

候、御越候様ニとしぎりニ被存候、御越可畏入候、急

度御越待爲申へく候、懷紙御披見之ためニ、書狀ニ相

そへ進入申候事候、恐と謹言、

三月十四日

貴久〔花押127〕

864

三郎さ衛門

攝津守殿

御宿所

貴久

〔此御書喜入氏忠俊譜中ニ在リ、正文在當家トアリ〕

尙と御歸以後者何等事共候之哉、此方之事長逗留候

之間、心底之分可有御察候、

其先日者長と御滞留、細と申承候、本悦此事候、其後徒

躰こそ候へ、毎と御床敷存計候、於于今者、舞をおほ

え候て、其慰のミ候、將又、龍雲寺いまた其方御逗留

候之哉、是又別紙雖可申入候、可預御心得候、又弥も

し事、いまほとハ腹中損候て、福昌寺御奉公さへ申得

候ハぬ躰とこそ聞得て候へ、恐と謹言、

三月三日

貴久〔花押127〕

攝津介殿

〔忠俊〕

貴久

〔此御書喜入忠俊譜中ニ在リ〕

「喜入氏攝津介忠俊譜中」

「正文在當家」

尚々此方之事、菖蒲之比者加世田へ可存立覺悟に社候へ、

先日伊地知より來候市來野之栗毛之事、此間以秘藏雖立置候、今度藝州凡物語之趣者、從其御望間敷被思通候之間、只今引せ進之候、爲父馬被差置候者、可爲祝着候、將又、此程堺目細と敵相働候、雖然於串木野敵十人計討取て社候へ、事と期來信候之條、閣筆候、恐と謹言、

五月二日

貴久〔花押〕

〔上書〕

攝津介殿

貴久

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二二四八號文書ト同文ナリ〕

「喜入氏攝津介忠俊譜中」

「正文在鎌田盛右衛門」

今程何事御座候哉、此方者意進ゐられ候て、唄をこそ申候へ、前日之御傳言細とけ賜候、畏入存候、又かさか

けはをこしらへ申候、哀と頃、ふと御越候へかし、參會申度存計候、恐と謹言、

八月十一日

貴久〔花押〕
〔御判〕

〔上書〕

攝州

參 御宿所

〔右裏有〕

貴久

三郎左衛門尉

「喜入氏忠俊譜中」

「正文在當家」

猶御捻畏入存候、子細可申候へ共、ちと虫氣に候間、

重而申へく候、

明日喜入へ思召立候よし、可然候、仍御〔方〕^⑩身上事、先日承候間、我等も申候キ、于今其分かへらす候、就中泉より僧〔之〕^⑪可參候由心得申候、又鹿兒嶋へ廿日比存可立候、此度は御越有間敷之由、細と得心申候、恐と謹言、

三郎左衛門尉

「上カキ」

龍雲寺

御貴報

貴久

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二二六五六號文書ト同文ナリ〕

868

「喜入氏忠俊譜中」

「正文在當家」

此度就出張之儀、同心御馳走之由、最御頼母敷覺候、然
處色々奇瑞共多候之條、今度動之事存留候、既中途邊及
被打出候哉、勞煩之儀不及申候、恐々謹言、

六月廿三日

貴久御判

攝津介殿

「上包」

攝津介殿

貴久

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二二六五六號文書ト同文ナリ〕

〔本文書ハ八二五號文書ト同文ニツキ省略ス〕

870

「貴久公御譜中」

「正文有之」

〔本文書ハ六四三號文書ト同文ニツキ省略ス〕

871

「貴久公御譜中」

「寫有之」

雖未申通候令啓上候、抑先年備中州蓮嶋三宅和泉守 公
方様以御下知、琉球國へ就可罷下到其表下國候、不慮生
涯候、然間薩摩三ヶ國御芳以御張行被仰付候條、彼等一
類共、對薩州御芳含遺恨候、蓮嶋事、我等申付、在所候
之條、同心之覺悟候、然處、同名三郎兵衛其表下向之處、
御芳^{◎至}到彼仁、被仰聞之段、琉球國爲武略、三宅和泉守
被爲生涯者、御存加候通令承知候、於無御等閑者、琉求
國江一警固申付度所存候、以無別義、筋目被御同心候者、
可爲祝着候、於無左様者、津浦之儀被借下候者、可爲恐
悅候、依御報、重疊可得貴意候、猶巨細同名三郎兵衛可
申入候、恐々謹言、

十一月五日

通詮

今岡民部大輔

徳永隼人佐殿

安來殿參御宿所

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二二二八號文書ト同文ナリ)

872

「貴久公御譜中」

「正文在鹿屋衆三浦勘左衛門」

(本文書ハ八三三號文書ト同文ニツキ省略ス)

873

「貴久公御譜中」

「正文在伊作衆吉水源兵衛」

御治世之趣承及候、千秋萬歲此御事候、尤御祝儀早々可
令申候之處、海路依遠方乍存延引候、非疎略候、幾日御
同前可畏入候、仍轡一口明珠進覽候、誠表御慶計候、可
得御意候、恐惶謹言、

三月廿日

三郎兵衛尉家門(花押 252)

謹上 嶋津殿

進覽御宿所

874

「貴久公御譜中」

「正文在蒲生新十郎」

(本文書ハ五二二號文書ト同文ニツキ省略ス)

875

「貴久公御譜中」

「正文在築瀬六右衛門」

(本文書ハ八二九號文書ト同文ニツキ省略ス)

876

「全御譜中」

「御目筆歟、在木脇民部左衛門」

春花

この春やいとよいとまのなかるらし
おほ宮人の花もかさゝす 貴久

義久公 年間不詳

附 錄 舊 記 雜 錄 卷十一

877

〔舊御番所御文書二番箱中〕

〔國統新龜鑑中〕

兩度使者祝着候、然者薩摩、大隅、諸縣之儀、此間被相抱候分相違有間敷候、少將事、其跡被相讓事候間、不可有別儀候、兵庫頭儀者、龍伯ニ無等閑候間、異儀有間敷候、日本國大小神祇別而八幡大菩薩、毛頭不可有表裏者

也、

卯月十一日

龍伯

内大臣御在判

(本文書ハ「舊記雜錄後編三」一六一五號文書ト同文ナリ)

878

〔義久公御譜中〕「慶長元年九月比ニアリ」

伊勢弥二郎、小世千兵衛尉、當時いとま得候而罷居候よし、承付候、此者、馬なと乗、又ふせいひと仕候間、廐へ召置度之由、下向之節、大坂より本田六右衛門尉を以、弥二郎へ相理候へと、申置候キ、然者、大山肥前所より、此中右之旨かけひき仕候へ共、不罷成候由、今度申上候、既此もの、當所土藏ぬりに參候處、弥二郎不致合點之由、腹立ニ付ぬりさし罷歸、それよりつるに不參之由申候、我等者いとま明候由、聞付候故、申たる事ニ候、ケ様ニ候時者、大坂より申上せ候儀、不入事ニ候、こゝよりハ申捨候へと、六右衛門尉へ可被仰聞候、則此一紙御ミせ有へく候、

「義久公御譜年號不知中」

「正文有喜入休右衛門」

大王様之御懷紙、かミの長サハ壹尺四寸也、

御家門様なとえハ壹尺三寸程也、法印様なとハ壹尺二寸
たるへき由、飛鳥井殿御誕にて候、

詠松下納涼

和歌

法印龍伯

やまかせのをときく庭のまつかけハ

なつをほかなるすまゐなりけり

「正文有之」

詠月夜聽松風

和歌

法印龍伯

すみのほる月をよすかにひく琴の

音にもまかはぬ庭の松風

「正文有之」

陪 天神社寶前詠

十首和歌

夏日待 聖廟社寶前

詠十首和歌

「此一首末ニノセタリ重複トハナレリ」修理大夫義久

立春

春たつと野への雪まにかよひなは

ねも打とけよそののうくひす

「正文在田布施二宮傳兵衛」

龍伯

寄神祇祝

ワか君のゆくゑは千年萬代と

いのるこゝろや住吉の神

龍伯

「正文有之」

「朱ニテ片書ニ當坐イ」

名所神祇

御當坐也

そのかみの世も遠からてにしの海の

浪にそむかふ住吉の濱

社頭祝言

家くゝの行ゑをみせて櫛葉の

さかへそまさる神の御前に

「正文有之」

こよひその月のむかしを思ひ出て

露のをきそふ袖のうへかな

龍伯

「古御文書三番箱中」

陪 天神 社寶前詠

(以下同文ニツキ省略ス)

「義久公御譜中」

「正文在眞幸吉田天神社内」

陪天神社寶前詠十首和歌

立春

修理大夫義久

初春のけふは千里のほかまでも

みななひくへきあさかすみかな

華

やとの春をよそになしつゝみよしのゝ

花にいくかの日ををくりけむ

郭公

半天の月はいるともさとなれて

かへさわすれよやまほとゝきす

萩

來る秋をしらまほしさにとひよれば

萩のした葉そそよとこたふる

月

かけすめる月には夜はのなかきをも

おほへすなかもあかしつるかな

雪

草も木もふりしく雪の明ほのは

けふりやまとのしるへなるらむ

待戀

高砂の屋上ならねとこぬ人を

まつこゝろこそひさしかりけれ

逢戀

つれなきをおもひくゝてすぎこしも

あふこよひこそうらみわするれ

山松

足引のやまとなるより色かへぬ

松のかしこきたねやまくらむ

神祇

まもるてふ八十民人のすへの世も

わきて祈るハ神そしるらん

「全御譜中年號不知中」

「正文在國分衆小原平右衛門」

色かへぬ松のみとりもかくろひて

そらに波たつ藤の花哉

龍伯

「義久公御譜中」「在天正十八年中」

「在御文書方」

され歌當座

花くはねにかへるとも我宿に

残りてひとりにはへしら菊

「在御文書方」

「玉津明神法樂」

言の葉をよせ來る波も玉津嶋に

いのりかけてや立かへるらむ

「在御文書方」

返し

言の葉はあたに聞ともこゝろたに

まことのあらはたのめゆくすゑ

「在御文書方」

「當座」

むねに焼けふりは千里へたつとも

雲の上にやたちのほらまし

「在御文書方」

「當座」

忘るなとかた見にいひし言の葉の

いつはりならぬ世中もかな

「在御文書方」

住吉法樂に

立かへるうら波さむし雪の松

「義久公御譜中」「在天正十八年中」

「在御文書方」

追膳のうたなり

九つの品のうへなるむらさきの

雲こそやとり南無阿弥陀佛

「全御譜中」「在慶長二年中」

「此本在御文書方」

雪の日ある人よみてつかはされける

あさからぬなさけならすや雪にけさ

老たる人とはれぬる宿

「右同」
返し

龍伯

あさからぬなさけの多いに白雪の

さむさの神のわすれはてけり

883

「義久公御譜中」「慶長三年中ニあり」

「正文有之」

江戸の内、大臣私宅に入御之時詩歌あり、

韻の字辰也

春ちかき天つ御空はふく風も

やしまの波もしつかなる辰

「正文有之」

ある人酒宴なかは一首を詠せしにひかれて

玉の緒のなかきゆくゑはつりたるゝ

身さへかしこき世にあひぬらん

なかしとも何うらミけん玉の緒の

いともかしこき代にあふものを

884

「義久公御譜中」「慶長四年中にあり」

「御文書方有之」

正八幡らちの馬場の松に虫付、かれさうに見え候時、法
樂連歌に南無八幡大菩薩と句の上に置いて、百韻し侍りし
時

夏やなを玉松か枝の深みとり

「御文書方有之」

當座立春

朝日かけにほへる山の雪まこそ

立來るはるの道しるへなれ

885

「義久公御譜中」「在慶長四年中」

「御文書方有之」

住吉法樂に

月前松風

四方のあらし一木の松におさまりて

そらくもらぬ月をみるかな

又

空の月玉しく庭にかけ落て

こゝろもすめる夜半の松風

寄神祝

君か代を猶よろつ代と守れとや

くにつみかみにいのりかけけむ

道といふ字を題にして歌を詠すと夢想ありて、詠之

道

萬代に猶よろつ代をかさねても

つきせぬ道や大和ことは

「此本在御文書方」

稻荷法樂に詠之

朝花

おく露に出るひかりのうつろへは

玉のかゝやく花とこそ見れ

盛花

「此本在御文書方」

咲みてる花のさかりは山かせも

音せてはるの空のしつけさ

五月郭公

同
五月雨のもり來るかやか軒端をも

へたてぬこゑややよほとときす

初秋風

同
夕はらへしつくかへりてうたゝねの

ほともあらぬに秋風そふく

海邊月

同
よせかへる波にたゝよふ月かけハ

はれくもりたるそらとみゆらむ

時雨

同
いつくよりいつれのみねに時雨して

なかれのすゑの水まさるらん

不及戀

同
するかなるふしの高根にたつ雲の

うへに見そめし人の戀しき」本ママ」

恥身戀

同

身のほとを涙なからにかへり見る

こゝろに袖はくちやはてなん

山鹿鳥 是ハ高野の佛法さうの心を
持て詠す

同
おのつからさひしき山の庵しめて

うきよに聞ぬ鳥の音も哉

社頭祈君

同
敷嶋の道のかしこき我か君の

千とせや神にかけて祈らむ

886 「義久公御譜中」「在慶長六年ノ末」

「此本在御文書方」

兵庫入道夢想のつけ有ての會にをもし頭にして詠之

於文字
大かたの雪にはあらずつもるこそ

又る文字
とよ年さそふしるしなりけれ

るりのつほくすりの袋ならへては

老せぬ門そおもいやらるゝ

887

「義久公御譜中」「在慶長七年中」

「此本在御文書方」

當座
初多時雨に時雨をわけて日影ほのめく

冬きぬとしくるゝ空は秋に似て

残るもみちに日影さすなり

「全御譜中」「在慶長八年五月」

「此本在御文書方」

五月の比、藤はかまの花さきしに、人々歌よみ侍しとき

當座

咲初て夏よりにはふ藤はかま

秋のさかりそおもひやらるゝ

888

「義久公御譜中」「在慶長八年中」

「此本在御文書方」

かのやより所望に

秋もよし冬をやさかり宿の菊

右同
少將殿よりユキニ観ノ字、第三ニ佛ノ字タルベシ、天一

889

「義久公御譜中」「在慶長九年中」

「此本在御文書方」

ある人、千句巻頭とて所望に

初秋月

千代やみん松の木のもの三かの月

「此本在御文書方」

伊作之天神法樂八月廿五日

ゆかぬ我も夢ハ花野のかりね哉

観佛と書て信し可有之との夢想あり、十一月朔夜歟、

天神之名號、如此書候てとくやうに聞及候、

天津雲ひとつにかゝる雲かな

「此本在御文書方」

二之宮大明神の御夢想ありとて、有人歌を所望いたし候
間詠之

庭の面軒はをかけてをく霜や

みやまおろしにさへまさるらん

「全御譜中」「在慶長十一年中」

「御文書方ニ有之」

心岳良空のために詠之

初多時雨

多たちしるへハかりに天地も

うこかぬほとのはつ時雨かな

又

岩木までかけふるてらに來てみれば

雪の深山そおもひやらるゝ

890

「御文庫三番箱中」

去年六月十六日 御内書、當年正月三日、謹跪以拜戴仕候

訖、抑 御入洛之御祝儀千秋萬歲幸甚不易々、爲此等

御賀祥、最前可申上之處、分國之逆徒依令押妨、剩 御

請罷成相似疎意存候、殊御殿料之儀被仰付候、靜謐之刻

可奉致馳走候、以此旨宜預御披露候、恐惶敬白、

七月十六日

修理大夫義久（花押）
（御判）

進上 細川兵部大輔殿

（本文書ハ「舊記雜錄後編」五一六號文書ト同文ナリ）

891

「御文庫三番箱中」

爲去夏廻禮、今度遮而御使書、珍重候、抑就 御入洛之

儀、東北士卒可被遂忠勤粧、尤專要候、然處大友家 上

意疎懷故、來春到豊・筑一戰御催、快然之儀候、幸去月

六ヶ國之凶徒、於日州表悉致誅伐之上、更々 御歸京之

妨、不可有其甲斐候哉、寔雖爲遼遠、混公私、倍可申談

事、本悅候、仍太刀一腰・銀子祝着候、猶五戒坊可爲演

說候、恐々謹言、

（天正六年）

十二月十日

修理大夫義久（花押）
（御判）

謹上 毛利右馬頭殿

（堀元）

毛利殿へ御返札御判在之、

892

「左衛門督義久譜中」

返々我ら心經などのふんにてハ成不申候、不及力

候、犬ハくひさうニ候ヘ共、我らかのほり候ヘは、
く〔ひ〕不申候、この比ハ、はらニ立しかり候て、前
後亡罷居候、さらく、ひら田かきうりやうをうけ
給たく存候、山神御まつり候てしかるへきのよし申
候ハ、此方にもまつり候人の候間、こなたにても
分別申ヘく候、ひら田きねん申ヘく候ハ、何とや
うにもたのみたく候、いつかた先々たつね候てうけ
給ヘく候、屋形様心こへ候て目出度申候、

態用一書候、此比我等かれうの事き不申候、色々分別
申候ヘ共、なまり候て了簡ニ不及候、犬山之事ハ申事な
く候、狩などにて、しに相さかり候、其外せつしや
う、何れうもき不申候、餘々無心元令存候、かやうの
事にハ、ひらたこう者にて候間、たつねへきたため、一昨
日弥七ヲ遣し候ヘ共、他行にて合不申候、比良田か事ハ、
則山御神にて候間、もしく何と様にも分別共候ハ、
おほえ候事もや候はんすらん、それより人ヲ御遣候て、
たつね候て給候ハ、祝着過之間敷候、いかやうにも、

山神心なうせう可有子細候ハ、きねんなどもたのみた
く存候、又矢さきヲまつり候て、よかるへきよし申候ハ
、狩また二ツはちもたせ可申候、かれは聞相にてうけ
給ヘく候、頼入候く、かしく、

又六郎殿

義久

893

「左衛門督歳久譜中」

態用一書候、仍此比御氣分如何おはし候哉、無音非本意
存候、涯分やうしやう可爲肝要候、次ニハ、其境之はた
らきハ、此節さうこそ存候ヘ、我ら申上候分者、番つ
かれにて候とて、御屋^{「本々」}遂候、御打合なく候、境目よりあ
りくとしたらん、仕役ヲしかく談合候て、典厩同前
以申上候ヘかして、存計候、近比ニ所々より番衆罷立候
間、小勢たるヘく候、其分別肝要たるヘく候、清水ヘも
此分令申候、恐々謹言、

三月四日

義久^{（花押）}
〔御判〕

又六郎殿

義久

「左衛門督歳久譜中」

猶といそき候まゝ、よめましく候、すもしく、

今春御慶重疊、仍只今戌時、大屋形様より蒙仰候、此度つゝきの事、諸所へ申付候、兵庫頭殿へむしけしかくなく候間、御まへより御とゝめ候、さてハ諸軍兵之おほえにて候、又六郎殿之事ハ、つゝき候て可然之由候、其御分別肝要候、頼入候、我らもかならず明後日中途まで打立可申候、次若宮之御たく共候哉、千秋萬歳目出度候、萬吉々々、恐々謹言、

二月廿五日

義久〔花押〕
義久〔判〕

又六郎殿

義久

「左衛門督歳久譜中」

其後者無音非本意候、仍手火箭之口藥入ニつけ候あせり一ツ、其方へ細工御さ候ハ、作せ給候ハ、可爲祝着候、ちとふときかのそみにて候、次弓竹之尻禰竹此比時分さうニ存候、可被所持事肝要候、將又眞幸へはしたか

の有様ニ申候哉、内ニ耳聞頼入候、念佛寺、眞幸へ御使

僧之由、承候、左様折節聞せ候て、可然候へく候、萬吉、恐々謹言、

「朱力キ」

「永祿五年巳前」

八月四日

義久〔花押〕
義久〔御判〕

又六郎殿

義久

「左衛門督歳久譜中」

不可過祝着之候、御浦山敷哉と存計候、此ハ一色おもて

方を心かけ候へ共、さらニすぎ御さなきニより、いたつ

らニ冬日暮事口惜存候、謹言、

神無月三日

義久〔花押〕
義久〔御判〕

「上書」

又六郎殿

義久

「又上書」

又六郎殿

義久

「左衛門督歳久譜中」

左衛門大夫殿

まいる

義久

返々この二三日、谷山ニかりいたし候て、しゝヲこそ一ツ仕候へ、ふ共よさうニ候ほとに、かならず狩ヲとこそ存候へ、犬のふはしかくなく候、便之條染筆候、仍 伯園様大すミニ永々御とうれうなされ候、はやく御參候哉、承度候、自然此御參にても候哉、かれこれ委うけ給たく候、自然人このころいたつらに候ハ、いさくの八幡ニ立願候て、去月四日ニ參詣申候、然者五日、六日之間、おもてヲと心かけ候、あはれくそれよりすくに四日之日、いさくのやうニ小者一人にて、御越候へかしと存候、され共大すミへ御ふさたなされ候ハ、さやうのかひ事先と肝要候、大利御返事ニ細々可承候、かしく、

廿九日

「左衛門尉歳久譜中」

尙々申候、あかねかほうせんたしなミ候らん、白鶴の羽ヲ十羽計そめ候する、のそましく候こそ候へ、今度之働之事ハ、山之椿とをりヲ見せ候する、あさくとしたる打立にて候、然共、又四郎殿いつもいらぬ所のしやう氣、ますきたてをめさるゝ人にて候之間、その事立候て、さやうニハさなきやうニ申せのよし、しかくと仰候て可然存候、此度ハ打立候やうニ憑入候、恐々、かしく、

霜月十二日

義久（花押）
御判

左衛門太輔殿

左衛門太輔殿

義久

「左衛門督歳久譜中」

改年之御慶重疊、雖申事舊候、猶以幸甚々々、抑就此等之祝儀、慶書并五明二本進之候、何様永春中自他之吉兆倍可申承候、仍明後日廿二日之晩、大御屋形様年頭之爲

「左衛門督歳久譜中」

尙々一ヶ條之事ハ委追而談合いたすべく候、

態用一書候、仍去年之比、本田衛門尉以山田之事申儀候

ツ、雖然、又四郎殿より被申義候て、御くしを申下、帖

佐山田へくり替之由、申出すへき覺語候、先々安内令申

候、次者、來廿三日之番替之事、此比兵庫頭殿も歸り之

やうニ聞へ候、あはれ々吉田衆めしつれ、自身御立候

へかしと存候、頼申候、自然相替義候へ、追而可申通

候、將又先度之御文に以横山可承之由候ツ、此方へ丹後

など丈として狩之義可有仰事者、むやくさうニ存候、此

方ニハ今程いつれも々連歌仕計候間、外聞いかか敷存

祝儀、可申請企候、^{〔本マ〕}乍辛勞御越候て御會尺之儀頼入候、
餘々誰人も無候て可爲無調法候間、態用壹行候、恐々謹
言、

正月廿日

左衛門大夫殿

義久^{●(花押)}
〔御判〕

「左衛門督歳久譜中」

返々、したくの事ゆたん有ましく候、將又、先度ハ

小山田之打替之事、しきりニおほせ候つ、其以後分

別共いか候哉、承度候、比ハ配當之所領相つまり

候て、領地ヲあけらるゝ人々も候時分ニ候、あはれ

々おほせなされ候へかしと存候、當家之奉公ニ

相あたるべくこそ存候べく候へ、

態染筆候、仍 伯圀一昨日如加せ田御歸宅にて候、然者

定拙者南方へ可致參上候歟、さてハ貴所以同道參候へと

蒙仰候、九日、十日之間ニ參上と存候、其方も御支度干

要ニ候、可爲持聞へ候、次なからい作の馬追なともかと

候、犬かいこたき音聞へ候之時ハ、むね打さべく計候事
候、恐々謹言、

二月八日

左衛門佐殿

義久

義久^{●(花押)}
〔御判〕

存計候、恐々謹言、

三月廿九日

義久●(花押)
〔御判〕

左衛門大輔殿

902 「左衛門督歳久譜中」

勝久御息忠吉之事、今朝不通ニ申切而候、可御心安候、
將●(水)〔又〕、其方狩江依仕合、大足せ登せ可申候、次者水牛角之事承候、當時者、家景中切物にて候、然共一本たしなミ候間、進之候事候、恐々謹言、

雪月十三日

義久●(花押)
〔御判〕

左衛門督殿

903 「左衛門督歳久譜中」

尚々犬之事うけ給候、やかて參候、いかゞ候哉、無

心元候、

誠今春之吉兆尤以目出度、猶更幸甚々々、抑初狩之事御同前令存候、何様面談之時委可申承候、自然者其比忠平

於越候へ、可爲本望候、萬吉、恐々謹言、

正月拾一日

義久●(花押)
〔御判〕

左衛門佐殿

左衛門督殿

義久

904 「古御文書三番箱中」

謹上山門三院 修理大夫義久

就御宣命之儀被成下 御書候、謹以頂戴仕候、爲御使花城院御下向候、尤珍重候、所及意可令馳走候處、依當國干戈、時宜不任所存無念至極候、何様靜謐之砌、可奉致入魂候、仍雖左道之到候、沈香參百兩令致進上候、不見苦候者、御機嫌御取合所仰候、恐々謹言、

四月十三日

修理大夫義久

謹上 山門三院

905 「古御文書三番箱中」

誠年甫之御吉兆、千祥不易、猶更幸甚々、抑爲此等之
到祝、慶書并舊例之規式尤珍重候、倍萬嘉可申承候、恐
々謹言、

卯月十五日

修理大夫義久

謹上 種子嶋三郎次郎殿

「御文庫三番箱中」

藤原義辰

天文十九年庚戌七月廿一日壬丑之夜、明レハ廿二日甲寅之
夢相之事、いつとハしらす午之時計ニ有所ニ、とひの日
にむきて□いんヲ□尻源□か見付候て、我等に見□んと
の夢也、さて源二郎ヲ、我等かほめんやうは、とひの日
ニむきて、舞を見候へは、よのつねの目出度事にハあら
ぬと云テ、打□ると存シ、夢さめぬ、其□やうたいへや
かて向はしのとひ也、□くかなとにて、ミかきたてたる
やうのとひ也、尾羽ハけんなり、羽ノむきもよ□とひニ
ハちかひ候也、

天文廿^(マ)壬子正月四日之夜巳亥夢之事、軍神勸請ヲつたへ
候よしを、三河守ニ物語候へハ、返事ニ先ソレヲ□と心

得テる候に、其上いかはとも可有とさうたん共あると見
て、夢さめ候也、

天文廿四年乙卯四月十五日夜夢相之事、目之きりくくと
御指出候ニ向テ、しゅノいんにて九字ノ文ヲとなへ、お
かむと見て、夢さめぬ、自其九字ノらくしやヲ立、くわ
ん申候、日吉ヲたのミ□成 しゆめ候や、是帖佐ニての
事也、同九月廿八日之夜庚申之夢相之事、日月星之三光
をおかミ候と見申候、殊勝ニ□

「義辰ハ義久公初ノ御名ニテ、天文二年御生ナレハ、十九年、十八歳
ノ御時ニ當れり」

「二番箱義久公一軸中」

今度油蠟之儀、唐人被召上成就、一段御氣色珍重候、被
成御朱印候、猶相心得可申上旨候、恐惶謹言、

909

〔御文庫三番箱寶鑑中〕

猶と申候、彼若衆只今參候、かさも無之候、見事さ
はいまもたゝならず候、日 本國大小神祇非偽候、

嶋津修理大夫殿



908

〔御文庫三番箱寶鑑中〕

雖御上洛之由候、依無其便不申、頗背本意候、抑先年者、
種々芳情之儀共、不忘失候、何様御逗留中遂面謁可申述
候、心事猶花城院可申候也、恐々謹言、

十二月廿三日

〔奉朝親王御判〕
〔花押前〕

〔慶長三年〕

八月十九日

嶋津修理大夫入道殿

參人々御中

〔別ニ寫書載置候也〕

〔本文書ハ「舊記雜錄後編三二」四四六號文書ト同文ナリ〕

大藏卿法印◎〔花押〕

宗久〔印〕

910

〔御文庫三番箱寶鑑中〕

早と御出候へく候、於御由斷者、沙汰之かきりたる
へく候、但御届ハ此分候、於無御出者、意高兩人申
談、盃可給候間、向後不可有御恨候、無御返事間ハ、
八幡之さかつきのミ不申候、相流申候、 可承
候、此者 工候、御出可然候、かしく、
追而令申候、仍昨日内と御物語申候かさかきの若衆、只
今至當所來候、かさもこれなく、ことくくなをり申候、
弥若衆あかり申候、盃きこしめし度候ハ、只今不移時
刻早馬にめし候て、小者一人之躰にて、早と可有御出候、
念者之ある若衆にて候間、承候ハ、如何候之條、不被
及沙汰候、可被懸御意候、爲其令啓候、以使者可申候處
ニ、路次遅候てハと、乍聊尔以飛脚申候、恐々謹言、

巳下刻

五月廿一日

東入道

山判

龍伯



猶と御鷹ハ二三日も四五日も御延引可然候、^(炎)炙治其

中ニ猶といへ可申候間、日數參候程よく候へく候、

籠を被出候へ、やかてくうつらにとり被飼可然

候、いちもつにて候間、手間不可入候、此とりくち

見物申度候、又一日仕付候て進之候、餌飼へ、雀二ツ

とかき候ところを、四ツ可然候、それよりハ三ツ四

ツとうちかへく被飼へく候、それもやせたる雀ハ

すくなく候へく候、こへ申候雀可然候、爲御分別令

申候、これハ籠いたし候事延引ニ付、令申候事ニ候、

以上、

御札本望之至候、仍來九日、於今出川連歌興行ニ付、御

發句尤珍重存候、三ツなからいづれも殊勝ニ存候、此ま

ゝあそはし被付、三ツなから紹巴ニ御談合可然存候、

ちりうせぬ 神無月 残りきて 執ニ御作意奇妙ニ存

候、

残りきて冬もやさかりの庭の菊「本ノママ」

てには如此ニ候はん哉、御内談之處を、とかく不申候へ

へと、存寄候趣を申候、但趣向ハめんくの氣あひく

なるものにて候間、難定事にて候、此御發句ハ、三〇な

から愚意にハ、可打捨發句ニあらすと存候、紹巴合點之

外あまりたる御發句にて、一座可有御興行候、御人數ニ

可參候、京都にてなりとも、東山にて成とも可然存候、

せはき座敷にてハ候へとも、小人數にて尤存候、幸發句

三まで候間、貴老之御興行之後ハ、われら四五人にて可

仕候歟、乍去あしく候とも、句をハ可仕候振舞ハ難成候

はん間、へんたう御もたせあるへく候、又八日ニハ、如

承九日之連歌ニさし合、一順再返も如何候、定八日より

可有御出京候條、連歌以後、十一日・十二日之比、貴老

次第ニ可參候、明日澁屋對馬入道振舞申候故、御出京之

由御慰被存候、將^{◎亦}〔又〕、禁裏御惱、細々被御尋申候事、一

段御祝着之由候、只今も御使如見申、女御まで見廻申候へ

ハ、御うはさにて、事外御感之由候、昨今ハ少よき御事

之由候間、可御心安候、先日重而給候御札も、懸御目候、

せう魂之法被仰付、則御祈禱候、可御心安之由可申旨候、

旁明日御出京候者、其節可申候、われらも明日ハ在京可申候、御用候者、可承候、已上、

十月四日

〔近衛龍山公也〕
山

伯老

御返事

911
「御文庫三番箱寶鑑中」

かたぬきの口を被切候とて、極袋一、近比承悦之至候、久不能向顔候條、期御出京之時候、かしく、

季秋廿三日

三木

龍伯

〔近衛信尹公也〕

912
「御文庫三番箱寶鑑中」

昨日者御句執と殊勝と、乍勿論寄特存候、夜前御歸路可及深更ニ令察候、將^{◎亦}〔又〕彼長老、昨日御出座畏存候由、唯今以參御禮申度^{◎由候}〔候之〕條、旁如此候、猶期面謁候、委曲倉光主水佐可申候、恐と謹言、

十月廿八日

〔近衛前久〕
〔花押取〕

龍伯

913
「御文庫三番箱寶鑑中」

猶以小袖十進之候、已上、

御使札、令得其意候、仍爲御音信卷物二色送給、祝着之至候、將又、庄内之儀侘言申筋目就相違、重而山口勘兵衛差下候、諸事口上申含候間、令省略候、恐と謹言、

十一月廿七日 家康〔花押取〕

龍伯

914
「御文庫三番箱寶鑑中」

猶と申候、預御札候其便宜ニ、則度と御返事申候處、不相届候やうに、御書中ニ相見候、如何候哉、扱と無御心元不審千萬候、御ミせ候歌書抄物令再覽候て、去年夏之比、道正かたへ遣候へハ、慥相届候由申候、其以後御書中ニ、いまた不相届候やうに、相見、驚入候キ、又歌の

てには御ふしんとも、御發句以下の御返事も、度々永文にて申候、それも届たるとも御書中ニ無之候、返々無御心元候、此書札とも日付ハ明日十一日と書申候へとも今日中ニ返事といそき申候間、とりあへず今日十日ニ令申候、去正月三日之御札、昨日二月九日ニ相届候、御返事翌日ニ令申候故、いそき候、無正駄候、猶期後音候、已上、

二月十日

山 「龍山公也」

(義久)
伯老御返事

「義久公御譜下卷末年號不知内也」

「御文庫三番箱寶鑑中」

猶々、我々異見申候旨、いかか存候哉、閏三月中旬より今日までハ不通候、

幸侃か内儀へ、我等懇仕由、委被聞及候との、龍伯之書中候哉、對我等幸侃無比類馳走人にて候つる間、推ニも人の左様に可申候、され^{◎其}「ハ」誠に似たるうそにて候、後

三月上旬に、北郷與右衛門尉と申候者、幸侃後家子共かたより、折々使ニも參、自分ニも參候て、身上之儀如何候てよく候はんそと申候間、源次郎、又八郎へしたかひ、申覺悟もち肝要候、君臣之間にてハ、理非ニ不立入、主之存分ニ成事、近代別而のやうに候間、自今以後、忠節之覺悟仕候へと申候、少もたてつき候ハ、源次郎身上即時に可相果候、亦し^{◎た}「ナ」ひ候ハ、武庫之むこにて候間、至眷屬までもわろき事ハ不可有之候と、うけこひ候やうに、二三度與右衛門^{◎ニ}「ハ」申きかせ候つるか、後三月中旬よりハ與右衛門尉も其外之者も、はたと我々所へハ不參候、右之段々、友枕を以武庫へも申届候事候、其上源次郎かたへ幸侃はて申候二日已後之狀にも、君臣之道を分別候て、したかひ申候覺悟候へと申越候、當座より我々ハ無ニしたかひ申候へと、とれ[／]ニも申聞候間、自然に聞え可申候、

七月四日

「近衛信尹公ノ御狀ニテ御名モ宛モナシ」

「御文庫三番箱寶鑑中」

伯老

九月廿一日

判「龍山公御判」

芳札本望之至候、抑内ニ可有御上洛候之處、持病之御虫再發ニ付、無其儀由、以面可申と存候處、御殘多候、漸寒天ニ候之條、御養生之儀肝要候、拙者も夏已來以外相煩、于今無快氣、令迷惑候、俄老耄無正躰候、拟々少將上洛之由、尤目出度候、將亦、公用之黃金十兩御上候、令祝着候、次ニ歌書加一覽候上、再三披見申候、一段可然抄物候、可有御秘藏候、道正かたより便宜在之由申候つる間、下申候キ、相届候哉、猶委可申候へとも、昨日又事外相煩、此書中漸申躰候、猶期後音候、恐々謹言、

「御文庫三番箱寶鑑中」

「義久公御譜中ニ寫ノセ置候也」

(本文書ハ「舊記雜錄後編三」七八二號文書ト同文ナリ)

猶々、われら事、去年已來のやうとも、悉諸大名聞分無疎意候、殊ニ今程福岡左衛門太夫・加藤主計・朝野・小寺・伊達其外歴々の衆、沙汰之限之由申、一段々馳走無如在候、可御心安候、書中當座ニ火中々、

去三月二日之御札、卯月廿一日相届、披見本望候、

一白木之文箱之事、愚狀ニモ何とも無之由、以外相煩申病中故、書落申候哉、無是非候、伊勢國一身田專修寺と申候寺々くれ申候間、拙者より貴老へ進之候キ、これらしきをかき物ニ候へ共、文箱上手之由申候間、御心さはかりにて候、一咲々、

一さ五とうハつゝミにハ候て、文の内ふと候かき付ハ、信尹・女御なと母にて候と存候、則以主水尋候へハ、友枕そへ狀仕候て可下候由申候間、さやうニ存候へハ不相届仕合之由申候、定而進藤かたが、猶可申由候間、可爲其趣候歟、

一鶏羽虫之養生藥之事、先書ニくハしく申候キ、不相届

候哉、餘々とき程ニ申候と存候、御合點不行候歟、猶以只今も申候、

一しゝのあかりかね候ハ、病ニより申候、とうけにてしゝひけ、あかりかね候も候、

一のすりと申候病にて、しゝやせ、あかりかね申候も候、うちもちあしく候てのも候、

一かれきと申候病により候てのも候、非一樣候、そのミやうともニ、別紙ニ注進之候、拙者以外相煩、于今無快氣候間、人にうつさせ候て進之候、

一河原毛御馬、扱々ためしすくなき事候、一目見申度候、是非共令下向、一覽申度と存候へ共、如此相煩候て、不可成候と存候、鶴毛駁のたけ四歳なと候に、さやうニ大たけなる駒まれなる事にて候、猶々たけハ大ニなり可申候、くれくれ一覽申度候、さ様の馬よきハ上方にハ無之候、惣別馬形のミ事なるハ、御國の牧の馬共にて候、先年御上洛之刻、以意齋われらへ給候御國之馬も、一段く馬形よく候つる、乘氣ハすくれ不申候

キ、其馬輝元家中三浦兵庫と申候者、無理ニ以意齋所望申候間、無了箇遣候つる、さりとてハ見事之馬形候キ、くれくれ見申度候、

一こゝもと當時何ともく女房公事さへ事おほく、氣遣諸人申候、我等も去年さたの限之事共候故、こりはて申、ちとのんきかたくニ罷下、たのミ申度之由申候つる、相届候哉、乍去相煩候間、心はかりと存候、一唐扇二本給候、こゝもとめつらしく、一入秘藏申度候、折々の御音信、祝着申候、

一税所罷上候時、公用之金之事、貴老よりも可被仰候間、又八郎殿へ、われらども申候へとの事にて候へ共、終ニこゝもとへハ無御出候、又可申間も無之候故不申候、乍御六借いまゝてのことく、貴老より御上候て可給候、

一鷹の養生、羽虫羽ミたれのやう共、くハかしく先書ニ申候へ共、猶々申候、

一鷹之病多事候、下國申、さやうの療治得御意候て仕度

候、返々くハしく申度候〔得〕共、于今散くニ相煩候
て、此書狀もわけみえ候ましく候、ふせりながら申候、
猶期後音候、恐々謹言、

卯月廿五日

山

〔龍山公也〕

伯老床下

山

〔御文庫寶鑑中〕

追而申候、

一此方へ御ミせ候歌書、令再覽、下申候、相届申候哉、
御返事終ニ無之、御心もとなく候事宗古ニ渡申候キ、

一羽虫ノ養生藥并羽亂之藥、其外鷹之藥共、調合候て下
申候、相届申候哉、

一歌連歌の事、御ふしん共、大形注進之候キ、愚意憚多
候つれ共、應御意候キ、是又相届候哉、

一先日又御一書にて承候事共注候て、愚老覺申候分下申

候、平田弓兵衛尉ニ渡申候キ、

一其刻羽虫之藥ノ方をも注下申候キ、

一御用之事、毛頭々々不可存疎意候、

一扱ミ見事なる大鷹見申候、若鷹にて、つらのふすほり、
をそろしきまなこのつきやう、こしまへのつよく見事
なる事、かしろの見事なる事、鷹つねよりも大ニ候、
くまたかのせうなとく可申躰ニて、これも尾の符かわ
り、わしすりニて尾よしもあり候、少あいきと申候
病氣候を、われらをたのむよし申候ほとに、灸治を仕、
藥七日計飼申候へハ、ことくく直申候、主一段く
人にかくし候て、令所持候、乍去、拙者執心ニ存候ハ、
くれ候はん様ニ申候へ共、今程われら相煩候故、いつ
れも自是可申候由申候キ、扱ミ御めニかけ度候、御懇望
候ハ、何やうニも可令馳走ものと心ニ存候事候、鷹
鷲の事ハ不及申候、白鳥も可取候鷹の大きにて候、乍去
いまたあらたか若鷹ニてとり飼不申候由候、其儀ハ猶
以おもしろき事と存候、百居、二百居の内ニ珍數候鷹

にて候、大黒符にて候、尾すけまで符を切つめ申候、懸御目度候、以外相煩候へ共、いにしへすきのくちとて、ふせりなからねむしろのうへより令申候、書中火中く、今度少將御下國之刻、御鷹まいり候、相叶御意候哉、此比われらかたへも、大鷹從東國可上之由申來候、無用と可申心中□いまた無便宜候て、返事不申候、扱と参あい候て、馬鷹の事御物語申度候、書中火中く、

卯月廿五日

山「龍山公也」

伯老床下

御不審之條と

一歌之題、如仰珍數存候、明題集并題畫共引合見申、これより可申候、

一をしかふす夏のゝ鹿の道をなみしけき戀路にまよふころ哉

此みちをなみハ道なきと申詞にて候、をしかの夏のゝ

草のみちもなき中を、つまをたつねまとふやうに、われも戀路にまよふとの心をよミたる歌にて候、一わかのうらにしほみちくれはかたをなみあしへをさしてたつなきわたる

このかたをなみも、かたもなくにて候、しほのみちくるまゝに、いつもみちくるしほに、方もみえず候により、田鶴かしたにはえすハり候へて、たちいてゝあしへをさして、とひうかれなきて行さまにて候、かたをなみ、みちをなみ、いづれもおなしてにをはにて候、一いまよりハつきてふらなん我やとのすゝきをしなみふれる白雪

此をしなみの御ふしん、これ又心かハり申候、薄をしなみてふれるしら雪、いまよりハつきてふれ、さてもすゝきにふりかゝりたるうす雪、はつ雪のおもしろき事をつきてふれ、見たきよしの趣向也、ふらなん、此なんハ下知の詞にて候、つきてふれと申心にて候、此なんといふ詞も、ところによりかはり申候、

一わか屋との花みかてらにくる人へちりなん後そこひし
かるへき

ちらふするのちそ戀しかるへきにて候、花見かてらハ
花見のついでといふ詞にて候、

920 一尾ノ藥

雀を丸なからくろやきニ仕、なへすミとうふんに合、
こまかにして、せゝなけのところにをしあわせて、尾を
わけすり入候やうに仕候へハ、はやく尾を出候て、た
けもやかてなかく成申候、毎日七日ほとつけらるへく
候、日に二度も三度も可付候、つけさまニしろ水を湯
ニわかし、しほを入候て、あらひてつけ申候、此藥ハ
馬のせをとりたるにもよく候、すりむきかへめされ候
にもよく候、又友馬にくハれ候疵にもよく候、
一くつすりの藥

からしをすりて、すりむきたるうへにつけ申候、その
うへをふきの葉にてまきてをき候へハ、やかてくな

をりかたまり候、

921

猶々、此一冊御氣に入候ハ、御うつし候までも候
ましく候、これを此まゝめしをかれ候へく候、われ
くこゝろしるしにうつし書付一候冊にて候、又此
うち御ふしんも候ハ、可承候、かたのことく相傳申
候間、覺申候分ハ可申候、早馬ハ又各別にて候、大
かた先年注進之候五形にて候、猶其外にも聊習申候
間御尋候ハ、可申候、

922

「御文庫三番箱寶鑑中」

遙久不申通疎遠之處、芳札殊唐鐘金、臺銀被上候、懇志
之至、尤喜悅秘藏候、別而無御疎意由、本望此事候、誠
不思寄依倭人之所行、京都令退座、無念之至候、然共、
信長令分別、義昭不謂御存分無是非候、早々可令歸洛之
由、再三雖申越候、一旦失面目候間、至于今者、不及覺
悟由申放候、然者、江州南北・越州・四國衆悉令一味候

而、近日拙身も令出張候、則可遂本意候、可御心安候、

猶進藤左衛門大夫可申下候也、狀如件、

(元龜元年)

八月十日

(近衛前久)

(花押102)

嶋津陸奥守入道殿

923

〔御文庫三番箱寶鑑中〕

好便之條令啓候、仍去年豐・薩兩國和睦之事、以御朱印被申下上者、從雖御存分候、被差置意趣、無事之段可然候、其故者、到藝州不圖可被及行之由候間、於相滯者、併被對天下可爲支候條、御分別專一候、委曲申含伊勢因幡守候キ、猶道叱可申候、恐々謹言、

(近衛前久)

(花押102)

三月二日

修理大夫殿

924

〔御文庫三番箱寶鑑中〕

芳札披見候、抑天下之様子、不可有隱間、不及是非候、拙者事、其已後先令蟄居躰候、於自然之儀者、可頼入候、

若鷹事、右之趣候間、御無用候、次沈香百兩、御懇志之

儀共祝着申候、猶追而可申候、恐々謹言、

(天正十年)

六月十七日

(近衛前久)

(判)

修理大夫殿

修理大夫殿

前久

(本文書ハ「舊記雜錄後編」一二七八號文書ト同文ナリ)

925

〔御文庫三番箱寶鑑中〕

去年指下柳澤之處、別而馳走、殊大鷹一本、黃金百兩、馬三疋到來、令悅喜候、重而太刀一腰・黃金拾兩、寔每度懇意段、祝着此事候、猶昭光・昭秀可申候也、

〔足利義昭將軍〕
(花押6)

三月十四日

嶋津修理大夫殿

926

〔御文庫三番箱中〕

謹令致言上候、抑改年之御大慶、千秋萬歲、重疊雖申上

927

事舊候、猶以不可有休期候、珍重幸甚々、隨而被任修理大夫之由、忝蒙仰候之條、相定官途候、就此等之祝儀、態捧慶書候、仍御太刀一腰・御馬一疋、奉致進上之候、何様永日中、御賀瑞倍可申上加候、此旨以宜預御披露候、佳事恐惶敬白、

(永祿八年)
正月十四日

修理大夫義久(花押記)

進上 大野駿河守殿

(本文書ハ「舊記雜錄後編」三二〇號文書ト同文ナリ)

「古御文書三番箱中」

連々無音罷過、謹非本懷候、(秋月權實)到宗闇者、節々於京都茂遂熟談、祝着此事候、當時御疑之由承及候條、啓達候、倍無違易可申通段所希候、仍荒駒一疋舊毛印、令進之候、聊表心緒計候、恐々謹言、

五月十一日

龍伯

秋月三郎殿(權長)

「義久公御譜中卷末年號不知也、案文有之トアリ」

928

「御文庫三番箱中」

依遠國、渡海已後無音罷過候、誠非本意候、夜白被成辛勞候事、從是旦夕察存計候、然者梅北慮外逆心を企候之故、某事モ於名護屋及折角候處、大閣様 上意忝候て、寄持ニ進退指通候、「本マ」此等之儀ニ付、薩・隅之置目可被改由、被仰出、爲 上使幽齋老下向候、拙者モ案内者仕候へと承候間、當時在國候、將又御檢地之事、淺野彈入殿御當にて、一揆成敗之由候て、肥州八城へ逗留候、從彼方直可有下着様、聞得候、返々高麗之直說無之候間、無心元令存候、便宜之節、懇ニ可示預事大望候、恐々謹言、

(文祿元年)
七月廿三日

龍伯◎(花押)
(鳥津久保)

又一郎殿

929

「御文庫三番箱中」

敬白 起請文之事

今度關白殿 大閣様へ逆心被思召立由、大閣様被聞召付、則關白殿高野之御栖にて相濟候由、其聞候へとも、

若何事か出来候て、亂ニ罷成候共、一圓ニ 大閣様御す
ちへ如在を存ましく候、もし到其時、右之とをり相違ニ
おゐてハ

「末文ナシ」

930 「三番箱卷二」中

今度三ヶ條、以神載深甚被顯心底、誠爲當家之、爲我等、
旁神妙候、春日・八幡・天滿天神茂御照覽、何様同心之
儀、毛頭不可有忘却者也、

(文祿四年)

二月廿八日

龍伯

(忠元)
新納武藏入道殿

(本文書ハ「軍記雜錄後編」二八三〇號文書・一四六八號文書ト同文ナリ)

931 「御文書三番箱卷二」中

白坂七右衛門尉を以、加治木御藏入、去年之收納進上遅
々、不可然之由承候、尤ニ候、然者下代曲事ニ候之間、
一途可嘆之由申付候處ニ、般若院へ被仰下候趣者、急速

伊宮内少可差上之由承候間、任其意、近日中可罷登由申

付候、さてハ於其元被遂糺明、何篇可被仰濟候、惣別彼
御藏入之儀者、幸侃存知之儀候間、右之借銀返辨并利平
之儀等、書面之旨、具幸侃へ申聞候、定油斷有間敷候、
先以治少老御氣色惡故、御墨付等停止可有之由承、迷惑
千萬ニ候之處ニ、此度寶泉坊へ御傳書到來、令祝着候、
自然之時者、御取合所希候、將又高麗上米返辨之儀申付
候、每篇白七用口上候條、不能詳候、恐々謹言、

八月廿九日

龍伯(花押163)

(島津義弘)
兵庫頭殿

參

932 「古御文書三番箱中」

家康へ參候事、又私宅へ入御之儀、少モ僞なく、條々有
やうニ令口能候、曾別なる儀ヲ不申入、不承候、

八幡・春日・愛宕山モ御照覽、僞無之候、以此趣ヲ委可
被申上候、恐々謹言、

正月三日

龍伯(花押163)